令和3年第428回定例会

矢吹町議会会議録

令和3年6月11日 開会 令和3年6月21日 閉会

矢 吹 町 議 会

令和3年第428回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月11日)

議事日程
本日の会議に付した事件1
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名2
職務のため出席した者の職氏名····································
開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
会議録署名議員の指名
会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
諸報告
監査報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
組合議会報告
議員派遣報告5
町政報告
報告第6号の上程、説明、質疑8
報告第7号の上程、説明、質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
報告第8号の上程、説明、質疑9
報告第9号の上程、説明、質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
報告第 10 号の上程、説明、質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
承認第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
承認第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案の上程、説明(議案第30号~議案第36号) 1 3
散会の宣告····································
第 2 号 (6月14日)
議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ····································
職務のため出席した者の職氏名・・・・・・16

開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
一般質問
芳 賀 慎 也 君
関 根 貴 将 君
富 永 創 造 君
三 村 正 一 君
散会の宣告····································
第 3 号 (6月15日)
議事日程
本日の会議に付した事件 6 5
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名
職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
開議の宣告······· 6 7
一般質問
安 井 敬 博 君
青 山 英 樹 君
総括質疑······9 8
議案・請願・陳情の付託
散会の宣告·······9 9
第 4 号 (6月21日)
議事日程
本日の会議に付した事件
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名102
職務のため出席した者の職氏名・・・・・・・・・・102
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
町長答弁の訂正について
議事日程の報告・・・・・・・・・・・103
議案第30号、第31号、第33号、第34号、請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決103
議案第32号、陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

議案第36号の委員長報告、質疑、討論、採決107
議案第 35 号の委員長報告、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙
発言の訂正
日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
同意第1号の上程、説明、採決・・・・・・・・・・113
同意第2号の上程、説明、採決・・・・・・・・・・113
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決
閉会中の継続調査の申出について
議員の派遣について
閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
署名議員

令和3年6月11日(金曜日)

(第 1 号)

令和3年第428回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年6月11日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 町政報告

日程第 5 報告第 6号 令和2年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について

日程第 6 報告第 7号 令和2年度矢吹町事故繰越しの報告について

日程第 7 報告第 8号 令和2年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告について

日程第 8 報告第 9号 出資法人の経営状況について

日程第 9 報告第10号 専決処分の報告について(専決第12号 損害賠償の額を定めることについて)

日程第10 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号 令和3年度矢吹町一般会計 補正予算(第2号))

日程第11 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号 矢吹町税条例の一部を改正 する条例)

日程第12 議案の上程

議案第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号 (町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳	賀	慎	也	君	2番	関	根	貴	将	君
3番	髙	久	美	秋	君	4番	藤	井	源	喜	君
5番	堀	井	成	人	君	6番	鈴	木	浩	_	君
7番	富	永	創	造	君	8番	Ξ	村	正	_	君
9番	加	藤	宏	樹	君	10番	鈴	木	隆	司	君
1番	青	Щ	英	樹	君	12番	熊	田		宏	君
3番	安	井	敬	博	君	14番	角	田	秀	明	君

欠席議員(なし)

1

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭	田	泰	昭	君	副町長	藤	田		豊	君
教 育 長	鈴	木	健	生	君	代表監査委員	佐	藤	昇	_	君
企画総務課長	佐	藤		豊	君	まちづくり 推 進 課 長	山野	辺	幸	徳	君
税務課長	小	磯		剛	君	会計管理者兼 総合窓口課長	/1\	針	良	光	君
保健福祉課長	阿	部	正	人	君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴	木	辰	美	君
商工推進課長	佐	藤	浩	彦	君	都市整備課長	福	田	和	也	君
上下水道課長	柏	村	秀	_	君	教育次長兼 教育振興課長	1#1	井	淳	_	君
子育て支援 課 長	715	椋		勲	君						

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長氏家康孝副局長加藤晋一

◎開会の宣告

○議長(角田秀明君) 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第428回矢吹町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(角田秀明君) これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(角田秀明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

7番 冨 永 創 造 君

8番 三 村 正 一 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(角田秀明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

[11番 青山英樹君登壇]

○11番(青山英樹君) 議場の皆様、おはようございます。

それでは、早速ご報告いたします。

第428回矢吹町議会定例会が本日6月11日に招集になりましたので、これに先立ちまして、6月9日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出がありました日程案については議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。その結果、会期を本日6月11日から6月21日までの11日間とし、会期日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開催し、その対応について協議を することといたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長(角田秀明君) お諮りをいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日6月11日から6月21日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日6月11日から6月21日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長(角田秀明君) 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等について説明をいたします。

本定例会の議案書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会及び福島県町村議会議長会令和3年度定期総会における議案書等の写し、請願及び陳情文書表並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告をいたします。

さきの3月定例会において議決されました発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月22日付で各関係機関に送付をいたしました。

◎監査報告

○議長(角田秀明君) これより、例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。 代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監查委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員(佐藤昇一君) 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうからは、例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、令和2年度2月分を3月25日に、3月分を4月21日に、令和2年度及び令和3年度4月分を5月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、令和3年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月22日に行いました。 検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出 納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、 適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては報告書をご覧いただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長(角田秀明君) 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長(角田秀明君) 次に、私から、令和3年5月28日に開催されました令和3年第2回白河地方広域市町村 圏整備組合議会臨時会についてご報告をいたします。

臨時会提出議案の審議に先立ち、組合議会正副議長の選任に関する申合せ事項に基づき、組合議会の正副議長の選任が行われ、議長に菅原修一白河市議会議長が、副議長に真船正康西郷村議会議長がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案は3件であります。

議案第6号 動産の取得について及び議案第7号 動産の取得については、原案のとおり議決されました。 次に、議案第8号 白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてでありますが、須藤俊一棚倉町 議会議長が同意されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で、令和3年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についての報告を終わります。

次に、令和3年6月3日に開催されました令和3年度福島県町村議会議長会定期総会についてご報告をいた します。

定期総会の議事に先立ち、優良町村議会の表彰が行われ、南会津町議会、浅川町議会、飯館村議会が、そして町村議会議員特別功労者として4名の方々、自治功労者として9名の方々が表彰され、渡辺会長から優良町村議会に、そして特別功労者、自治功労者にあってはその総代にそれぞれ表彰状、記念品が授与されました。

本定期総会での議案についてでありますが、議案4件及び選挙3件が提出されました。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として、各地方町村議会議長会から提出された23件の議題についての審議がありました。そのうち西白河地方町村議会議長会から提出された第9号及び第10号をはじめ、各地方町村議会議長会から提出された要望についても、全件、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 決議について及び議案第6号 特別決議についてが提案され、原案のとおり決議されました。

次に、選挙第1号、第2号、第3号が提案され、会長に、小椋真北塩原村議会議長、副会長に、片平秀雄桑 折町議会議長、緑川栄一古殿町議会議長、監事に、小玉智和下郷町議会議長、田村弘文小野町議会議長、菅野 新一飯館村議会議長がそれぞれ選任されました。

なお、詳細につきましては、お手元配付の定期総会資料のとおりであります。

以上で、令和3年度福島県町村議会議長会定期総会の報告を終わります。

これにて、私からの報告を終了いたします。

◎議員派遣報告

○議長(角田秀明君) 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告をいたします。 派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長(角田秀明君) 日程第4、これより町政報告を求めます。 町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 議場の皆さん、おはようございます。

第428回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長をはじめ、議員の皆様に感謝を申し上げます。 それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第428回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症関連についてでございますが、初めに、町民の皆様には手指消毒などの基本的な 感染防止対策及び飲食を伴う懇親会や会合、感染拡大地域への不要不急の外出の自粛など、ご理解とご協力を いただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

さらに、昼夜を問わず、最前線で懸命に対応していただいております医療機関等関係者の皆様をはじめ、感染拡大防止対策に取り組みながら町民の皆様の生活を支えていただいている事業者の皆様に、深く敬意と感謝の意を表します。

本町では、本年2月までに11例、3月に11例、4月に4例、ここからはお手元の最新の数字を申し上げますが、5月に3例、それから6月に1例の合わせて30例の新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたところであります。

町民の皆様におかれましては、命と健康を守り、安全・安心の確保に向け、クラスターの発生防止、感染拡大地域との往来の自粛、小まめな手洗い、手指消毒など感染拡大防止の徹底と継続をお願いし、さらには感染された方やそのご家族等に対する差別的偏見や言動を慎んでいただくよう、防災無線やホームページ、広報紙等で、その都度、感染拡大防止対策を呼びかけてまいりました。

また、新型コロナウイルスワクチンの集団接種につきましては、これが当面コロナ対策の切り札、ゲームチェンジャーとして注力しておるわけでございますが、本町では65歳以上の高齢者を対象とした集団接種を5月13日より、文化センターで開始いたしました。

4月上旬に65歳以上の高齢者5,540名の方へ接種クーポン券及び接種予約に関する文書を送付し、文化センターでの集団接種、または町内医療機関での個別接種をご案内させていただき、6月10日現在、これもお手元の最新の数字で申し上げますと、3,475名の方から集団接種の申込みがあり、先ほどの6月10日現在で1,689名、これ集団接種ですね、の方が1回目の接種を終えております。

なお、町内医療機関での個別接種につきましては、4つの医療機関で5月24日より順次ワクチン接種を開始 しております。こちらの数字は、集団接種の1,689名とは別カウントであります。7月中に接種を希望する高 齢者への接種をおおむね目途をつける見通しでありまして、8月からは高齢者以外で基礎疾患を有する方、ま たは60歳から64歳の方を対象とした接種を開始し、9月に16歳から59歳の方を対象とした接種を行う予定であ ります。

若干付言いたしますと、これにつきましては最新の状況でいきますと、オリンピック・パラリンピックをど

うも行うというような状況である。また、恐らく変異株が相当広がるリスクもあるのではないかということに 鑑みまして、実は今日も、ワクチンの接種にご協力をいただいております町内の8つの医療機関に夕方お集ま りをいただいて、協議をさせていただくわけですが、できるだけ先ほどの変異株、それからオリンピック・パ ラリンピック等のリスクに鑑みて、打ち手の確保、マンパワーの不足等についてなかなか厳しいものはありま すが、安全・安心に配慮しながら、できるだけスピードアップするということを考えております。

ですから、今申し上げた日からは、何とかしてスピードアップをというふうに考えておりますが、いかんせん、先ほどの打ち手の不足であるとか、それからワクチンの問題であるとか、様々ございますが、できるだけ町としては、これをスピードアップしていきたいというふうに考えております。

ワクチン以外にも、今後も国や県の動向及び感染状況を踏まえながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止 対策を速やかに実施してまいります。

3ページをご覧ください。

次に、福島県沖地震関連についてでございますが、初めに、令和3年福島県沖地震により被災された皆様に は、心よりお見舞いを申し上げます。

被災住宅の修理等、支援についてでありますが、罹災証明書により決定される被害の程度に応じ、現在、各制度内容に基づき被災者への支援に取り組んでいるところであります。5月18日から、平日の午前9時から午後4時30分の時間帯に申請前の相談会を実施しておりまして、6月10日現在、これもお手元から最新の数字を申し上げますと、6月10日現在で72件の相談を受けております。各支援制度の内容につきましては、町のホームページ、そして新聞の折り込み、回覧などで様々な手段で周知を図っておりまして、6月1日から申請受付を始めたところであります。

なお、住宅応急修理事業並びに一部損壊住宅修理支援事業につきましては、前にもご説明いたしました福島 県独自の支援制度として実施する事業でございまして、被災者生活再建支援制度及び被災建造物公費撤去事業 につきましては、国の制度に基づき実施するものであります。いずれの支援事業におきましても、支援が速や かに行われるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

6ページをご覧ください。

次に、健康センターの営業再開についてでありますが、前指定管理者の指定期間満了に伴いまして、4月1日より、あゆり温泉及び温水プールについて臨時休館しておりました。4月23日開会の第427回矢吹町議会臨時会におきまして、指定管理者の指定について議決を得ましたことから、新たな指定管理者と5月1日に健康センターの管理に関する基本協定を締結いたしました。

その後、営業再開に向けた準備を行いまして、5月22日にあゆり温泉及び温水プールの営業を再開しております。当日は、新型コロナウイルス感染症対策として規模を縮小いたしましたが、オープンセレモニーを行いまして、営業を開始いたしました。

次に、小中学校の入学式及び幼稚園の入園式についてでありますが、町内4小学校と矢吹中学校の令和3年度入学式が4月6日に行われまして、矢吹小学校36名、善郷小学校71名、中畑小学校24名、三神小学校22名、合わせて153名が入学し、矢吹中学校では159名が入学いたしました。

また、町内4幼稚園では4月12日に入園式が行われ、矢吹幼稚園の新入園児は、年少児が21名、年中児2名、

年長児1名の計24名で、進級児22名と合わせて46名の在籍であります。中央幼稚園の新入園児は、年少児29名で、進級児66名と合わせて95名の在籍であります。中畑幼稚園の新入園児は、年少児9名で、年中児1名の10名で、進級児34名と合わせて44名の在籍であります。三神幼稚園の新入園児は、年少児16名で、進級児24名と合わせて40名の在籍であります。

なお、4園の新入園児の合計、これは79名でありまして、進級児146名と合わせて在園児の合計は225名となっております。

次に、小規模保育事業所の創設についてでありますが、待機児童の解消を図るため、これを大変重要なことと考えておりましたが、昨年度、整備いたしました小規模保育事業所サンライズキッズ保育園矢吹町園が令和3年4月1日に開所いたしまして、15名の乳幼児が入園いたしました。これにより昨年4月1日時点で22名おりました、これは福島市と並んで県内ワーストでありましたが、この待機児童については全て解消されました。ここまで、町政報告から5点を抜粋し、報告を申し上げました。

矢吹町の地方創生に向けて、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせてい ただきます。

その他25項目につきましては、お手元に配付いたしました第428回の矢吹町議会定例会町政報告により、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長(角田秀明君) 日程第5、これより報告第6号 令和2年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを 議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) それでは、ご説明いたします。

日程第5、報告第6号 令和2年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。

本件は、令和2年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました主要町道道路整備事業、ふくしま森林再生事業等の35事業及び令和2年度矢吹町公共下水道事業特別会計予算において計上いたしました下水道未普及対策等事業等の6事業並びに令和2年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算において計上いたしました農業集落排水処理施設管理事業等の3事業を地方自治法施行令の第146条第1項の規定によりまして、繰越計算書のとおり令和3年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第6号 令和2年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長(角田秀明君) 日程第6、これより報告第7号 令和2年度矢吹町事故繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長(蛭田泰昭君) それでは、ご説明いたします。

日程第6、報告第7号 令和2年度矢吹町事故繰越しの報告についてであります。

本件は、令和2年度矢吹町一般会計予算のうちから、校内通信ネットワーク整備事業、農地農業用施設災害復旧事業、都市施設災害復旧事業を年度内完了が困難となったため、地方自治法第220条第3項の規定によりまして、繰越計算書のとおり令和3年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第7号 令和2年度矢吹町事故繰越しの報告については、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長(角田秀明君) 日程第7、これより報告第8号 令和2年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 日程第7、報告第8号 令和2年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。

本件は、令和2年度矢吹町水道事業会計予算において計上いたしました配水管施設整備事業及び水道施設災害復旧事業を地方公営企業法第26条第1項の規定により、繰越計算書のとおり令和3年度へ繰り越しましたので、同条第3項に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第8号 令和2年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告については、地方公営企業法第26条第3項の 規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第9号の上程、説明、質疑

○議長(角田秀明君) 日程第8、これより報告第9号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 日程第8、報告第9号 出資法人の経営状況についてであります。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容につきましては、令和3事業年度事業計画、令和2事業年度事業計画、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの損益計算書、令和3年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録のとおりであります。

よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第9号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため、質疑、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長(角田秀明君) 日程第9、これより報告第10号 専決処分の報告について(専決第12号 損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 日程第9、報告第10号 専決処分の報告についてでありますが、専決第12号 損害賠償 の額を定めることについて、本件は令和3年2月28日午前11時30分頃、明新下地内の火災発生現場付近まで消 防車両で出動した際に、相手方敷地内で方向転換したところ、駐車してあった相手方の乗用車の前方左側に接

触し、バンパーが破損する損害を与えたことに対する損害賠償であります。

なお、損害賠償額は6万4,624円であり、相手方との示談は成立しております。

つきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年4月28日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第10号 専決処分の報告について(専決第12号 損害賠償の額を定めることについて)は、地方自治法 第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第10、これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第2号))を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 日程第10、承認第12号 専決処分の承認を求めることについてであります。

専決第13号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第2号)について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,618万7,000円を追加し、総額を76億500万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、県支出金の9,618万7,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、民生費を福島県沖地震に係る被災住宅修理等支援事業によりまして、1億316万1,000円の増額、予備費を697万4,000円減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号 令和3年度矢吹町一般会計補正 予算(第2号))を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第11、これより承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号 矢吹町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 日程第11、承認第13号 専決処分の承認を求めることについてでありますが、専決第14 号 矢吹町税条例の一部を改正する条例について、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が令和3年5月10日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、関連する矢吹町税条例の一部改正について同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づきまして報告し、承認を求めるものであります

主な内容としましては、特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設の設置に係る課税標準の特例措置の創設に伴う改正であります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号 矢吹町税条例の一部を改正する 条例)を採決いたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第13号は原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明(議案第30号~議案第36号)

○議長(角田秀明君) 日程第12、これより議案の上程を行います。

議案第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第35号及び第36号を一括して議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 日程第12、初めに、議案第30号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、本案は東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を令和3年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

国が示した基準に基づき減免措置を行った場合、減収分が災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補塡される措置は令和2年度までとなっておりましたが、国の財政支援が延長されたため、引き続き国民健康保険税の減免を行うものであります。

次に、議案第31号 新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置を延長するため、所要の改正を行うものであります。

国が示した基準に基づき減免措置を行った場合、減収分の一部が特別調整交付金で補塡される国の財政支援 が延長されたということで、引き続き令和3年度について減免を行うものであります。

次に、議案第32号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布によりまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたため、関連する4つの条例について一括して所要の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、感染症対策の義務づけ、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させることの義務づけ、ハラスメント対策の義務づけ、高齢者虐待防止のための取組として、委員会、研修の開催の義務づけ等であります。

次に、議案第33号でございます。矢吹町図書館設置条例等の一部を改正する条例についてでありますが、本 案は、矢吹町図書館、矢吹町文化センター、矢吹町ふるさとの森芸術村、矢吹町体育施設、矢吹町勤労者体育 施設、矢吹町健康センター、矢吹町ふれあい農園の7つの施設の管理につきまして、設置条例等に規定されて おります指定管理者による管理等につきまして、一括して条文中の文言を改めるものであります。

指定管理者による管理運営に限らず、各施設の特性に応じ、効果的かつ安定的な運営を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてであります。

本案は、同規約第3条に定める広域市町村圏整備組合としての共同処理事務である情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理について、所要の改正を行うとともに、組合の事務所を白河市表郷金山へ移転しまして、白河市立石山にある現庁舎、これを消防専用庁舎とする改正内容であります。

地方自治法第286条第1項の規定により、白河地方広域市町村圏整備組合の規約の変更について、同法第290条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第35号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第3号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,796万3,000円を追加し、総額を77億297万円とするとともに、地 方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫支出金3,410万5,000円、県支出金が1,079万円、財産収入が77万円、繰入金2,889万8,000円、町債2,340万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を窓口業務委託料等によりまして819万8,000円の増額、民生費を放課後児童クラブ委託料により3,237万円の増額、教育費を学校支援員委託料等により998万5,000円の増額、災害復旧費を福島県沖地震に係る災害復旧工事等により5,161万3,000円の増額、予備費を420万3,000円減額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、新たに農業施設災害復旧事業債を1,100万円、公立学校施設災害復旧事業債を160万円、社会教育施設災害復旧事業債を1,080万円、それぞれ追加するものであります。

次に、議案第36号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算(第1号)についてでありますが、本案は収益的収入につきましては、既定の額に400万円を増額し、収入予算総額を4億823万8,000円とし、収益的支出につきましては、既定の額に400万円を増額し、支出予算総額4億2,914万円とするものであります。

収入の内容は、営業収益400万円を増額するものであります。

支出の内容は、営業費用400万円を増額するものであります。

以上を提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長(角田秀明君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしましたが、私から皆さんにお願いを申し上げます。 今後、議会から、新しい課長さんが皆さんご覧のとおり出席しておりますが、この課長さんたちに議員さん から今度一般質問などで質問があったりするわけですけれども、職員の課長さんには丁寧な説明をお願いし、 議会の皆さんに理解をしていただくよう説明を求めたいと思いますので、よろしくご配慮のほどお願いしたい と思います。

本日の会議は以上で閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

なお、引き続き全員協議会を11時より議員控室において行いますので、よろしくお願いしたいと思います。 本当にご苦労さまでございました。

(午前10時46分)

令和3年6月14日(月曜日)

(第 2 号)

令和3年第428回矢吹町議会定例会

議 事 日 程(第2号)

令和3年6月14日(月曜日)午前10時開議

日の会議に付議事日程に「											
出席議員(1.	4名)										
1 1	番 芳	賀	慎	也	君	2番	関	根	貴	将	君
3 1	番 髙	久	美	秋	君	4番	藤	井	源	喜	君
5 1	番 堀	井	成	人	君	6番	鈴	木	浩	_	君
$7^{rac{1}{4}}$	番 富	永	創	造	君	8番	三	村	正	_	君
9 1	番 加	藤	宏	樹	君	10番	鈴	木	隆	司	君
1 1 1	番 青	山	英	樹	君	12番	熊	田		宏	君
1 3 7	番 安	井	敬	博	君	14番	角	田	秀	明	君
水席議員(な	L)										

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭	田	泰	昭	君	副	町	長	藤	田		豊	君
教 育 長	鈴	木	健	生	君	企画	「総務	課長	佐	藤		豊	君
まちづくり 推 進 課 長	山野	辺	幸	徳	君	税	務課	! 長	小	磯		剛	君
会計管理者兼 総合窓口課長	小	針	良	光	君	保健	福祉	課長	阳	部	正	人	君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴	木	辰	美	君	商工	推進	課長	佐	藤	浩	彦	君
都市整備課長	福	田	和	也	君	上下	水道	課長	柏	村	秀	_	君

教育次長兼 教育振興課長 π 期 π 日 π 月 π 日 π 第 π 表 π .

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長(角田秀明君) 改めまして、皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(角田秀明君) それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認をさせていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせをいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問は議員発言席により行い、全ての質問、答弁 が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長(角田秀明君) 通告1番、1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

[1番 芳賀慎也君登壇]

○1番(芳賀慎也君) 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴席の皆様、大変ご苦労さまでございます。 まず初めに、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、 罹患された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症が長期化している中、感染拡大防止にご尽力されている皆様に深く敬意と 感謝の意を表します。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きく2つ質問をさせていただきます。

まず1つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策において、町民の安全で安心な日常生活を一日でも早く確保するため、本町において5月13日からコロナウイルスワクチン接種が開始されております。私も高齢の方の付添いで何度か文化センターに行きまして、ワクチン接種状況を見させていただいております。非常に待ち時間も少なく、ワクチン接種者の移動動線もカラー分けしたラインでしっかりと整備されており、進行先も非常に分かりやすくなっております。ワクチン接種に行く前は、混雑や密集するような状況を懸念していたのですが、実際に行って

みますと、予約時間ごとにワクチン接種をしっかりと分けて管理されており、密集、密接を避けるような空間の使い方、職員の丁寧な対応、事務手続等も含めシステマチックに管理されており、非常にスムーズな流れでワクチン接種が行われているのが確認できております。

既にワクチンを接種された高齢者の方々から、矢吹町は予約の仕方も分かりやすかったし、ワクチン接種も あっという間に終わった、もっと待ち時間があるのかと思っていたなどの声を伺っております。他市町村のワ クチン接種会場を見ていないのでほかとは比較できないんですが、矢吹町の集団ワクチン接種会場の状況は、 安全・安心かつスムーズに行われているのではないでしょうか。

今後のワクチン接種予定として、まず高齢者が7月下旬頃の完了予定、その後、8月頃から基礎疾患を有する方と60から64歳の方、9月頃から16歳から59歳の方と順に予定されており、本町は周りの市町村に比べると比較的早いペースで予定が進んでいるのかと思われますが、今後のコロナウイルスワクチン接種状況についてお伺いいたします。

1つ目、ワクチン接種の予約方法について、高齢者についてははがきでの予約対応でありましたが、今後ウェブ予約や電話での予約も検討しているとのことであります。ネットを利用できない環境の方もおられますし、ネットでの予約が苦手であるという方も出てくる中で、電話で予約される方が集中することが想定されます。ワクチン接種希望者が予約をスムーズに行うことができるよう予約システムの構築、検討はなされているのかお伺いいたします。

続いて、2つ目の質問に移ります。ワクチン接種後、副反応による健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり障害が残ったりした場合の補償制度はどのようになっているのかお伺いいたします。

続いて、3つ目です。これから現役世代のワクチン接種が開始されるに当たり、仕事の都合等で週末にワクチン接種希望者が増えることが予測されます。現在の高齢者は平日のみのワクチン接種対応でありますが、今後、週末も実施するとなると、医師や看護師、保健師、それに対応する職員の確保が必要となってきますが、そこについてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

それでは、大きな2つ目の質問に移ります。

インターネットと教育についてでございます。

社会の情報化が急速に進む中、ICT教育の導入が急速に進められております。その背景には、国全体としてICTを推し進めていくという政府の大きな方針がございます。ICT教育は、分かりやすい授業の実現、学習の効率化や校務の効率化、個別学習・協働学習、情報活用能力や想像力の育成など多くのメリットがございますが、一方で、インターネットをめぐる問題や、自分で考える力の低下、書く力の低下などデメリットもございます。

そこで、質問させていただきます。

1つ目が、本町において、本年度からタブレットを使用した授業が本格的に開始されるとのことでございますが、現時点でのGIGAスクール構想に基づくICT教育はどのような計画で進められているのかをお伺いいたします。

2つ目です。インターネットの普及に伴い、有害サイトを通じた犯罪やSNS等による誹謗中傷、長時間利用による生活の乱れ、健康被害が深刻な問題となっております。トラブルを招かない使い方や適切に取り扱う

ための情報モラル教育がますます重要となってきますが、子供たちだけでなく、保護者、教員が正しく認識し、 適切に対応していくことが大切であると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

それから、3つ目です。ICTは技術進歩が速く、専門的な知識、ノウハウが必要となってきますが、今後、ICT化を重要な戦略と位置づけるために、ICTに特化した専門の支援員の配置などは検討しているのかお伺いいたします。

質問は以上になります。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

○町長(蛭田泰昭君) 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴に来ていただいている皆様、お忙しい中、本当にありがとうございます。私どもの大変励みになることであります。

まず、新型コロナに罹患された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、この対応に日夜奮闘しておられる 医療従事者、また関連の皆様、そしてエッセンシャルワーカーの皆様に心からの敬意と感謝を申し上げます。

初めに、ワクチン集団接種の予約方法についてのおただしでございますが、ただいま大変評価といいますか、 いただきまして、大変頑張っていただいている町内の医療従事者の皆様、そして関係者、そして職員の皆様、 大変その士気あるいはモチベーションがさらに上がるものと思われます。感謝いたします。

新型コロナ感染症につきましては、現在、東京都、大阪府をはじめとした大都市圏を中心に10都道府県に緊急事態宣言が発令されており、発令後、1日当たりの感染者数は減少傾向にあるというものの、全国的には感染しやすく、また重篤化しやすいとされる変異株が蔓延しつつありまして、また、オリンピック・パラリンピックのことも考えれば、医療提供体制がなお危機的な状況に瀕しているのではないかと考えております。

また、福島県内におきましては、1日当たりの感染者数が5月11日に過去最多の95名となるなど、感染拡大傾向が続いておりましたが、福島県新型コロナウイルス感染症非常事態宣言が5月15日から31日まで発令され、感染拡大防止策を講じたことにより、現在は県内の感染状況が改善しつつありますが、県内にも変異株が蔓延しつつあるということから、予断は許されない状況にあると考えます。

本町におきましては、これまでに30名の感染者の報告があったところであります。3月の11名をピークに、4月は4名、5月に3名、6月に1名と感染が減少傾向にありますが、町内での変異株の感染が蔓延する前にワクチン接種を進めていく、これが非常に大切だと考えております。

本町のワクチン集団接種の予約方法につきましては、これまでに65歳以上の高齢者向けには接種希望時期を 記入してもらう郵便はがきによる意向確認を行いまして、抽せん後、年齢順、高齢順により割り振った日程を 通知する仕組みで実施してきております。この予約方法は、昨年の町の健康診断事業、これがなかなか大変だ ったんですが、における予約の仕組みを参考に知恵を絞って工夫し、改良を加えたものであります。

また、接種時は来場される方が密にならないよう一定時間帯の人数を制限して実施しており、接種された方からは、申込みが容易で接種時も混雑せず、速やかに接種することができたなどのご意見をいただいているところでございます。

議員おただしの65歳未満の集団接種の予約方法につきましては、接種対象者の人数が高齢者の人数より大幅に増え、ざっと言いますと、65歳未満のほうは約9,600人、9,589人ですか、正確に言うと。だから約1万人弱ですね、これに対して65歳以上が5,500人前後ということで、5,000人強と考えられます。これだけ大きく人数が違います。業務量が、先ほどのように丁寧に手作業でということでやりますと大変業務量が増加するということで、一日でも早く接種を進めるために、65歳以上の郵便はがきによる予約や、電話による予約ではなく、インターネットを利用することが、この65歳未満という方々の中には現役世代も多いので、インターネットを使える方が多いであろうということでございます。利用することが可能な方が多い世代となるということから、現実的に見通しを立てまして、また、これ実は60から64歳であるとかグループ分けまして、インターネットによる予約方法とする予定であります。

インターネット予約につきましては、同時アクセスによるインターネットの回線の障害などが生じないよう、これは全国でかなり見られた事例でございますが、年代ごとに時期を変えて申込書類を発送するなどの工夫を行う一方で、インターネットを利用することができない方のために、役場で受付できる仕組みを構築し、町民の皆様がスムーズに予約を行うことができるよう進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。次に、ワクチン接種後の健康被害に対する補償制度についてのおただしでありますが、国では予防接種法に基づく、新型コロナウイルスワクチンを含む予防接種を受けた方が病気になったり障害が残ったりするなど健康被害が生じた場合の救済制度として、予防接種健康被害救済制度を設けております。本制度は、健康被害を受けた方が町へ申請し、厚生労働省及び疾病・障害認定審査会において、接種と健康被害の因果関係を判断する審査を経まして認定、給付される仕組みとなっております。ワクチン接種後に配布しているチラシの中で周知してございます。

今後も、さらに町民の皆様に本制度をご理解していただくために、町ホームページ、広報やぶき等で周知してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ワクチンの集団接種の体制についてのおただしでありますが、現在本町で実施している高齢者向け接種につきましては、町内の8つの医療機関の、本当に大変ご協力をいただいております、ご協力の下、月曜日から金曜日までの平日に実施しております。

また、国から、7月末までに希望する高齢者への接種を完了させるよう、4月下旬に様々な形で通知がありましたが、もとより、本町としましても変異株が蔓延する前に多くの町民の皆様に接種できるよう、できるだけ多くの方に接種していただくと、これが大切だと思っています。スピードアップに努めておりまして、臨時に今月20日の日曜日を新たな接種日として追加すること等によりまして、7月下旬、できれば、あるいはその少し前に希望する高齢者向け接種が完了する見込みであります。

議員おただしのとおり、今後の集団接種は高齢者から64歳以下の現役世代、こちらを対象とした接種となりますが、多くの方は仕事をされておられます。平日に加えて週末の接種も行う予定であります。

接種の日程につきましては、町内医療機関が参加する矢吹町新型コロナウイルスワクチン接種体制説明会、これは先日も6月4日金曜日の7時から、医師、看護師の皆様方が仕事を終えられた後、集まって、かなり密な議論をさせていただきましたが、これなどを通じて医療機関の意向を確認し、接種のスケジュールを調整しているところであります。

また、ワクチン接種時の一連の流れにつきましては、受付、問診、予診、接種及び経過観察があり、接種を 安全で効果的に運用するためにとても多くの人員が必要になります。こちらは事務もなかなか大変なんですね。 このことから、必要となる人員の確保につきましては、初めに歯科医師等を含めた注射をしていただく方の確 保を様々な視点から検討しておりまして、町内医療機関以外の医師を確保するため、総務省及び県に医師の派 遣を要望しております。

次に、これもまた非常に大切な、看護師及び保健師につきましては、本町の保健事業などにもご協力を常日頃いただいております看護師、保健師の皆さんなどの資格を有する方を中心に業務をお願いしているところでありますが、並行して、厚生労働省が運用する医療人材の求人情報への掲載、広報やぶき及び町ホームページへの掲載などを通じて、看護師及び保健師の確保に努めております。

最後に、町職員が担う事務員の確保につきましては、ワクチン接種業務は町の最も重要な取組としての位置づけを、今年度最も重要な業務ということの一つとして位置づけをしております。担当となる保健福祉課だけでなく全ての部署に応援を求め、全庁的に職員による接種業務を行っております。

現在のところ、接種業務は大変スムーズに行ってできているのではないかというふうに思いますが、実は先ほど事務も大変だというお話をしました。職員の通常業務に加えて、要するに日常のいつもの業務、例えばこれから8月には、先ほどお話をしました町民の皆様の健康診断事業、これもまた大変なんです。8月に行われますその準備をまた始めて、そしてこのワクチンの接種のときに重なってくることもございます。こういう通常業務、これに限らず通常業務が大変多いわけですが、これに加えての接種業務ということになりますので、その事務負担というのはとても大きい状況にあります。

今後はぜひ、今、大変スムーズにというような評価をいただいているわけですが、何とかワクチンの接種を スムーズに、そして安全・安心でやれるように、これを確保していくことが必要だろうと思っております。今 後は、通常業務だけでなく、業務負担増となっている町職員の負担軽減のためにも、会計年度任用職員の追加 採用、民間の人材派遣会社による人材の派遣など、知恵を絞って調整及び工夫を行ってまいりたいと考えております。

ワクチン接種業務は、今後の本町の様々な施策に大きく影響すると、そしてまた、これから町の経済再生あるいはその新たなステージの基礎となるということで、最も重要な取組と考えておりまして、町民の皆様にとって安全・安心で効果的な接種とするため、必要に応じてさらなる接種体制の強化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

先ほど、6月4日と申し上げましたが、6月11日ですね、その前のでした。失礼しました。お医者さんと看護師さんを県内8医療機関を集めて説明、要するに64歳以下のところ、あるいは基礎疾患のある方々等のどういうふうにやっていくかということについての説明をしたところが、これは6月11日でございました。大変失礼しました。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長(鈴木健生君) 皆様、おはようございます。

それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、本町におけるICT教育がどのような計画で進められているのかとのおただしでありますが、GIGAスクール構想とは、1人1台の端末と高速通信環境の整備をベースとして、Society5.0の時代を生きる子供たちのために、個別最適化され、創造性を育む教育を実施させる施策であります。本町におきましても、町立全小中学校でWi-Fi環境が整い、全ての児童生徒にタブレット端末の配付が完了したところであります。今後の計画といたしましては、令和元年度末に定めました矢吹町立小中学校ICT環境整備方針を基に、児童生徒に操作方法の指導を行い、教職員の研修を充実させながら授業での活用を段階的に進めてまいります。

特に、善郷小学校4年生と矢吹中学校1年生が県の指定を受け、タブレット端末で5教科のドリル学習を行う研究に取り組みます。例えば、算数のドリル問題で計算の間違いをした場合、AIが問題を解けない原因を自動で見つけ出し、一人一人の理解度に合った問題を再出題するというAIドリルを使った学習活動を行うことになっております。

自宅への持ち帰りは、今後持ち帰りのルールや注意点等の検討が必要ですので、2学期以降とし、宿題等家庭学習にも使用させるよう計画しております。また、保護者の皆様を対象にアプリケーションのグーグルフォーム等を利用して、各種アンケート調査や学校評価等をオンラインで行えるよう活用の幅を広げてまいります。子供たちが、将来的にはタブレット端末を文房具のように扱えるようICT教育を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、情報モラルについて、保護者や教員が正しく認識し適切に対応していくことに対する教育委員会としての考えについてのおただしでありますが、子供たちをインターネットを介した犯罪から守り、不適切な使用から健康を害したり友人関係を壊したりしないよう指導していくことは、私たち大人の責任であると強く認識しております。

そのために、学校では児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育を教育課程に位置づけ、望ましい使い方について計画的に指導しております。また、SNSについては、悪口を書き込まないことはもちろんのこと、書き込む内容については誤解を与えることがないように十分に注意することを重点的に指導しております。さらに、メディアコントロール力の育成を図るとともに、深夜まで延々と利用しネット漬けの生活にならないよう、夜9時以降は利用しないなど、学校独自のルールづくりを推進しているところであります。

なお、今回、児童生徒に配付するタブレット端末については、フィルタリングを設定し、有害サイトにアクセスできないように制限しております。

タブレット端末の効果的な活用については保護者の協力が不可欠であり、自宅での使用におけるルールづくり等、家庭の役割も重要であります。各小学校では、情報モラルやメディアコントロールをテーマにした講演会を開催したり、中学校では、新入生保護者を対象としたSNSの望ましい利用の在り方についての講演会を開催したりして、保護者の方々の啓発を図っております。

また、家庭でのタブレット端末使用のルールを周知するとともに、保護者の方々にも家庭でどのように活用するのかを知っていただくために、実際に使っていただく機会を設定するなどして、学校と保護者の共通理解の下、児童生徒の資質、能力がより一層高まるよう対応してまいります。

今では、幼少期からメディアとの接し方を教え育てる時期に入っております。コミュニティスクールでも子供たちとインターネットの関わりについて取り上げ、町全体で協議し、学校、家庭、地域の三者が連携しながら対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、ICT支援員の配置についてのおただしでありますが、1人1台のタブレット端末の導入に合わせて、今年度5月末より2名のICT支援員を雇用し、町内5つの小中学校に週1日ずつ派遣しております。

ICT支援員は専門研修を受講しており、業務内容としましては、端末の定期的な更新や管理、各種設定や不具合が生じた際のメンテナンス、タブレット端末の使い方の指導や授業の補助などがあり、児童生徒や先生方が授業等でタブレット端末を効果的に活用できる環境整備を進めているところであります。

また、各校にはICTについての知識、技能が豊富な担当教師がおりますので、支援員と協力させながら先 生方の指導力向上及び児童生徒のサポートを図ってまいります。

なお、現在は立ち上げ段階にありますので、児童生徒、先生方のスキル向上に応じて、支援の在り方を発展 させてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(角田秀明君) 1番、再質問ございますか。
 - 1番。
- ○1番(芳賀慎也君) それでは、コロナウイルスワクチン関係について再質問させていただきます。

先ほど町長答弁のほうで、今、高齢者世帯は郵便はがきによる予約であったんですが、今後、現役世代の予約方法は、はがきでもなく電話による予約でもなく、インターネットを利用する予約がメインとなるということの答弁であったんですが、やっぱりそれでも、電話予約は基本しないといっても問合せ等の電話は多くかかってくることが予測されるんですが、そこへの対応はどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長(阿部正人君) 芳賀議員の質問にお答えいたします。

電話での問合せにつきましては、当然お答えしたいというふうに考えております。ただ、電話を極力避けたいというところは、担当職員が接種会場にほとんど詰めておりますので、電話で予約と言われたときに、対応に非常に困難な状況が予想されますのでネット予約にさせていただきたいと思います。ただし、どうしてもネットができない方につきましては、役場に予約申込書を受け付けるような箱を置くようなことも考えたいと思っております。

あと、どうしてもやっぱり、1例だけあるんですけれども、身体障害者の方が、接種会場に来られないという方いらっしゃいました。そういった方については個別対応、職員が迎えに行って誘導して接種するとか、そういった臨機応変な対応をしながらスムーズな接種を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長(角田秀明君) 1番、再質問ございますか。

1番。

○1番(芳賀慎也君) 今、電話の予約は基本、問合せも控えてもらいたいということなんですが、事前に通知等で町民の方にしっかりと周知していただくことが重要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、ワクチン接種で次の予約、高齢者終わった後になるんですが、子供たちに接する職業の方、保育士であったり教職員、学校関係者、また高齢者に接する職業の方、介護士であったり介護施設の職員のワクチン接種を優先的にやるべきであるとの報道もございましたが、そのお考えはございますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長(阿部正人君) 芳賀議員の質問にお答えいたします。

教職員関係の皆さんについての接種につきましては、教育委員会と協議を進めておりまして、既に医療機関のほうとも具体的な協議に入っております。早ければ7月の半ばぐらいから、幼稚園、保育園、小学校、中学校の先生方、あと放課後児童クラブ、あと小学校、中学校、幼稚園の支援員の方たちなどを対象にして、2回目の接種を夏休み中に終わるようなことで具体的な調整を進めているところでございます。

あと高齢者施設、あと介護施設につきましては、その入所者を含め、施設従事者の方についても6月から接種を始めております。7月には、全ての施設の入所者あるいは施設の従事者の方の接種は終了する予定となってございます。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。
 - 1番。
- ○1番(芳賀慎也君) 9月頃からワクチン接種が予定されている16歳から59歳の方々について、先ほど町長答 弁から約1万人程度おられるということだったんですけれども、この一番多い世代の方の予約についてが結構 キーになってくると思われますけれども、その16歳から59歳の順序、予約する順番、例えば人流をつくりやす い若い世代から先にやるのか、それとも単純に本当に予約の早い者順なのか、または抽せん方式なのか。一番 この人口の多い現役世代の方のワクチン接種は非常に工夫が必要になると思うんですけれども、そこについて どのように今検討されているのかお伺いします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長(阿部正人君) 芳賀議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、お知らせまだできていない部分で、お知らせさせていただきたいところがございます。

全員協議会の時点で16歳からという資料で説明させていただきましたが、6月1日に国から通知が参りまして、今回の接種対象者については12歳以上ということになっておりますので、こちらの10月下旬で予定しているものは、16歳から39歳ではなくて、12歳以上ということでご理解いただきたいと思います。

まず、基本的には10月下旬からの若い世代の皆さんの予約につきましては、早い者順のネット予約というふ うに基本的には考えております。

ただし、60歳未満、あと基礎疾患の方の8月下旬からの接種については、非常に前倒しが可能だというふうに考えております。それ以降の40歳から59歳、12歳から39歳につきまして、可能な限り前倒しをしていきたい。それにつきましては、集団接種以外に個別接種を医療機関のご協力でいただいておりますが、最初の時期は個別接種多かったんですが、もう7月の上旬以降は接種する予定がないというふうに伺っております。ですので、集団接種と個別接種と同時に進めていけば、この予定よりもかなり早くできるんではないのかなというふうに考えております。ですので、ネット予約につきましても、早めにできれば、もうクーポン券を早めに送って予約をしていただくようなことで考えたいというふうに思います。

あと、追加された12歳から15歳、主に中学生になるんですけれども、この方たちについては、やはりどこかの会場1か所で実施することが望ましいというふうに考えておりまして、そちらについても教育委員会のほうと協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、12歳には小学校6年生で誕生日を迎えた方、出てまいりますけれども、その方たちについての接種も 検討を進めたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。1番。
- ○1番(芳賀慎也君) 今、阿部課長のほうからありましたけれども、16歳からじゃなくて12歳からに引下げになった、中学生も対象になるということで、例えば中学校、学校を使っての集団接種なんかも検討できれば、そのほうがいいのかなと。いろいろな問題あると思うんですけれども、その辺も考えていただければと思います。

じゃ次に、ちょっと町長の答弁のほうでも、今後、週末の接種、今、平日のみですけれども、週末、日曜日 等のワクチン接種も現役世代の場合は実施していく中で、そうなっていくと、そこに対応する職員の数も増や さなければなりませんし、現在も通常業務をこなしながら並行してワクチン接種会場での対応をなされると伺 っております。

先ほど町長のほうから、会計年度任用職員の追加採用であったり、人材派遣など知恵を絞って調整等いただいておりますが、改めて、ここ重要だと思いますので、職員がオーバーワークにならないような対応をしっかり取れるのか、確認させていただきます。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

〔保健福祉課長 阿部正人君登壇〕

○保健福祉課長(阿部正人君) 芳賀議員の質問にお答えいたします。

今、接種会場での従事者は、保健福祉課約10名、ほかの課から1名ずつで、職員は約20名体制で従事しております。それに看護師さん、保健師さん、雇用させていただいております。常時3名程度来ていただいております。

それが今度、8月下旬からは日曜日全部実施したいということで、医療機関の皆さんに先週の金曜日にお話ししてお願いを申し上げました。どれだけのご協力が得られるかなんですけれども、最大で日曜日ですと1日450名実施できるというふうに考えております。そういった人数をこなすためには、やはり今と同じ数は最低必要になってくるというふうに思っておりますが、今の職員をそのまま日曜日にスライドしてということであると休日が少なくなります。ですので、それについては、今、具体的に事務の方については来週にも見込みがつくのではないのかなというふうに考えております。

あと、保健師、看護師関係につきましては、既に10人ぐらいの問合せが来ておりますので、その方たちに本 当に勤務状況については、今週から現地に来て見ていただいて、実施していただけるということであれば、そ の方たちにも協力をいただきたいというふうに考えております。

何とか職員が、休日は交代で取れるようなことで進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理 解よろしくお願いいたします。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。1番。
- ○1番(芳賀慎也君) 先日の全員協議会でもちょっと挙がったんですけれども、キャンセル等で余ったワクチンはどのように、有効的に活用されるような運営方法は確立されているのか確認いたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

保健福祉課長、阿部正人君。

[保健福祉課長 阿部正人君登壇]

○保健福祉課長(阿部正人君) 芳賀議員の質問にお答えいたします。

前日までのキャンセルにつきましては、前日中にキャンセル待ちの方、いらっしゃいますので、また、あるいは接種日が遅い方について、早めに接種はいかがですかということで案内はしております。

あとは当日のキャンセルが一番困難なんですけれども、午前中のキャンセルであれば、今言った方法でキャンセル待ちの方、ご案内したりはできますけれども、トータルで、午後に来なかったという方もたまにいらっしゃいます。そういった方については、当初から会場で従事する医療関係者に打っていただいておりましたけれども、今はもう医療従事者の方、全て打っておりますので、接種会場に従事している職員に余ったものについては接種させていただいております。それで、職員は今のところ50名程度、1回目の接種を終わっているところでございます。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。
 - 1番。
- ○1番(芳賀慎也君) ワクチン余りを有効的に使っていただいているということで、ちょっと安心しました。 それでは、ちょっとコロナウイルス関係の再質問、コロナウイルスについては最後になるんですけれども、 ワクチン接種会場、文化センターですけれども、高齢者、今していますけれども、入り口が正面から入ります ね。帰りの出口はホールの右側の階段を下りるんですけれども、その階段に固定の手すりがないんですね、今。 今は福祉用具の簡易的な手すりを設置して使用されているんですけれども、今後、文化センターは各種行事や

敬老会等も多く、多くの高齢者も今後使う機会が多くなりますので、その辺の設置を検討していただきたいな と思うんですが、いかがお考え、ちょっと確認させていただきたいなと思います。

○議長(角田秀明君) 芳賀君、要望はちょっとまずいんだけれども。 ワクチンと関係ないので。そして、今準備してやっているものですから、それは後の議会のほうで検討する ようにしましょう。

○1番(芳賀慎也君) 分かりました。それでは、続いてインターネット教育のほうについてですけれども……

○議長(角田秀明君) どうぞ。 ちょっとルールなものですから。大丈夫です、質問してください。

○1番(芳賀慎也君) 失礼いたしました。

よろしいですか、じゃ再質問。

インターネット教育についてですけれども、先ほど教育長のほうから答弁いただきました。インターネット上には膨大な情報量がある中で、その中に間違った情報もたくさんあると。子供たちの読解力や経験、そして想像力には個人差があったり、その辺、正しいものを判断する能力も個人差がある中で、ネット上で安易に他人を誹謗中傷してしまうことだったり、責任を持って発信できるのか等について情報モラルの教育を徹底しますということであったので、その辺はちょっと安心して、しっかりそこが重要になってくると思いますので、よろしくお願いしたいというのが1点と。すみません、これも要望で申し訳ございません、そこをしっかりとしていただきたいなと。

あと、先ほど教育長の答弁の中でフィルタリングを設定ということ、有害サイトにアクセスできないようにフィルタリング設定ということがあったんですが、タブレットが1人1台支給となります。今後、自宅でタブレットを利用した自主学習や学校からの課題に取り組むことなどが増えてくると思われますが、例えばタブレットを自宅に持ち帰って勉強します、自分の部屋で勉強しますという場合、親の目は届きません。その中で、その学校から持ち帰ったタブレットを利用して、ほかのアプリを勝手に入れてゲームをしてしまったりとか、友達とSNS上でのやり取りが始まってしまったりと、勉強以外のことでも利用してしまったりすることも考えられるんですが、そういった部分についての機能制限というのも可能なのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長(国井淳一君) それでは、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

各小学校に配置しているタブレット端末については、児童が持ち帰って学習をすることも、当然そういった 活用も考えております。こちらの端末については管理ソフトをインストールしております。このソフトについ てはタイマー機能がありまして、利用時間に制限をかけることができますし、これによって、例えば夜9時以 降は使用できないというような制限をかけることもできます。

あと、そのカテゴリー、様々なインターネット上の情報には様々な情報がありますが、そのカテゴリーごと

にアクセスを制限することができます。アダルトサイトであったりとか暴力サイト、そういった児童生徒にふさわしくないサイトについては制限をかけることができます。

そのほかにも、不適切なアプリをブロックしたりとか、あとは個人情報の流出を防ぐような機能もついておりますので、こういったもので家庭での望ましい活用を促してまいりたいというふうに考えております。 以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。
- ○1番(芳賀慎也君) 以上です。ありがとうございました。
- ○議長(角田秀明君) 以上で、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時10分からです。よろしくお願い申し上げます。

(午前10時54分)

○議長(角田秀明君) 再開いたします。

(午前11時10分)

◇関根貴将君

○議長(角田秀明君) 通告2番、2番、関根貴将君の一般質問を許します。2番。

[2番 関根貴将君登壇]

○2番(関根貴将君) 改めまして、議場の皆様、おはようございます。また、傍聴にお越しいただいた皆様、 ありがとうございます。

質問の前に、昨年9月の定例会において、待機児童問題について質問をさせていただきました。昨年8月時点で待機児童が39名とのことでしたが、先週金曜日、6月定例会開会の日、町長から町政報告の中で、今年度4月には待機児童問題は全て解消されたとのことでした。職員の皆様のご苦労とご尽力に深く、深く感謝申し上げます。

また、当時の子育て支援課課長に対し、待機児童問題で苦しむ母親の姿はあってはならない、全精力を注ぎ 邁進していくという意気込みと覚悟があるのかなどと生意気な質問をしたことを、この場をお借りしておわび 申し上げます。

それでは、通告に従い、2点の一般質問をさせていただきます。

1、無人航空機(ドローン)利活用の現状と今後の方針について。

今や様々な分野において、公営、民営を問わず小型無人航空機 (ドローン) の利活用が検討されており、当町においても、まちづくりにおける産業、教育、防災、または農業や観光などの観点からも、行政がドローンを利用した可能性を検討していくべきではないかと思いますので、現状と今後の方針や展望などについてお伺いさせていてだきます。

(1)番、無人航空機の利活用の現状について。

三重県の小学校では、授業の一環としてドローンを活用し、地域の河川防災学習に取り組み、見事文部科学 大臣賞を獲得したという報道がつい最近ございました。また、小学校でも導入され始めているプログラミング 教育とドローンを結びつけた学習が全国の小中学校で取り入れられております。

教育の観点ばかりでなく、今後どのような分野であれドローンと関わっていく機会が増えていくものと思われますが、当町において、ここ数年の間にドローンを使った事業や講習会などはどのようなものがあり、その成果などがございましたらお示しください。

(2) ドローン業務の委託、連携協定及び人材育成について。

2017年、郡山市に東北初となるドローンの認定スクールが開校されて以来、県内の自治体や地方広域消防本部などがそのスクールと連携協定を結び、災害発生時等において、危険箇所や被災状況などドローンを活用した早期の情報収集活動が行えるよう準備しております。また、郡山市や田村市、近隣では鏡石町や石川町などもドローンを活用した事業に力を入れており、各自治体で年間四、五人の役場職員がドローンライセンスを取得していると伺っております。

防災面や産業面、農業や教育など、様々な分野でドローンの活用が必須となっていく時代ですから、当町に おきましても、確かな業者と協定を結んだり、職員の方々に資格を取っていただいたりすれば、町の防災や発 展にも貢献できるものと考えますが、今後の方針や展望などがございましたらお聞かせください。

(3) 航空法などを踏まえた整備や条例について。

あらゆる可能性を秘めたドローンの活用ではありますが、平成27年7月に首相官邸屋上でドローンが発見される事件や、ドローンの取扱いや墜落によりけがを負う事故なども起きており、また、犯罪やテロなどにも使われる可能性もございます。飛行禁止区域などを定めた航空法なども年々強化されており、ドローンの扱いには十分気をつけなければならないという側面もございます。

今はドローンの小型化が進み、価格も安くなってきているため個人でも簡単に購入することができ、今後、 ドローンの取扱いや危険性などを啓発していくことも大切であると思われますし、当町における飛行禁止区域 の制定や条例の制定なども検討していかなければと思いますが、いかがお考えか。

次に、大きな項目2つ目の質問となります。

旧総合運動公園用地利活用計画の現状等と周辺整備について。

第6次矢吹町まちづくり総合計画の一環である旧総合運動公園用地利活用計画基本構想は、現在どのような 状況となっており、今後どのような展望を考えているのか。また、計画が進んでいないように思われるが、そ れに対しての弊害あるいは問題点と、その周辺整備などについて質問させていただきます。

- (1) 旧総合運動公園用地利活用計画基本構想の中には町民の多くの要望が含まれていると思いますが、今後どのように計画を進めていくのかお尋ねいたします。
- (2) 計画を進めていく中で、旧総合運動公園用地及びその周辺の道路や上下水道などのインフラ整備は現在どのようになっているのかお尋ねいたします。
- (3) 旧総合運動公園用地内に防災の要となる消防署庁舎が令和2年8月に移転されましたが、周辺住民の 方々から、消防署移転時から時折水が濁ることがあるということで、消防署を訪ねてお話を伺ってまいりました。現在、消防署までの水道管は文京地区から引いており、水道管も細いため水圧をかけると濁ってしまうと

いう問題があり、近隣住民に対しご迷惑をおかけしているので、給水の際には雨水を貯水したものを使用したり、ほかの場所で給水を行ったりと苦慮されているようでした。

実際、石川街道や棚倉街道には200ミリの水道管が通してあるのですが、文京地区から消防署への水道管は 僅か40ミリとのことです。防災の要とも言える消防署近隣に太い水道管が通っておらず、作業効率も低ければ 万が一の多重災害にも備えられない現状のままでは、有事の際、町の責任を問われかねなくもありません。

以前は石川街道方面から200ミリの水道管を消防署につなげるという構想があったとも聞いておりますが、 現在の構想と今後の計画などはあるかお尋ねいたします。

質問は以上となります。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

まず、また待機児童解消についてのお言葉、ありがとうございます。職員の士気が上がります。本当に感謝 いたします。

初めに、小型無人航空機、ドローンの利活用についてのおただしでありますが、ドローンはその機器の性能から様々な活用が想定され、全国の自治体において、空撮機能による観光動画等の撮影や、災害対策や復旧の測量調査、また農薬散布などの活用がされておりまして、本町では、三神地区の農家の方が福島県担い手づくり総合支援事業補助金、これを活用しながらドローンを購入し農薬の散布を行うなど、実際に活用されている方もおられます。

本町におけるドローンを活用した講習会等につきましては、令和元年9月に、農業分野において町と一般社 団法人まちづくり矢吹の共催により、認定農業者等の農業関係者を対象にドローン講習会を開催し、操作技術 の習得に向けた取組を実施いたしました。

また、令和元年10月には、台風第19号による被災範囲の調査、水田等の土砂堆積状況の確認作業を実施し、 災害復旧に必要な図面等の資料を作成したところであります。

今年度も、県内大学によるドローン実習が大池公園で行われる予定でありまして、撮影された成果品につきましては、広報活動の資源として町に提供していただけるとの報告を受けております。

なお、令和2年12月、昨年12月には、熊の目撃情報を受けて、民間企業と連携しドローンのカメラによる熱感知、これによりまして熊の居場所を探す取組を実験的に行っております。

このように、本町においても各分野での活用が図られております。今後も各自治体の活用方法について情報 収集をしながら、ドローンの利活用について調査、検討をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいた します。

次に、ドローンを活用した今後の方針や展望についてのおただしでありますが、議員おただしのとおり、防 災面での活用は、台風等による河川の増水時の状況確認など有効な活用方法であると認識しておりまして、近 隣市町村の状況を調査し、民間企業との協定内容についても検討してまいりたいと考えております。

なお、職員の資格取得につきましては、今後、ドローンの活用について業務委託も含め整理を図り、前向き

に検討してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、航空法などを考慮した規制や本町における飛行禁止区域の制定、さらには条例の制定等についてのおただしでありますが、ドローンの飛行ルールは平成27年の改正航空法により定められております。飛行場所につきましては、空港の周辺や150メートル以上の高さの空域、人口密集地の上空についての規制があり、国土交通省の許可を得る必要があり、さらに、夜間や未明の飛行につきましては国土交通省の承認が必要となっております。人口集中地区の上空に該当する都市部等の自治体の中には、独自で条例を制定し規制している例もありますが、本町においては、町全体及び町の一部について条例を制定することは現時点では予定をしてございません。

今後のドローンの普及に伴い、町内での利用状況などに鑑みながら、各自治体の条例や規則など制定の状況を確認し、危険性や制限についての検討を進めるべきと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧総合運動公園用地及びその周辺の道路のインフラ整備についてのおただしでございます。

旧総合運動公園用地の西側には、鍋内地区から須乗本田地区を結ぶ町道文京町12号線が整備されており、当 該路線は、主要地方道の棚倉・矢吹線から県道石川・矢吹線を経て、主要地方道矢吹・小野線へ南北につなぐ 重要な幹線道路であります。

具体的には、本路線は旧総合運動公園用地の北側から寺内地区を結ぶ町道文京町1号線や、矢吹中学校南側から東西に整備されている町道文京町6号線が交差しておりまして、さらに、令和2年8月の矢吹消防署の移転により、救命救急搬送に伴う緊急車両通行路としても活用されている路線であります。

このような状況から、これらの周辺の道路の維持管理につきましては、他の幹線町道と併せて定期的な道路パトロールにより維持管理を行っておりまして、また、降雪時の除雪作業においても最優先で実施する路線として位置づけているところであります。

議員おただしの箇所につきましては、改めて現地確認を行った結果、舗装路面と道路を横断する側溝に段差がありまして、大型車両の通行に影響するおそれがある状況について確認をしております。段差の要因としましては、経年劣化による路面の沈下及び当該路線の全線開通により特に大型車両の通行量が増加したことに加え、今年2月の福島県沖地震による影響もあると考えております。当該箇所につきましては、速やかに補修方法を検討し、車両の通行に影響のないよう早急に補修工事を実施してまいります。

今後、旧総合運動公園用地の整備計画の進展に合わせ、エリア全体の土地利用や周辺からのアクセスも考慮 した交通体系等について総合的に判断し、新設道路の必要性の有無も含め、エリア周辺の総合的なインフラ整 備を検討してまいります。

次に、上下水道のインフラ整備についてでありますが、水道につきましては、矢吹消防署の整備に合わせ、 令和元年度に文京団地から町道文京町12号線を横断し、矢吹消防署までの区間について水道管を整備したとこ ろであります。しかしながら、現時点では主要地方道棚倉・矢吹線から県道石川・矢吹線までの町道文京町12 号線の一部区間において、水道管が布設されておらず未整備となっている区間があり、今年度、設計委託を進 める予定で計画しております。

下水道につきましては、町道文京町12号線沿線が未整備区域でありまして、今後、旧総合運動公園用地の具

体的な計画等ができた段階に合わせ、下水道区域に変更するための認可変更の手続について進めてまいります ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、矢吹消防署周辺の水道管の口径拡大や県道からの水道管布設計画についてのおただしでありますが、 当該地区の水道管布設につきましては、令和3年度に設計委託を実施する予定であり、計画的に進めてまいり ます。

設計の範囲につきましては、主要地方道棚倉・矢吹線から矢吹消防署までの約450メートルの区間において、 口径200ミリの水道管を布設する計画であり、令和4年度より工事に着手してまいります。この計画に着手す ることにより矢吹消防署の機能強化が図られ、水道水を安定供給することが可能となり、また、近隣の文京団 地についてもバイパス化を実施することにより安定供給、そして水質の安定確保、これらが図られるものと認 識しております。

矢吹町の防災拠点として矢吹消防署の機能強化を図るとともに、当該地域にお住まいの方へのサービスの向上のため、早期整備に向け鋭意取り組んでまいります。

なお、旧総合運動公園用地及びその周辺についての水道管布設工事につきましては、今後、計画的に施設整備等を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長(鈴木健生君) 2番、関根議員の質問にお答えいたします。

旧総合運動公園用地利活用計画についてのおただしでありますが、本計画につきましては、平成29年度に町内の商工団体、農業団体、教育・社会教育団体、地域住民、元地権者など19名で構成する旧総合運動公園用地利活用検討委員会において検討が行われ、基本構想が策定されました。基本構想では、将来的な教育・社会教育施設等の用地として利活用案が示され、教育施設や多目的グラウンド、体育館等が主な導入施設として位置づけられたところであります。

教育委員会といたしましては、基本構想に沿って、これまで教育、社会教育、社会体育施設等の長寿命化計画の策定をはじめ、給食センターの整備や幼稚園、小学校の統廃合など、本町の将来を見据えた教育・社会教育施設等の在り方について検討を深めてきたところであります。しかしながら、基本構想からさらに実現に近い実施計画の策定までには、用地造成やインフラ整備、適切な統廃合計画など、さらなる検討を要する事項が多く、利活用計画は初期段階と言えます。

なお、旧総合運動公園用地につきましては約22ヘクタールと広大な面積であり、本事業の推進に当たっては 多額の費用が想定されます。今後も、議員の皆様をはじめ関係機関、団体等の皆様にご意見をいただきながら 事業を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長(角田秀明君) 2番、再質問はございますか。

2番。

○2番(関根貴将君) ご答弁、誠にありがとうございました。

答弁の中で、補助金を活用し農薬散布のためのドローンを購入した方がいるとのことですが、全ての機能を備えた農業用ドローンは高額であると伺っております。トータルでの価格がお分かりでしたらご答弁願います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

金額でございますが、事業費としてお答えさせていただきたいと思います。事業費約170万円でございまして、補助率は30%でございます。補助の額は約51万円ということでございます。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。2番。
- ○2番(関根貴将君) ご答弁ありがとうございます。

ホビー用のドローンですと1万円を切ったりとか、航空撮影とか測量などですと大体20万円ぐらいだということは伺ってきたんですけれども、農薬散布などの専門の機械になると200万ぐらいするということは聞いていたので、気になったので質問させていただきました。ありがとうございます。

今回、ドローンについての一般質問をするに当たり、様々な情報を得るため、郡山市にあるドローン認定スクールを運営する会社を訪れ、お話を伺ってまいりました。二、三時間ほどのお話の中で、担当者様がおっしゃるには、県内の市町村から業務委託や連携協定または講習会などのお話をたくさんいただいているが、まだ矢吹町さんとのやり取りはなく、ドローンに関しては遅れているのではないかと指摘されました。あくまでもドローン事業に関してですが、話を伺えば伺うほど、他市町村の取組とは大きな差があると感じてしまうほどでした。

現在までに、ドローン活用について行政主導での会議や検討などはあったかお示しください。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

議員おただしの、現在までにドローンを活用した行政主導での会議とか検討があったのかというおただしでございますけれども、町主導により活用方法を議題とする会議等を開催したことはございませんが、先日、一般社団法人まちづくり矢吹のほうから空撮イベントを行いたいというところで相談を受けて協議はしております。これまでまちづくり矢吹では、答弁にもありましたが、ICT事業として農短大のほうで農業用地、ドローンを用いた農薬散布のデモンストレーションを行ったり、あと夏休みの期間中に放課後児童クラブの小学生を対象としましたドローンの仕組みの紹介やプログラミングの実践体験とか、あとフロンティア祭りのほうでは文化センターで操縦体験会など行っているところがあります。

それで、今回協議受けました令和3年度につきましては、これまでのこの事業を通した中で、いつも見てい

る建物であったり、矢吹町の風景というものを高い視点から見てみたいというご意見等があったということを 受けて、矢吹町で空撮動画を撮影して、それを公開していく内容で検討しているということでございました。 内容がまとまり次第、再度町とも相談させていただきたいということで協議受けているところでございます。

町独自の活用につきましては、今後情報収集に努めてまいり、調査検討したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。2番。
- ○2番(関根貴将君) ご答弁ありがとうございます。

福島県内でドローン事業に一番力を入れている自治体は、担当者の方がおっしゃるには田村市だそうです。 船引高校にはドローン部があり、慶應義塾大学と包括的な連携協力協定を結び、研究、教育活動の推進はもち ろん、人材育成や地域振興に取り組んでおります。

矢吹町にも光南高校や農業短期大学がありますので、これらの学校と行政が連携していけば、人材育成及び 地域発展の貢献にもつながると思うのですが、今後そのような動きは考えられないものか、お尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。企画総務課長、佐藤豊君。

[企画総務課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長(佐藤 豊君) 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、光南高校、農業短期大学校との連携というものは大変重要であるということで認識 しております。町との連携協定でございますが、両校とも連携協定は既に締結しているところでございます。 協力体制は整っておりますので、今後ドローンの活用なども含め、具体的な取組内容について検討してまいり たいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。2番。
- ○2番(関根貴将君) 郡山市には、民営ではありますが敷地面積約7万平方キロメートルのドローンパークという名の練習場や、資格取得のための場がございます。南相馬市には、県が整備した福島ロボットテストフィールドがあり、広大な無人航空機エリアがございます。当町においても、禁止するばかりではなく、ドローンの飛行区域の提供なども今後検討しておくべきかと思うのですが、大池公園や今後開発されていく運動公園用地など、広大な敷地を持つ場所にドローンの練習場となる場を提供していくのもよいのではないかと思うのですが、いかがお考えですか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

飛行区域の、飛ばせる場所の提供でございますが、その場所の選定だったり、その実現に向けて具体的に内容の調整だったり、規制等の確認、また関係機関との調整など、検討していく部分は多数項あるところでございますので、将来的な検討課題として受け止めさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。 以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。2番。
- ○2番(関根貴将君) 今までは国から認可された民間の団体がドローンの試験を行い、資格を与えていた形でありましたが、来年2022年にはドローンの資格は国家資格となる予定で国は動いております。また、都会では練習する場が限られていることや住宅が密集し過ぎていることなどから、ドローンに関しては広大な土地を持つ地方のほうが有利であるとされております。Society5.0や第4次産業革命と言われるこの時代において、地方の数少ない優位性を最大限に生かすためにも、今後当町における政策や戦略の検討を期待いたします。

それでは、次の質問に移ります。

旧総合運動公園用地利活用計画が進んでいないことで、弊害という言葉を使わせていただきましたが、計画がストップしているためか、周辺の道路がかなり傷んでおります。昨年、用地内に移転した消防署から石川街道や棚倉街道に出る際の道路状況は、段差やくぼみなどが少なからず見受けられ、緊急車両がスムーズに運転できないのではないかという道路の状況であります。

先ほどの答弁でもあったように、2度の震災などの影響や大型トラックが多く通る県道の傷みも激しく、消防署近辺の町道の整備は人命にも関わることですので、早期の補修や整備をよろしくお願いいたします。

また、町道とは別に、県道については県への要望などは行われているのかご答弁願います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

町道の部分につきましては、先ほど町長答弁にありましたように、早急に対応していきたいというふうに考えております。

あと、それと接続する県道の部分でありますが、町に配置されています県道、役場の前もそうですし、かなり傷んでいる状況ございます。こちらにつきましては、毎年、県南建設事務所長と町長が直接会って要望を聞く機会がございます。その際にも、歩道の整備であったり橋梁の補修であったりそういったものに合わせて、現在の舗装道路のメンテナンスについてしっかりお願いしたいというふうな話を伺っておりますので、今回、再度、消防署の前後する県道について現状を確認しまして、必要があればこの県南建設事務所との協議の機会に要望を行いたいというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。2番。
- ○2番(関根貴将君) また消防署についてなんですけれども、消防署の出動件数は昨年で700件を超えている

そうです。そのような多くの緊急出動がある中、消防署から南に100メートルほど下ったところからあぶくま 高原道路に向かう一本道がありますが、道の周りは水田や畑のため、できるだけ緊急車両は通らないでほしい との要望があるそうです。

確かに緊急車両とトラクターなどが擦れ違うには狭過ぎる道路であると思いますので、今後、道路の拡幅も しくは新たな道路の敷設など必要となってくると思っておりますが、答弁の中で今後検討していくとのことで した。現実的には難しいことであり、実現するにはかなりの時間も必要となってくると思います。既存道路の 拡幅と新設道路とではどちらが可能性が高いと思われるか、ご答弁願います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

新たな道路と現在ある道路の拡幅についての費用の比較でありますが、当然、一般的に新設道路でありますと、その用地買収であったり切り盛りであったり、そういった部分で当然、新設道路のほうが相当費用がかかるのかなというふうに思っております。

今回、関根議員からの指摘のありました中学校の南側の道路、こちらにつきましては、平成の初期に農作業の効率化を図るためを目的とした農道という形で整備しております。ですので、今、幅員も2車線ではなくて 1車線の道路になっております。

そういう中で、目的としては農作業の効率化のための農道整備ということでありましたが、それから30年が経過して消防署も新しく移設になりました。あとは消防署の前の道路、こちらの道路も整備になりました。併せて今後、総合運動公園の利活用等が具体的に方向性が見えた段階で、それらも含めて今の道路の拡幅であったり、必要であれば新設道路の必要性も含めて、全体を見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

総額ですよね。拡幅でありますと、通常2車線のところですと1メーター当たり20万円ほどかかっています。 ただ、その中でやっぱり大きいのが、工事費もありますが、用地買収費であったりそういったものもあります ので、ちょっと正確にはあれですけれども、1.5倍から2倍の費用はかかるのかなというふうに思っております。

あとは、その地権者の協力も、例えば個人の土地の間に道路が入るということになりますので、現在ある道路の両側をちょっと協力いただくのとはまた条件が変わってきますので、困難さもありますし、あと費用的にも大分かかるのかなというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。2番。
- ○2番(関根貴将君) 旧総合運動公園用地利活用については、現在もさらなる検討を要する事項が多く、利活 用計画は初期段階と言えますとご答弁がございました。ただいま検討中とのことですが、平成31年1月号の広 報やぶきの中で、旧総合運動公園用地利活用事業について、その用地の一部を矢吹消防署庁舎建設用地として

活用することとしており、今後は白河地方広域市町村圏整備組合により消防署庁舎整備事業が進められますが、 安全で安心なまちづくりの実現のため、町といたしましても連携を密にしながら事業の推進に努めてまいりた いと掲載されております。消防署周辺の整備をしっかりと遂行して初めて移転が完了したことになると思いま すので、今後の対応をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(角田秀明君) 以上で、2番、関根貴将君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議します。

再開はちょうど1時からにします。よろしくお願い申し上げます。

(午前11時52分)

○議長(角田秀明君) それでは、再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 冨 永 創 造 君

○議長(角田秀明君) 通告3番、7番、冨永創造君の一般質問を許します。7番。

[7番 冨永創造君登壇]

○7番(冨永創造君) まず、議場におられる皆さん、こんにちは。傍聴席に来られている町民の皆さん、どう もありがとうございます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず、大きい項目1、農業振興政策についてであります。

もう時は6月になっております。数日前からカッコウの鳴き声が響き渡っております。植えたばかりの早苗 の黄緑色は、濃い緑色に輝き、初夏の風に揺れております。

我が町の基幹産業の一つであります農業に対して、以前に、緑豊かな「さわやかな田園のまち・やぶき」を守れる農業振興でありたいという町長の見解が既に示されており、そのための施策として、耕作放棄地の増加を抑制する、地域農業の担い手の確保、育成に努める、また、共同で行う集落営農や農業生産法人の推進を図る、さらに、JAとタッグを組むことで力強い産地形成、消費地開拓の推進が図れ、本町農業の明るい未来が描けるということを表明されております。以前の一般質問に対する町長答弁であります。農業振興への熱い思いが伝わったものと思っております。私も賛同しております。現在、その方向で事業が進んでいるものと理解しているのですが、理解を深めるためにも次の質問をさせていただきます。

- 1つ、圃場整備計画の進捗状況はどうなっているのかをお伺いいたします。
- 2つ、新規就農者を増やすための具体的対策をお伺いいたします。
- 3つ、共同集落営農づくりや農業生産法人数の今後の増加の見通しをお伺いいたします。

続きまして、大きい項目2つ目になりますが、子供の自立に向けた支援体制についてであります。

少子高齢化社会における家族介護の発生、保護者が病気であるなどの事情から、子供が保護者の介護をした

り、弟、妹の世話をしたりするヤングケアラーの存在、新型コロナ禍の影響で親の収入所得が落ち込んで生活 が厳しくなってしまった世帯、ひとり親世帯や生活保護受給世帯の中に子供の貧困が発生していると聞いてお ります。

このような環境にあっても、子供たちには学ぶ権利、教育の機会均等の場が確保され、提供されなければならないと私は思っております。子供の貧困や介護負担を解消するための対策を図る必要があり、子供が安心して、楽しく学校生活が送れ、元気に自立できる助けとなる支援体制が整っていなければならないと考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

- 1、本町での子供の貧困やヤングケアラーの実態をどのように把握しているのか。
- 2、教育委員会など関係機関での子供の貧困、ヤングケアラーの概念の認識はされているのか。
- 3、組織的な対策や支援体制は整っているのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 議場の皆さん、こんにちは。お忙しい中、傍聴に来られている皆さん、本当にありがとうございます。

7番、冨永議員の質問にお答えいたします。

初めに、圃場整備の進捗状況についてのおただしであります。

本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画の政策として「農業が元気なまちをつくります」と位置づけ、各種施策に取り組んでいるところであり、その施策をさらに充実、強化していくため、今年度より農業振興課を設置したところであります。農業振興課では、農家の方々から直に農業の課題等について意見を伺うなどの取組を現在進めているところでありまして、その場でお伺いした意見等について、今後施策にどのようにつなげていくか検討を進めているところであります。

農業者の現状については、全国的に農業従事者の高齢化、後継者不足により農業者は年々減少している傾向にあり、本町においても例外でなく同様の状況であります。町の農業振興推進のためには担い手の育成が最も重要であると考えておりまして、現在、中心的な農業の担い手であります認定農業者につきましては、令和3年5月末現在では158名を認定している状況であります。

議員おただしの圃場整備計画の進捗状況につきましては、現在、圃場整備事業を進めている舘沢、大町地区の概要については、受益面積が約32~クタール、受益者は延べ人数で87名、筆数は264筆で、圃場整備後の圃場1枚当たりの面積の平均、これが約50アールとかなり大きいものでございまして、50区画を整備する計画となっております。

これまでの取組といたしましては、平成30年度に、地権者及び担い手を対象に意見交換会やアンケート調査等を実施し、意見の集約を行っております。令和元年度には、福島県に対して事業調査地区の申請を行いまして、調査地区の決定を受けております。令和2年度には、採択地区の決定を受けまして実施計画策定業務の委託契約を締結し、現在、事業計画作成に向けた調査を進めております。令和4年度からは、換地関係の調査、

そして調整等に取り組みまして、令和6年度の工事着手、令和9年度末の工事完了を目指してまいります。

本計画は、農地中間管理機構を活用しまして担い手農家へ農地を集約する、このことで農業者の費用負担を 求めずに圃場整備が実施できる事業であり、農業生産基盤の整備による遊休農地、そして耕作放棄地対策として大変有効な事業であります。

なお、その他の地区におきましても、農家の皆さんから圃場整備について意向等を伺いながら、意見の集約 を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新規就農者を増やすための具体的対策についてのおただしでありますが、先ほども答弁いたしましたが、農業従事者の高齢化、後継者不足により農業者は年々減少傾向にあり、その対策は喫緊の課題として認識しております。このような状況の中、町では地域の担い手の育成を積極的に推進しておりまして、中心的な農業の担い手である認定農業者や新たに農業に取り組む新規就農者、この掘り起こしを行っております。

本町の認定農業者数は、平成25年度末には78名でありましたが、令和3年5月末現在では158名になり80名の増加となっております。また、新規就農者につきましては、平成26年度には1名、平成27年度には5名、平成28年度には2名、平成29年度には1名、平成30年度には2名、令和元年度には1名、令和2年度には3名が就農しております。各年、少ないというふうに思われるかもしれませんが、実は全国的には、毎年度、新規就農者がゼロ、見つからない地域も大変少なくない状況でございまして、本町では関係機関と連携、推進したことによる成果であるというふうに捉えております。

これまでの本町においての新規就農者は、農家の後継者が就農したケースが多く、農業に興味を持った方が外から町に転入され、新たに就農したケースというのはない状況であります。ただし、これは大変、現実にはかなりハードルの高いものでございます。今後は首都圏等、町外からの新規就農者確保のため、町ホームページやSNS等を活用したPR活動を行ってまいります。

なお、新たに農業に取り組みたい場合の支援策につきましては、県の補助事業であります農業次世代人材投 資事業により、就農前の研修等に対する準備型支援、そして就農初期の段階に対する経営開始型支援の2段階 による支援制度があります。

就農前の準備型支援につきましては、就農に向けて必要な技術等を習得するための研修費用として年間最大150万円、最長2年間の交付を受ける内容でございまして、また、経営開始型支援では、独立した自営就農者に対しまして年間最大150万円、最長5年間の交付を受ける内容となっております。これらの支援事業は、県から青年等就農計画の認定を受けること、そして50歳未満であること、所得制限等の要件がありますが、新規就農者に対する手厚い支援制度であります。

また、営農指導の面では、本町には2つのJAがあり、それぞれの営農指導員から技術指導を受けることができ、さらには、町内の経験豊富な農業者からの直接的な指導を受けることが可能となっております。

また、本町と連携協定を結んでおります福島県農業総合センター農業短期大学校で実施している農業研修もあり、初歩的な野菜の栽培管理や農業で生計を立てるなどを学ぶことができる1年間を通した長期の就農研修、さらにはスマート農業を進めるための農業機械研修等、段階に応じた充実した内容の研修を受けやすい、研修を受講しやすい環境にあることは、本町ならではの優位性であるというふうに認識してございます。

なお、最近、新聞等に出ました全国酪農業協同組合連合会の矢吹町にある酪農技術研究所というのがありま

す。こちらが浪江町へ移転するとマスコミ等で報道がありましたが、これは確認いたしましたところ、研究所の一部門である研究関連施設が浪江町へ移転する、これは原発関連の様々な事業がございますが、この関係もありまして移転すると。ただし、その他の全酪連の施設、部門につきましては今後も本町で継続するということであり、また、酪農家から委託を受けた乳牛の子牛を一定期間預託、育成する、これ大変、酪農家にとって大切な事業、ありがたい事業なんですが、これらについては今後、拡充の計画もあるということでありまして、そこのところをちょっと改めて確認しておいた次第でございます。

新規就農者を増やすための具体的な取組につきましては、町全体で応援するための激励会の開催や、先輩農業者の紹介、情報交換の場の提供など、各種支援策を継続しております。また、農業を経営するために必要な、農地の貸し借り、新たな農地の取得につきましては、町農業委員会や農地中間管理機構と連携しまして、新たに農業を目指す転入者につきましても安心して農業が行えるサポートをしてまいります。

今後も、町内に2つJAがありますが、両JA並びに農業短期大学校、全酪連等の関係機関と連携し、新規 就農者情報の共有、そして、圃場整備等の基盤整備や所得の安定を図るため、農作物のブランド化等を積極的 に進め、新規就農者が就農しやすい環境整備に一層努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたしま す。

最後に、共同集落営農づくりや農業生産法人数の今後の見通しについてのおただしであります。

農業従事者の高齢化や後継者不足により、現在の農業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況であると認識しております。これは全国的なところですね。地域農業の担い手の確保及び育成、圃場整備等の基盤整備による農地の集積や集約を図り、効率的な農作業ができるよう町として取り組んでまいります。平成28年4月の農地法の改正により、農業生産法人から農地所有適格法人へ名称が変更になっておりますので、以降、農地所有適格法人の名称で答弁をさせていただきます。

本町の令和2年度末現在の農地所有適格法人数は7法人となっております。町では、農地所有適格法人を設立する農家に対して、定款作成や登記申請手続などの費用について、農業経営体法人化等助成金により上限20万円の交付を行っておりまして、農家の方の法人設立、これに向け、費用負担の軽減のための支援制度があります。今後、個人での高額な農業機械の更新等がさらに難しくなるというふうに考えられますが、地域単位での集落営農、そして農地所有適格法人による取組、また、共同で農業機械の所有や更新を行う仕組みづくりが重要であると認識しております。米農家ですと、一旦、農業機械が更新時期を迎えて全部更新すると、大体1,500万円から2,000万円は通常かかるといわれて、大型農家ですとその倍とかそんな状況でありますので、単体では大変難しいんですね。

町では、農道の草刈りや、それから敷砂利、ため池や水路の維持管理等の地域の共同活動に対し、今後も維持、継続する目的で多面的機能支払交付金を現在26団体に交付しております。その活動の中で、各集落における農業従事者等の高齢化、そして担い手の減少といった各集落における問題の解消に向けた支援を行っております。

町といたしましても、農家の皆様からのご意見を伺いながら、共同で作業ができる集落営農や効率的な農業 生産が可能な法人化につきましては今後さらに重要性が増すものと認識しておりまして、町内両JA並びに関 係機関と連携し、各種事業に取り組むことで地域農業の維持、継続ができるものと捉えております。 今後も協議、検討を重ねながら、「さわやかな田園のまち・やぶき」の緑豊かな田園風景をしっかりと守り 続けるため、農業振興に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、冨永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育長、鈴木健生君。

〔教育長 鈴木健生君登壇〕

○教育長(鈴木健生君) 7番、冨永議員の質問にお答えいたします。

初めに、子供の貧困やヤングケアラーの実態把握についてのおただしでありますが、子供の貧困とヤングケアラーについての認識を踏まえた上で、実態把握について答弁させていただきます。

まず、子供の貧困につきましては、一般的に実態の把握が困難であると言われております。それは、見た目には普通に見える子供が多く、その多くは生活が困難であることを絶対に言わないなどがあるためであります。 概念的イメージとして、親の収入が少なく、または親の雇用状況が不安定であるなどとして経済的に困窮している家庭で暮らしている子供たちと認識しております。

こうしたことが背景となり、親の子供への関与が不足することで学習や社会体験の機会が乏しくなり、子供 の基本的な生活習慣や社会性、自尊心も十分に培われずに置かれていってしまうなどの教育格差が生まれ、 様々な面で不利益な状況に陥ってしまうことが考えられます。

さらに、子供の貧困の具体的な認識としては、昨年度実施した子育て家庭の生活実態調査において、家庭の生活困難リスクの状況を次の3つの要素に区分しております。その1つ目は低所得、2つ目は家計の逼迫、3つ目は子供の体験や所有物の欠如であります。そのうち2つ以上に該当する家庭を困窮家庭、1つに該当する家庭を周辺家庭、該当しない家庭を一般家庭と位置づけ、子供たちの生活習慣やその様子、家庭の生活状況や保護者に関することなど幅広く調査、把握し、子育て支援施策、貧困対策の基礎情報としております。

実態調査では、対象児童500件のうち304件から回答がなされ、その集計結果から、家庭区分における生活困難度の割合は、困窮家庭が33件、割合にして約11%、周辺家庭が54件、約18%であり、合わせて87件、約29%、10名のうち約3名は生活する上で何らかの悩みを抱えていることがうかがえます。このほかにも、家庭の状況や健康状態、学校や勉強、友人や将来のことなど、様々な角度から情報を収集しており、子育て家庭の生活状況の実態把握に努めております。

次に、ヤングケアラーについてでありますが、最近マスコミ等で頻繁に報道されている言葉でありますが、 厚生労働省のホームページでは法令上の定義はなく、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の 世話などを日常的に行っている子供とされております。例えば、障害や病気の家族に代わり、買物や料理、掃 除、洗濯、幼い兄弟の世話や介護をしたりすることにより、自分のやりたいことができないなど、子供自身の 権利が守られていない子供を指すと示されております。

ヤングケアラーの実態把握については、法令上の定義がないことから現状では進んでおりません。しかし、 国では今年3月に厚生労働省、文部科学省が共同でプロジェクトチームを立ち上げ、福祉、介護、医療、教育 等関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるための早期発見・把握、支援策 の推進、社会的認知度の向上の3つの取り組むべき施策を取りまとめております。 今後、国や県などから具体的に取り組む手法について示され、通知される予定となっておりますので、町部局、教育委員会のほか、要保護児童対策地域協議会や地域住民などと連携、協力し、実態の把握に努め、支援、対策の検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子供の貧困やヤングケアラーの概念についての認識でありますが、さきの答弁と重複しますが、子供の貧困については概念的イメージとして、親の収入が少なく、または親の雇用状況が不安定であるなどして経済的に困窮している家庭で暮らしている子供たちと認識しております。こうしたことが背景となり、親の子供への関与が不足することで学習や社会体験の機会が乏しくなり、子供の基本的な生活習慣や、社会性、自尊心も十分に培われずに置かれていってしまうなどの教育格差が生まれ、様々な面で不利益な状況に陥ってしまうことが考えられます。

さらに、子供の貧困の具体的な認識としては、昨年度実施した子育て家庭の生活実態調査の中で、家庭の生活困難リスクの状況を低所得、家計の逼迫、子供の体験や所有物の欠如の3つの要素に区分し、困窮家庭、周辺家庭、一般家庭と位置づけ、子供たちの生活習慣やその様子、家庭の生活状況や保護者に関することなど幅広く把握し、子育て支援施策、貧困対策の基礎資料としております。

また、ヤングケアラーについても同様に重複いたしますが、厚生労働省のホームページでは、一般に、本来 大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされ、例えば、障害や病気の 家族に代わり、買物や料理、掃除、洗濯、幼い兄弟の世話や介護をしたりすることにより、自分のやりたいこ とができないなど、子供自身の権利が守られていない子供を指すと示されております。

こうした貧困やヤングケアラーなど子供を取り巻く環境を注視し、現在進行中の矢吹町第2期子ども・子育て支援事業計画に基づいた事業を着実に実施すること、また、今年度策定予定となっている第2期矢吹町未来を担う子ども応援計画において、実態調査の資料等を計画づくりに反映させ、子供たちやその家庭の支援に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、組織的対策や支援体制の整備についてのおただしでありますが、教育委員会では、教育、児童福祉、母子保健、医療、警察等の関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会を設置し、身体的、心理的、性的虐待や育児を放棄するネグレクトなどの行為を受けている要保護児童等への適切な保護及び支援を行っております。

当協議会における対応事案として、身体的虐待が主であると思われがちですが、近年はネグレクトや貧困により衣食住が満たされていない子供たちの案件も多く、幼稚園や保育園、小中学校及び保健師等と連携し、健康、安全を優先に取り組んでおります。基本的には、虐待も貧困もヤングケアラーも全て家庭内の問題に起因していることが多く、協議会の範疇にあることから、教育委員会では、当協議会を子供の自立支援の中核組織として考えております。

虐待やいじめ、その他悩み事を抱えている子供は、表情や態度、行動などから何らかのシグナルを発しており、そのシグナルにいち早く気がつくのは学校や幼稚園、保育園の先生方であります。その変化に対して素早く、そして適切に対応できるよう、教育委員会ではスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置しております。特にスクールソーシャルワーカーは、児童を取り巻く福祉的環境の改善を図るため、学校や家庭、地域関係機関等それぞれの役割を明確にしながら、組織的に対応していく支援体制をコーディネートし

ております。

学校や幼稚園、その他の関係機関から寄せられた虐待等の情報は、案件ごとに個別ケースとして協議会に提出され、関係機関が一堂に会して情報の共有を図り、それぞれの立場からリスクを検証し、解決までのプランを協議し、組織的に支援しております。

次に、家庭への生活及び経済的支援といたしまして、教育関係では、幼児教育費や副食費の無償化及び小中学校における給食費の半額補助の実施並びに経済的理由により学用品の購入や給食費の支払いが困難な家庭への就学支援費の支給、奨学金返還支援補助事業などの制度を設けております。なお、必要に応じて、社会福祉法人福島県社会福祉協議会が実施しているフードバンク事業や生活資金貸付事業等を紹介し、貧困家庭をサポートしております。

今後も、関係機関との連携強化を図り、生活環境等に左右されることなく子供たちが健やかに育ち、将来の 社会を担う大人に成長してもらえるよう、自立支援を図りながら健康や安全に配慮した子育て家庭への支援を してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、冨永議員への答弁とさせていただきます。

- ○議長(角田秀明君) 7番、再質問ございますか。7番。
- ○7番(冨永創造君) 農業振興政策についてであります。

現実的に農業は、今、高齢者が増えてしまってなかなか厳しい産業になってしまっていると。そういった中で、解決ということで、まず放棄地を減らす、そういったことから圃場整備なるものを、今、舘沢、そういった地域で進められているということでありますが、答弁の中で、今後さらにほかの地域でも進めたいというような考えがあるようなんですけれども、そこら辺の強い認識を聞かせていただければと思っております。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長(鈴木辰美君) 7番、冨永議員の質問にお答えいたします。

圃場整備の今後の計画ということでございますが、話せる範囲で答弁したいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

今現在、圃場整備実施するに当たりましては、前段としまして人・農地プランの策定をする必要がございます。当町では、現在2地区において人・農地プランを策定しております。舘沢、大町地区につきましても人・ 農地プランを策定後に圃場整備の計画を進めてございます。

昨年度10月に、西原地区につきましては人・農地プランの策定に向けた役員の説明会を実施しているところでございます。あと、その他数地区から、正式ではございませんが相談を受けておりますので、そういうことで答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。7番。
- ○7番(冨永創造君) 耕作放棄地の対策ということで、さらなる圃場整備計画を考えているという、農業の将

来にとって、この矢吹町の将来にとっても頼もしい考えであるなと、強く推進していただきたいと思っております。

今、西原地区というのが出てきましたけれども、農林業センサス、国のほうで発表しておりますけれども、 営農地を拡大していくという中で、10~クタール以上の土地が拡大、規模、広がっております。

今回、舘沢、大町地区というのは、約32~クタールとのことであります。ちょっとそれますけれども、旧運動公園はたしか先ほどの話では22~クタールということですから、それよりはるかに広い規模で舘沢、大町地区は圃場整備を行う計画であると。

私は、まだまだ規模的にもっとあっていいのではないかと、いわゆる国の農林業センサスから示すとおり、 10~クタール以上は徐々にではあるが増えていると、そういった面からもさらに進めていってもらいたいと考 えておりますが、西原地区というのが出ましたけれども、大体面積的にはどのぐらいでしょうか、お伺いいた します。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

[農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇]

○農業振興課長兼農業委員会事務局長(鈴木辰美君) 7番、冨永議員の質問にお答えします。

西原地区につきましては、これから人・農地プランの策定ということで実施の計画をつくってまいりますので、正確な面積等は現在把握してございませんが、今後、地区の役員の方と協議しながら、どういった範囲で担い手農家を誰に最終的に集約していくかというような計画をつくって進めてまいるようになると思いますので、以上で答弁とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。7番。
- ○7番(冨永創造君) 続きまして、新規就農者を増やすための具体的対策ということに関して再質問させていただきます。

この町では、認定農業者が徐々に増えてきて158名になり、80名増ということで、この傾向をぜひ、続いていってもらえばと思っております。

そういった中で、新規就農者、令和2年度には3名ほど就いているということでありますが、また、その答 弁の中で、どうも非農家出身はどうなっているのか、この点をお尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

[農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇]

○農業振興課長兼農業委員会事務局長(鈴木辰美君) 7番、冨永議員の質問にお答えいたします。

答弁にもございましたように、非農家からの新規就農というのはない状況にございます。今現在、新規就農者として就農していらっしゃる方は、当然、農業後継者の方が就農しているケースがほとんどでございます。 今現在も相談等受けている新規就農予定の方もいらっしゃいますけれども、その方も農家の後継者ということで、今、相談を受けている状況にございます。 答弁は以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。7番。

○7番(冨永創造君) 町の新規就農者、恐らく家の跡を継ぐというそういう気持ちで農業をしようとしている 若者だと私は解釈しております。これはこれで本当にすばらしいことであると思います。

県のほうで令和2年度、県内新規就農者数が204人、6年連続200人越え、そして女性が63人、過去最多というそのような記事を目にしております。いわゆる後継者以外で新たに農業を始めた人、新規参入者124名です、半分の数字を示しております。そういった点で、ちょっと、矢吹の入れ込みといいますか、そちらのほうはどうなのかというふうになってくるわけなんです。

難しいというのはあるとは思います、なかなか数を増やさせないという、それぞれ課題を持っていると思います。しかし、県では増えているというこの数字の示す事実、それを踏まえれば、さらにこれに新規就農者を増やす意気込み、これからのことをどう考えているのか、そこら辺のほうをお答え願います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 意気込みということなので、私が。

本当に農業振興課もスタートしたばかりでありますので、今まさに、先ほど答弁のところで申し上げたように、今、現状の農家の方々から直接勉強会等をやって、その状況を改めて聞いて、そしてどうやって盛り上げていくかというようなこと、広報やぶきの町長談話等にもちょっといろいろ書いたりしていますけれども、今お話しの農業後継者ということにつきましては、女性ということについては、昨年は後継者のところでもご夫婦でということで女性がなっていたと思いますが、なかなか私も、全国で実は、農業後継者は前の農林中金にいたときに見ているんですが、都市から農家へというのはハードルがなかなか高くて、言わば農業という産業にいて、そのスキルやらそれから様々な、これも農業は1つの作物、基本的には1年に1回しか経験できなくて、その経験を積むのも大変ですが、人間関係ですね。これが、やはり農村での人間関係と、それから都市での人間関係においてなかなか難しかったりして、そこを超えるのが実は大変だったりしております。ですから、外部から入ってきてというのは、外から入ってきてというのは、別に農家のほうではそんなに塀を高く巡らせしてという考えはないはずですが、なかなか価値観等、難しいところがありますので。

ただ、意気込みとしては、本当にこれはぜひ、今、テレワーク等での移住等もどんどんこれからと思っておりますが、農家のほうもぜひ、特に都会でサラリーマンをやっていた、様々な、特にマーケティングその他で相当ノウハウのある方がいっぱいいらっしゃいます。そういった方をぜひ、矢吹町のほうの農業のほうに入っていただきたいというふうに私は思っておりまして、そういった方々が新しいマーケティング、それから消費地の開拓、それから新しい技術、新しいスマート農業等についての新しい対応の仕方、こういったことについて、新しいまさに息吹というか、そういったものを入れてもらいたいというふうに思っております。

なかなか、実はやっぱりハードルは高いんですが、ぜひ、先ほど福島県の中にはそういった方がかなりいらっしゃるということですので、矢吹町でもそういった方々をというふうに思っておりますので、これから、先

ほどの農業振興課も新設されたことですし、新しい目でそういったことを対応していきたいと思っております。 ぜひ、皆さんにも様々な、もしよろしければご助言なり情報をいただければというふうに思っておりますの で、よろしくお願いいたします。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。7番。
- ○7番(冨永創造君) 新規就農者の受入れ、なかなか厳しいということであります。

ただ、ほかの地域等で何かいい例があったらということでありましたが、例えば、私が議員になった頃、山 形県の鶴岡市に研修で行ったときに、そのときに見つけた資料であります。この資料なんですけれども、地域 定住農業者育成講座、食と農のビジネス塾、こんなタイトルで、定員30名、受講料3万円です。それで、対象 者として、食、農でビジネスを行いたい方、さらにビジネスを発展させたい方、こうした方々を支援したい方、 協力したい方ということで、内容的には、食と農に関する基礎経営、加工、販売、農業技術、ビジネス計画書 作成の6つの科目について、実習38.5時間を含む165時間のコースということで、こういうものを持ってきて、 今まで取ってあります。

そのほかに、のと里山農業塾、こういったものでありますけれども、羽咋市というところが能登半島にあります。はくい式自然栽培野菜づくりということで、ここの主催は羽咋農業協同組合、羽咋市、株式会社TWOが主催となって、そして呼びかけておるんですけれども、この期間というのは令和2年4月から令和3年3月です。対象、JAはくい管内の方、当地で就農の意向がある方などというふうになっています。意志が、その地域であれば、どうぞ受講できますよということだと思います。

写真を見ると、たくさんの人たちがこの写真の中に写っているわけです。そして、こういった農業塾といったものは、どちらかというと非農家出身だったり、農業に興味があったり、専門的に農業を、また、農業所得で生計を立てるという、最初からそういう考えをお持ちの方は少ないんではないかなと思います。

私が、今回この農業振興政策においては、どちらかというと大きな農業、農業で生計を立てていくという方が対象であるなと思っております。しかし新規就農者には、もちろん家の跡を継ぐということで農業をやるんだという方もいらっしゃるわけなんですけれども、そのほかに、今言いましたように、初めて農業をやるんだけれどもどこからやったらいいか分からない、誰に相談していいか分からない、どこかいいところがないかなとそういう気持ち、自分にやれる自信があるかなと、少しでも生計に役に立てないかなと、半分農業やって半分別の事業もできないかなとそういう方もいらっしゃるんだと。そういった中から新規就農者というのを受け止めて、その受皿というものをこれから考えていっていいのではないか、また、力を入れていっていいのではないかと思いますが、新しく農業振興課長になられましたので、ぜひ、そこら辺の考えをお伺いしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

[農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇]

○農業振興課長兼農業委員会事務局長(鈴木辰美君) 7番、冨永議員の質問にお答えいたします。

今ほど、半農半Xの話とかいろいろ内容はあったかと思います。当然、矢吹町、本町においても、連携協定

を結んでいます農業短期大学校、こちらのほうでいろんな研修をやってございます。農業の初心者の方から、 1年間を通して農業で生計を立てていこうという方向けの研修など、いろいろな研修をやってございます。今 後も、農業短期大学校と連携を図りながら、本町に合った農業の形態というものを検討してまいりたいと考え ております。

また、今年度から地域おこし協力隊ということで、こちらの方は、障害者と農業を結びつける農福連携ということで実績のある方が、今年度から地域おこし協力隊として矢吹町のほうに来ていらっしゃいますので、その方とも連携を図りながら、矢吹町に合った農業というのを模索してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。7番。
- ○7番(冨永創造君) 矢吹のほうでは、アグリカレッジ福島公開講座、家庭菜園、趣味の草花コースというものがあります。令和3年からということで、今年度始まっていると思いますけれども、今までに参加者がいたと思いますけれども、もう就農に就かれているのか、それとも参加者のご意見はどのようなものがあったのか、もっともっとやりたいのか、農業に力を入れていきたいんだとかそういった意見等があったのかどうか、お伺いいたします。
- ○議長(角田秀明君) 冨永君に一言申し上げますが、一般質問は町長に対してなので、新しい課長さんにとい うのはちょっと控えていただきたいと思います。

あくまでも、一般質問は町政にですので、その辺、言葉を巧みに使っていただきたいと思います。よろしく お願いします。

- ○7番(冨永創造君) どうもありがとうございます。
- ○議長(角田秀明君) 今の質問に対して、答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

[農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇]

○農業振興課長兼農業委員会事務局長(鈴木辰美君) 7番、冨永議員のご質問にお答えします。

町のほうでも、農業短期大学校と連携をいたしまして、フロンティア農園、町民農園などを一昨年開園しております。昨年につきましてはコロナの影響で開園はできませんでしたが、今年度、商工推進課のほうと連携を図りながらそちらの開園をまた目指しております。

こちらには、本当に農業の初心者の方ですとか、町内の福祉施設の方が参加していただきまして、大変反響がよく、少ない経費で大きな反響を得た事業であるということで認識しておりますので、今年度も引き続き、これから募集をかけまして、夏以降、秋野菜等の収穫を目指して、農業短期大学校と連携をしながら開園を目指しておりますので、またそちらの方のご意見を伺いながら、町の農業振興のほうに反映していければと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。

7番。

- ○7番(冨永創造君) 本町では農業短大、今、連携をしながら初心者の方にも農業に触れるようにコースを設定して進めていると。こういった方がぜひ農業にも深入りできるようになってもらえればなと思っております。 本町は、以前、東京の別の大学とも連携していたと思います。また、平成30年には西白河4町村との総合協力協定に基づき、福島大学との包括的な連携というのが提携されているとは思うのですけれども、この福島大学、今、食農学類科というのが設置されておりますが、そこら辺の連携といいますか、そこら辺はどうなっているのかお尋ねいたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

農業振興課長、鈴木辰美君。

[農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇]

○農業振興課長兼農業委員会事務局長(鈴木辰美君) 7番、冨永議員の質問にお答えいたします。

東京農業大学とは連携協定を結んでおりまして、一昨年のコロナの影響で、田植とか稲刈りに来られない状況になっておりますが、大池地内の田んぼの学校ということで、東農大との連携協定は今も継続中でございます。カブトエビによる水田の栽培管理ということで連携をしてございます。

あと、福島大学につきましては、今現在のところ特に連携した事業というのは実施しておりませんので、今後、そちらのほうも協議してまいりたいと考えております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。7番。
- ○7番(冨永創造君) 次に、農業から教育のほうに移らせていただきます。

子供の貧困という言葉なんですけれども、今話題になっているSDGs、この1番の中には貧困をなくそうというそういう項目があります。そして、子供の貧困、この問題に対しては、この町では平成29年でしょうか、第400回定例会で同僚議員が質問しております。その中では、実態調査を今後して、そしてそれを集計するというような答弁内容でありました。それからもう四、五年は経っておりまして、子供の貧困に対しての対策なり、対応の策定、そういったものがまだ出されていない。そして、当初予算の中で、子供貧困対策策定計画に予算を取っていると思うんですけれども、それがちょっと触れられていないんですけれども、この点に関してお答え願います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長(小椋 勲君) 7番、冨永議員の再質問にお答えいたします。

先ほど教育長の答弁でもございましたが、子育て世帯への調査を実施した後に、今現在、第2期の矢吹町の 未来を担う子ども応援計画、こちらのほうで貧困についての対応がなされております。実は平成28年度に第1 期の計画がなされておりまして、そちらでも貧困対策に対する調査であったり、それに対する対応策、そうい ったものを練り込んだところであります。それが5年の周期が終わりまして、今年度、新たな第2期を策定し ているところであります。教育長の答弁でもありましたとおり、対象児童500人、その中から304名の回答を得まして、その中で貧困の家庭に関する構成、3つの家族形態、そちらの数字を出させていただいております。 以上で答弁とさせていただきます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。7番。
- ○7番(冨永創造君) どうも計画策定までに時間がかかっているように思いますけれども、最近の新聞によりますと、政府骨太方針原案、6月8日に出されているわけですれども、この中で、年齢による切れ目や省庁の縦割りをなくし、子供の貧困や児童虐待、いじめなどに相互対応する行政組織が必要であると。もちろん、ここにヤングケアラーも入っております。

こういった骨太方針原案、出たばかりなんですけれども、それが出てから対応していくと思うし、先ほど言われた子供の未来に対しての計画ですか、その中にその対応が入っているのかなと推測するんですけれども、3つの云々というのはあくまで経済的なものであって、どうも心の支え、子供が困っている、心を聞いてくれる人、そしてそういった場、そういったものが必要ではないのかなと思っているんですけれども、対応、計画策定の中にはそういった内容も入っているのかどうか、お伺いいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

[子育て支援課長 小椋 勲君登壇]

○子育て支援課長(小椋 勲君) 7番、冨永議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、政府の骨太の方針、そちらの原案、私のほうといたしましても、報道、新聞等で確認をさせていた だいております。その中で、子育て施策に関する総合的な行政組織、そういったものをつくっていきましょう というようなことになっております。金銭的な部分、当然そうでございますが、そういった冨永議員がおっし やったとおり、心の部分、そういった部分につきましても大変重要だと考えております。

先ほどの教育長の答弁でもありましたが、小学校、中学校、幼稚園もそうですけれども、スクールソーシャルワーカー、そういった方を採用しておりまして、事があればそういった疑問、相談等を受けております。また、スクールカウンセラー、こちらも同時に採用しておりまして、どちらかというとスクールカウンセラー、そちらのほうが、例えば保健室でお話を聞く、そういったことを対応しながらやっております。

あと、そういった意見を出してくれない、要は先ほどのシグナルのお話、答弁させていただきましたが、シグナルが小さい子供、そういった子供に対してどのような支援をしていくのか、なかなかその表面に出てこない部分というのは難しいかと思いますが、そういった部分については、専門的な方に相談をしながら、どういった対策を取ればそういった小さいシグナルを発見できるのか、対応していきたいなと思っておりますので、今後ともご協力のほうよろしくお願いしたいと思います。

以上で答弁を終わります。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。7番。
- ○7番(冨永創造君) これは本当に、心の問題になるとそこにまた大変な事柄が潜んでおりまして、学校内で

あれば養護教諭、これが子供にとって身近な存在ではないのかと。保健室に行って、相談相手、保健の先生がいると、もしかすると、スクールカウンセラーよりもソーシャルワーカーよりも、まずは保健室の先生だと。次が担任の先生だろうと、しかし、担任の先生一人に任せてはいられないであろうと。みんなそれぞれチームを組みながら、声を聞いて、その声を共有し、そしてそれを学校の管理者、いわゆる校長先生にその声が共有され、そして、恐らくその校長先生からソーシャルワーカーの要請とかそういうふうな仕組みになっているはずです。また、そこから要保護児童対策地域協議会、そちらのほうにまた話が行って、ではどうしようかとそういう仕組みになっていると思います。

やはり、そこら辺の連帯を迅速にできるように、対応、僅かかもしれないけれども、本当に学ぶ機会を奪われ、そしてその子に持たされた自由というものが狭められている、これは現実であります。1クラスに2人くらいいるという調査も出ております。そういったものを踏まえてしっかりと対応されていくのが必要だと思うし、これは家庭だけの問題ではない、政治の問題だろうと思っております。

質問のほうは以上であります。どうもありがとうございました。

○議長(角田秀明君) 以上で、7番、冨永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時20分からです。よろしくお願いします。

(午後 2時05分)

○議長(角田秀明君) それでは、再開いたします。

(午後 2時20分)

◇ 三 村 正 一 君

○議長(角田秀明君) 通告4番、8番、三村正一君の一般質問を許します。8番。

[8番 三村正一君登壇]

○8番(三村正一君) 議場の皆さん、こんにちは。

通告いたしました事項について、質問させていただきます。

質問の1番は、子供の声も町政にであります。

地方公共団体は、そこに属する全ての地域の人に対し、様々な行政サービスを提供する義務があります。住民福祉の増進を図ることであり、町民の一人一人が住んでよかったと実感できるまちづくりのため、その実現に向けて、町民のニーズや地域の特性を生かした事業等に取り組むべきであります。子供たちも、子ども子育て支援を受ける立場であるとともに、住民として住みよいまちづくりに参加していただくことが愛町心を育むことになります。行動すれば町はよくなる、強いては国もよくなる、思いを行動に起こすことも大切な教育と考えます。与えられる意識から参加意識への涵養であります。

子供の意見を聞く場として、子ども議会があります。昨年は新型コロナ感染症対策で実施はできませんでしたが、一昨年まではこの議場で町内4つの小学校の生徒による子ども議会が開催され、子供目線の意見や提案、

要望等が出され、町長ほか町執行部から答弁し、町の事業に反映され、例えば矢吹小学校の噴水の修理工事や 通学路の防犯灯の改善が図られ、教育環境や住環境が整備されてきました。生徒たちも自分の意見で町が動い たと大変喜んだと父兄から伺っております。

蛭田町長におかれましては、昨年度開催されませんでしたので、過去の子ども議会の質疑応答を確認いただき、今後のまちづくりに取り上げていただきたく質問をいたします。

1つ目として、子ども議会等についてどのようなご認識を持っているのかをお尋ねします。

2つ目として、町は過去3年間の子ども議会の意見、提案、要望をどのように把握して対応してきたかをお 伺いいたします。

3つ目として、中畑小学校から提案のあった遊具のある公園、児童公園の整備についての検討状況をお伺い いたします。

2つ目でございますが、町長選挙の際の公約であった町民本位の福祉重視、安全・安心な暮らしの中で、私 道を含む生活道路の早期整備というのがあります。このことについてお伺いいたします。

住民の皆様からも道路整備を求める声が数多く出ており、喫緊の課題と認識しております。そこで、陳情採 択された生活道路の整備状況についてお尋ねをいたします。

平成30年度より令和2年度までの3年間の陳情の残数及び陳情採択数と各年度ごとの整備状況、路線、整備の延長、金額等をお尋ねいたします。

2つ目として、今年度及び来年度の整備予定路線、整備延長、予定金額についてもお示しをいただきたいと 存じます。

3つ目として、一般町道整備事業の過去3年間の整備路線、予算執行状況と今後の整備予定をお尋ねいたします。

続きまして、3つ目でございます。

デジタル社会の関係でございますが、新型コロナウイルスの感染症拡大により社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りとなり、国はデジタル社会基本法を令和3年9月1日に施行するわけでございますが、押印、判こですね、書面原則の見直し等についてはマスコミ等で報道されましたが、コロナ報道がかなり偏重されておりまして、その他の事項については詳細報道がなされていないので、情報不足による不安の声が出ております。

そこで、お尋ねいたします。

3か月後の法律施行により、町行政はどのようにこのデジタル基本法によって変わるのかをお尋ねいたします。

それから、2番目として、デジタル庁の設置と町の準備状況についてをお尋ねします。

3つ目として、デジタル化された社会により町民の生活はどのように変わるのかについて、ご認識をお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長(蛭田泰昭君) それでは、8番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、子ども議会等についてどのような認識を持っているかとのおただしでございます。

子ども議会は、町内小学校の6年生を対象に、行政、町議会の仕組みについて社会科の生きた学習の機会として、身近な問題から自分たちが暮らす地域や将来のまちづくり等、幅広い諸課題について、子供たちの自由な発想や視点から捉えた意見について共に考え、子供たちが地域社会の一員として自らまちづくりに参画していこうとする意識の醸成を目指して行っている事業であります。

昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見送りましたが、平成18年度から始まり、令和元年度には第14回子ども議会を開催しております。今年度は第15回子ども議会の開催が予定されておりまして、 児童の皆さんの子供の目線からの率直な質問、こちらを直に聞けることを楽しみにしております。

また、これにちょっと関連いたしますと、次代を担う子供たちの声ということで、先日、矢吹中学校において、私が目指すまちづくりの構想、町の若者に期待することなどを1、2、3年生の全校生徒の皆さんに、もちろん新型コロナウイルス感染症の対策に留意しながらでありますが、お話をする機会をいただきました。これは以前から、次代を担う子供たちや中学生、高校生にこの矢吹町に関心を持ってもらうこと、そして、矢吹町に大きな可能性がある、このことを知ってもらい、今からあるいは何十年か先でも、将来にでも、よかったらまちづくりに力を貸してもらえないかというようなお話をしたいと教育長、矢吹中学校の荒井校長先生にお話をしておりまして、今回実現したものであります。

そのお話について、後日いただきました多くの生徒さんからの、3行ぐらいの無記名で皆さんからの感想には、これまで矢吹町についてあまり関心がなかったが、もっと矢吹町を知りたいと思った、矢吹町に発展やもっとよくなる可能性があると知った、これからの矢吹町を自分なりにもっと考えてみたい、それから、町について、大人任せでなく、今の自分たちに何ができるのか考えることが大切だと気づいた、みんなで協力し町をつくっていくことに共感した、それから、町から出るつもりでいるが、将来、町に戻ることも考えたい、これには言わば恩返しをしたいという言葉も添えられておりました。こういった声がありまして、これは本当、ちょっと代表的なものでありますけれども、非常に多くの声を寄せていただきました。矢吹中学校の生徒の皆さんがまちづくりを自分のこととして捉え、矢吹町の可能性を感じてくれたことが大変伝わってきて、非常にうれしく、頼もしく感じたところであります。

まちづくりは、三村議員もおっしゃっておりますように、子供から高齢者まで町民が主役であり、多くの方にまちづくりに参加いただく必要があります。特に将来の担い手である子供たちが、この子ども議会等を通じて矢吹町に関心を持ってもらうこと、これがとても私は大切だと思います。とにかく、矢吹町に関心が今まで持てなかった声は結構多かったです。まちづくりへの参画のきっかけとなり、矢吹町の将来へ夢と希望を持ってまちづくりが進められるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、過去3年間の子ども議会における子供たちからの質問に対する対応についてのおただしでございますが、昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施ができませんでしたので、平成30年度、令和元年度にありました質問についてお答えいたします。

平成30年度につきましては、中畑小学校の子ども議員からは、小学校校舎の雨漏りや和式トイレ問題、イン

ターネット環境の改善について質問をいただいております。教育委員会としてもこの状況は把握しておりまして、令和2年度に校舎について屋上と壁の防水工事を行い、また、インターネットについても校内LAN工事を行い、高速の環境を整備したところであります。

令和元年度につきましては、モデル校としてタブレット学習を導入した三神小学校の子ども議員より、今後、タブレット端末を増やし、1人1台の環境にならないかとの質問を受けております。その際は、計画的に端末を導入し、台数を増やしていきたい旨の答弁をいたしましたが、その後、国が進めるGIGAスクール構想に基づき環境整備を行うことができ、今年度、1人1台の端末環境が実現しております。

また、善郷小学校の子ども議員よりいただいた、通学路の点滅信号の交差点に横断歩道をつけてほしいという要望は、福島県公安委員会をはじめとした各関係機関のご協力を得て設置が実現しております。

矢吹小学校の子ども議員からは、町民の方が町の歴史や偉人の業績について深く学べるような矢吹町を紹介するコーナーを、複合施設KOKOTTOの中に作ってはどうかという質問をいただいております。この質問を受け、昨年10月にオープンしました複合施設KOKOTTOに、名誉町民である中畑清氏から町に贈られた野球関連の貴重な記念品や、町出身の詩人である故大滝清雄先生ゆかりの貴重な品々を展示するコーナーを設置しております。明るく、くつろげるスペースとなっており、訪問された町内外の方々に矢吹町を知っていただく一助となっております。今後さらに、子供たちの声にありましたように、矢吹町の歴史、そして、羽鳥疎水等、星吉右衛門さん等ですね、矢吹町の発展に貢献された方々を広く紹介するコーナーを充実させていきたいと考えております。

一方で、暗い道の街路灯についての質問は度々いただいており、街路灯を明るくするためのLED化や歩道側への街路灯の移設など、実現できたこともありますが、電柱や電源が課題となり、新たな街路灯の設置については、いまだ実現に至っていないところもあります。

これら子ども議会につきましては、どの質問も児童の皆さんの、自分たちの町をよくしたい、町のみんなが幸せになるにはどうしたらよいかという気持ちがあふれておりまして、全て実現することができればと切に思いますが、今すぐ実現することができない案件につきましても、課題解決に丁寧に取り組み、実現に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中畑地区内の公園整備の検討状況についてのおただしでございます。

平成29年度子ども議会において、中畑小学校児童より、中畑地区には小さい公園はあるが、遊具が古くなっており、狭かったり、伸び伸び安全に遊ぶことができないということで、新しく公園を造っていただけませんかとの質問を受けております。

町内には、都市公園として位置づけられている公園が大池公園や小池公園を含め10か所あり、その他の公園については、お寺の近くや遊具のある集会所等の公園が24か所あり、現在、中畑地区については、これもお寺の横にある原宿集会所公園をはじめ、遊具等が設置されている小さな公園が7か所あります。これらの公園につきましては、遊具が大変古いということ、それから、敷地が狭いなど、現地調査により確認しておりまして、子供たちの遊び場の確保のため、公園整備の必要性につきましては強く認識しているところであります。実施に向けた検討作業では、場所の選定を優先的に検討しており、現在、中畑地内にある町有地を活用できないか調査を進めているところであります。

今年度は、十分に遊べる敷地面積や駐車場の確保、また、周辺環境の安全性などについて、具体的な調査、 検討を行い、来年度より、子供たちが安全に安心して、元気に遊べる公園整備を計画的に進めてまいりますの で、ご理解願います。速やかに公園整備に着手し、子供たちが元気に、そして安全に遊ぶ姿をできるだけ早く 見られるよう、鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、生活道路等の整備状況についてのおただしでございます。

令和2年度末現在の陳情路線は173路線でございます。うち120路線が完了し、残る53路線が未整備でございます。平成30年度から令和2年度までの3年間の陳情件数は8件あり、内訳としまして、平成30年度1件、令和元年度5件、令和2年度2件であります。

続いて、平成30年度から令和2年度までの整備路線数と整備延長及び金額でありますが、平成30年度につきましては、6路線の651メートル、674万3,000円、令和元年度につきましては、8路線、829メートル、923万4,000円、令和2年度につきましては、2路線、192メートル、193万6,000円であります。この令和2年度について、距離、それから金額ともに非常に少ない、短いということにつきましては、これは台風第19号による災害復旧を最優先したということで、インフラ、それから農業用の関係のところ、こういったところを最優先するということで、全員協議会その他でご説明をしてきましたが、災害復旧のために継続路線のみの実施ということになりました。それで令和2年度は先ほどのように大変距離も短く、金額も少ないことになったわけでございますが、大変、住民からの要望が多い事業でございますので、今後も継続した整備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今年度及び次年度の生活道路等の整備予定路線、整備延長、予定金額についてのおただしでございます。

生活道路等の整備につきましては、生活環境に密着した事業であり、住民満足度の非常に高い事業であると認識しております。今年度は事業費を1,000万円確保し、昨年度からの継続路線である町道明新中1号線ほか2路線と、新規路線として5から7路線の事業を予定しておりますが、現在、2月13日に発生した福島県沖地震、これにより被害を受けました公共土木施設等の災害復旧工事を最優先に取り組んでおり、災害復旧工事の進捗を見極めながら、年度後半より本格的に事業を進め、年度内の完成に向け取り組んでまいります。

また、実施路線の選定につきましては、主に沿線に家屋がある路線や、舗装をすることで敷砂利等の維持管理が軽減される路線を最優先に、利用実態や地域間の均衡、バランスを図りながら選定しております。

次年度以降も財政状況に応じた予算を確保し、継続して取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一般町道整備事業の過去3か年の整備路線と予算執行状況及び今後の整備予定についてのおただしで ございます。

初めに、社会資本整備交付金を活用した主要町道整備事業におきまして、各路線の予算執行状況及び今後の整備予定でありますが、過去3年間で整備路線は13路線あり、うち完了が2路線、継続が11路線であります。

完了路線2路線の内訳でありますが、白河信用金庫矢吹東支店北側に位置する一本木32号線につきましては、 令和元年度2,923万円でありまして、令和元年度に拡幅工事を完了しております。

次に、東北自動車道矢吹インター南側のバスストップ整備事業につきましては、平成30年度1億5,748万

2,000円、令和元年度2,018万2,000円でございまして、令和元年度に事業を完了しております。

次に、継続路線11路線は、内訳といたしまして、拡幅4路線、舗装補修3路線、歩道整備4路線であります。 拡幅路線の4路線の内訳でありますが、株式会社天乃屋矢吹工場周辺の中畑南4号線につきましては、令和 元年度994万4,000円、令和2年度が3,696万6,000円でありまして、本年度も継続して改良工事を進め、令和4 年度の事業完了の予定であります。

次に、矢吹自動車教習所南側の東郷・小松線につきましては、昨年度、事業調整を行いまして、今年度は現 地測量、設計を進めてまいります。

次に、限戸川雷神橋東側の国道4号と交差する大和内・井戸尻線につきましては、国道4号拡幅事業に併せ、 現地測量、設計を進めてまいります。

次に、主要地方道棚倉・矢吹線と国道 4 号交差点付近の新町西線につきましては、平成30年度3,964万4,000円、令和元年度29万1,000円での工事等を行っております。

次に、舗装補修3路線でございます。

赤沢工業団地内の赤沢13号線につきましては、令和元年度1,073万8,000円、大和内集落前の新町・五本松線と丸の内工業団地内の東郷・牡丹平線につきましては、令和2年度の1,768万3,000円であります。今後も舗装面の損傷が激しい路線の舗装工事を進めてまいります。

次に、歩道整備4路線の内訳でありますが、矢吹駅東側の羽鳥幹線水路上部の八幡町・善郷内線につきましては、平成30年度48万6,000円、令和元年度1,520万円、令和2年度227万8,000円であり、今後も継続して、小松地区より曙町地区へ歩道整備を進めてまいります。

次に、三神小学校北側の神田西線でありますが、平成30年度に2,981万3,000円、令和元年度1,558万9,000円であり、今後は三神小学校南門から県道須賀川・矢吹線までの第2工区の用地補償を進めてまいります。

次に、旧中央公民館南側の一本木29号線でありますが、平成30年度6,052万8,000円、令和元年度6,101万円と、令和2年度1億771万2,000円であり、今後も継続して用地補償及び改良工事を進めてまいります。

次に、ひらが斎苑北側の舘沢・田内線でありますが、平成30年度356万4,000円、令和元年度239万8,000円であり、今年度より用地補償を進めてまいります。

また、起債事業の一般町道整備事業の予算執行状況及び今後の整備予定でありますが、過去3年の整備路線数4路線のうち完了2路線、継続2路線であります。

完了2路線の内訳でありますが、役場庁舎北側の一本木8号線につきましては、平成30年度977万3,000円であり、拡幅事業が完了しております。

次に、小松地内五差路付近の田町・大池線につきましては、平成30年度160万3,000円、令和元年度1,332万2,000円、令和2年度555万6,000円であり、交差点部の緊急対策としての歩道設置が完了しております。

続いて、継続2路線の内訳でありますが、リオン・ドール矢吹店西側の八幡町11号線につきましては、平成30年度490万2,000円、令和元年度616万2,000円、令和2年度1,010万1,000円であり、今年度、舗装工事を実施し事業完了の予定であります。

最後に、長峰集会所北側の曙町・長峰線につきましては、令和元年度88万円、令和2年度871万7,000円であり、昨年度より改良工事に着手し、今後も継続して改良工事を行ってまいります。

なお、主要町道整備事業及び一般町道整備事業の継続路線につきましては、早期完了を目指し、計画的に事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは次に、デジタル改革関連6法の施行による町行政の変革についてのおただしでございます。

初めに、関連法はデジタル庁設置、理念を定めた基本法、押印の廃止などの社会整備、マイナンバーと預貯 金口座のひもづけ、自治体の情報システムの標準化などの分野で構成されております。

また、国では、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針として、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せができる社会、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を基本方針として示しております。

その中で、自治体におけるデジタル化の推進は、まず、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術や データを活用して住民の利便性を向上させること、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、 人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことについて求めているところであります。

町行政の変革についてでありますが、国が決定した自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画、 自治体DXにより、重点的に取り組むべき6つの事項を実施していく必要があります。

6つの重点事項につきましては、1点目が自治体の情報システムの標準化、そして共通化、2点目がマイナンバーカードの普及促進、3点目が自治体行政手続のオンライン化、4点目が自治体のAI、RPAの利用促進、要するに人工知能化とロボット化の話です、それから5点目がテレワークの推進、6点目がセキュリティー対策の徹底の6つの事項が掲げられておりまして、その内容と関係省庁による支援策等が示されております。同計画では目標時期が示されており、自治体システムの標準化、共通化は、令和7年度までに国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行すること、マイナンバーカードの普及促進は、令和4年度末までにほとんどの住民が保有していることを目指すため、申請を促進するとともに交付体制を充実させること、行政手続のオンライン化は、令和4年度末までに、主に住民がマイナンバーカードを用いて行うことが想定される27の手続につきまして可能にすることなどであります。

具体的には、子育て関係の15の手続では、児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求などであり、介護関係の11の手続では、要介護、要支援認定の申請など、被災者支援関係の1手続では、罹災証明書の発行申請であります。

今後、町では、内容が多岐にわたるため、国が策定する各仕様書を基本にスケジュールを検討し、ネットワークの通信環境の整備、システム及び機器の調達などの整理を図ってまいりたいと考えております。

具体的な検討はこれからでありますが、国の動向を注視し、国の内容が固まり次第、すぐに対応できるよう 主体的に研究し、その内容については議員の皆様、町民の皆様に周知してまいりますので、ご理解とご協力を お願いいたします。

次に、デジタル庁設置と町の準備状況についてのおただしでございます。

デジタル庁は、デジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進し遂行することが目的とされております。また、国では、令和3年の夏をめどに、仮称でありますが自治体DX推進手順書、自治体のデジタル・トランスフォーメーションのことです、推進手順書を提示すると示されており、本町ではこれに沿った内容に基づき、仮称

の矢吹町DX推進計画を策定する予定であり、現在、先行事例の調査、検討等の準備を進めております。また、特にマイナンバーカードの普及促進はオンライン化による行政サービス提供に不可欠であり、申請の促進を図ってまいります。

なお、第6次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画の重点プロジェクトの一つに位置づけしました、仮称でありますが、新田園都市構想事業では、農業政策における担い手不足や耕作放棄地等の課題解消、本町の持つ地理的優位なポテンシャルによる働く場の確保となる企業誘致、コロナ禍で一気に加速したデジタル社会への対応などを結びつけた新たなまちづくりの構想、計画の策定を予定しておりまして、現在、事例調査等の情報収集を行っているところであります。

今後、デジタル強者として、まさにデジタルディバイド、格差がついてそこの中で負けていくのではなく、 しっかりと地方を確保していくということかと思いますが、デジタル強者として生き残るため、さらにスピー ド感を持った対応を図り準備を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、デジタル化された社会による町民生活の変化についてのおただしでございます。

デジタル化が進展した社会につきましては、国では、医療、教育、行政、防災などの各分野ごとに、令和12 年の日本の理想像として方向性を示しております。

医療の分野では、オンラインの医療が進み、診療所の混雑緩和が図られること、教育の分野では、教科にオンライン授業が取り入れられ、GIGAスクール構想に基づき配備されたタブレット端末の利活用が促進され、教材の充実化がより図られること、行政の分野では、マイナンバーカードとスマートフォンによる手続のために出向く必要のない行政手続、また、防災の分野では、広域の防災システムの完備による被害状況のリアルタイムに情報提供、情報収集などが主な内容でありまして、住民の多様な生活に寄り添える地域社会が実現される理想像が掲げられております。

いずれにしましても、デジタル化による利用者の利便性向上に直結するのがマイナンバーカードの利用拡大であります。今後、国ではマイナンバーカードで本人であることを示す電子証明書の機能をスマートフォンに搭載できるようにする方針であり、スマートフォン1つで各種手続ができ、公的給付金の手続や行政手続の簡素化が図られることなど、町民の皆さんの生活にデジタルの活用が行き渡っていくものと認識しております。

このように、デジタル化の浸透が人々の生活をあらゆる面で、より便利でよい方向に変化していく可能性が 拡大する、あくまでも私は可能性だと思いますが、これをしっかりと対応していけばよい方向に行く可能性が 非常に大きくなってくるのであろうと思っております。町では、今年度より行政手続のオンライン化に向け、 申請者の押印、判こを押すことですね、廃止に向けた準備を進めております。

今後、デジタル改革に沿ったスケジュールを注視して取り組んでまいりますが、デジタル環境や機器への対応、人材育成等に立ち後れた場合、人、自治体、企業等、デジタルディバイドの、よく言われます、デジタルにしっかりと習熟してその使いこなせる人と、全く使いこなせない人というのは、まさに今回のコロナのワクチンでの申込云々がありますが、様々です。あとは、昨年のコロナの給付金で、ほかのそういった、デジタルについての大変進んだ政府の、デジタル化の進んだ国と、後れている日本の能力環境の差がはっきりと出ましたが、そこの立ち後れた側に立ってしまった場合、デジタルディバイドの弱者として、加速度的に劣後していくリスクに注意が必要と考えております。

なお、高齢者の方など不慣れな方への支援について、これはもうまさに町としては当然やることですが、不 慣れな方については操作講習会などの検討を図り、デジタル化が進むことにより、取り残されない、不平等と ならない、国の方針として誰一人として取り残さない環境、このことは非常に大事だと思いますが、この環境 づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(角田秀明君) 8番、再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) 子ども議会についてご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

ご答弁いただいた中で、中畑小学校から提案があった遊具のある公園についてのご答弁が非常に前向きで、 現在、場所を選定中だというふうに説明いただきまして、私も質問する立場でございますがお礼を申し上げた いと思います。

そういった中で、私もどこがいいのかなということで考えたんですが、中畑公民館の駐車場の南側、あの辺、ゲートボールやったりなんかしているところがあったりして、駐車場もあるし、今までは中畑農協、東西しらかわの中畑支店があった場所なんですが、あそこが今まで職員の駐車場になっていたんですが、ほとんど車がないというような状況なんで、空いたところを利用すれば結構安全に子供たちも遊べるんじゃないのかなと。ぜひ遊具を置いていただいて、早めにそういった点をお願いしたいなと思うんですが、公民館の敷地にはそういった設備はできるのかできないのか、ちょっとお尋ねしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 8番、三村議員の再質問にお答えします。

場所につきましては、今お話のありました中畑の中央公民館のところの土地というのは有力候補の1つかなというふうに思っております。広さ、それからあとは勾配その他、これから造成にそれほどコストをかける必要がないです、かなり低コストでできるのではないかなというふうに思っておりますので、有力な候補地の1つかなと思っております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) 中畑小学校から、この公園の問題のほかにも、子ども議会の中では、学校のトイレの洋 式化についての質問がかなり毎回出ておったと思うんですが、それについてどのような状況になっているのか、 もう完了したのかどうかについてお尋ねしたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

教育振興課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長(国井淳一君) 三村議員の再質問にお答えいたします。

小学校のトイレの洋式化についてでございますが、令和3年度中に全ての学校のトイレの洋式化が完了する 予定となっております。善郷小学校、あとは中畑小学校、三神小学校、この3校について、今年度工事に着手 する予定でございます。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。

○8番(三村正一君) 今年度中に整備するということでございますので、ぜひ早い時期に、恐らく夏休みになるんだろうと思いますが、整備のほうをお願いしたいと思います。

それからもう一点、同じトイレの話であれなんですが、矢吹駅のトイレを和式から洋式にしてはどうかというような提案もございました。これは三神小学校あたりから上がってきたんだと思うんですが、そういったことについて、矢吹駅のトイレの洋式化について、駅は町の顔だということもございますので、その辺について、どのような検討状況なのかお尋ねしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

商工推進課長、佐藤浩彦君。

〔商工推進課長 佐藤浩彦君登壇〕

○商工推進課長(佐藤浩彦君) 三村議員の再質問にお答えさせていただきます。

矢吹駅のトイレでございますが、和式のトイレの部分もございます。現在、個別計画を含めて計画をしているところでございまして、具体的にはまだどのような状況になるか分かりませんが、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。

○8番(三村正一君) ぜひ前向きに、具体的に検討していただくようにお願いしたいと思います。 続きまして、道路についてお尋ねをしたいと思います。

生活道路の整備状況についてでございますが、まちづくり総合計画の中でも暮らしの欄で、みんなが安心して誰もが暮らしやすさを実感できる安全で快適なまちをつくるとしております。

その中で、1つは、緊急自動車が入れない道路に面している住宅が矢吹町に結構あるんですね。どのぐらいあるか把握しておりますかということの質問なんですが、これは用途区域内で第1種住居区域の中で、町で用途区域を定めて、ここの土地に住宅を推進するような土地の中で、緊急自動車が入れない、救急車が入れない、そういった道路、恐らく私道だと思うんですが、そういったところについてどのように把握しているのかお尋ねしたいと思います。

- ○議長(角田秀明君) 三村議員、今、陳情道路とかいろんな件を出しているけれども、緊急道路という質問の 内容は入っていなかったんですけれども。
- ○8番(三村正一君) 生活道路の中でのその狭い道路ということで、狭い道路が生活道路で、緊急道路あるというんだけれども、その辺の考え方、ちょっとお尋ねできればと思うんですが。

- ○議長(角田秀明君) 執行側のほうで答弁できますか。把握していないという答弁だったんですけれども、よろしいですか、その答弁で。
- ○8番(三村正一君) はい。
- ○議長(角田秀明君) じゃ、答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

用途区域内の緊急車両が通行できない箇所の把握ということでございますが、一般的には緊急車両といいますと消防車であったり救急車になるかと思いますが、標準としては約4メートルの幅員がないと一般的には通行ができないという位置づけになっておりますが、用途区域内には町道もありますが、法定外の道路であったり私道がございます。現時点で具体的に件数であったり延長については把握をしておりません。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) ちょっと通告と中身が、質問事項がはみ出した点があった点はおわびしたいと思いますが、生活道路の整備の関係でご説明いただいたところ、30年度が651メーターで670万、それから令和元年度が829メーターで920万、2年度が192メーターで190万ということで、大体メーター1万ぐらいの整備料金で進んでいるのかなと思うんですが、そういった面で、ここのところずっと少なかったんですが、今年度1,000万ぐらいの予算というようなことだということでご報告いただいたんですが、毎年、これ計画的に1,000万ぐらいずつ予算化することができないのかということを質問したいと思います。600万、900万、200万ということで、その年度によって変わるよりは、ある程度整備枠を定めたほうが計画的にいいのかなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) それでは、三村議員の再質問にお答えします。

今の予算につきまして、私の公約でもありますので、これまでお話が出たような金額でやってきた、ただし、 令和2年度については台風の関係でかなり低下しましたが、基本的には先ほどの1,000万前後の金額を確保した上で、できるだけ継続的に対応を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) 生活道路についての町道関係は1,000万ぐらいずつの予算でということの整備なんですが、私道関係の整備についてはどのような考え方をお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

私道の整備ということでございますが、これまでも私道について町が直接工事を行うということは実施をしておりません。

ただ、その私道に関しましては、ある一定の条件を満たした私道につきましては、例えば舗装であったり側 溝を整備する際の費用の一部といいますか、最大で8割の費用を補助する私道補助制度がございますので、これまでも何件かそういった、補助事業を活用して整備した実績がございます。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) 町長の公約でもありますので、ぜひ、私道の整備も早急に、考え方も含めて進め方をお示しいただければなと思います。現在は最高で80%というご答弁でございましたが、これは現道舗装の枠とは別枠の予算であるということでよろしいかどうか、お尋ねしたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

- ○町長(蛭田泰昭君) 三村議員にお答えします。
 - 性格上、やはり別物ということで、別枠でというふうに考えております。よろしくお願いします。
- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。

8番。

○8番(三村正一君) それでは、一般町道の整備関係でお尋ねをしたいと思います。

1つは、報告いただきました矢吹町の東側の羽鳥幹線水路上部八幡町・善郷地点でございますが、これについては、光南高校の通学路とか善郷小の通学路関係、それから周辺の住宅の人たちの利用ということで、非常に利用度が高い道路と私は認識しておりますが、これについての整備関係について、今年度及び来年度、どのような考え方で進んでいるのかお尋ねしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

八幡町・善郷地点でございますが、これまでも継続的に整備を進めてまいりました。昨年度までにつきましては先ほど町長答弁にあったとおりでありますが、本年度につきましては一部駅の北側の災害復旧工事がございます。こちらにつきましては、その下に埋まっております幹線水路の排泥弁が地震で被災を受けました。そちらの修理を農政局のほうで今年の秋に実施するということで、その農政局の改修工事に合わせて、上部のU字溝であったり舗装が被災を受けていますので、その工事につきまして農政局と調整を図りながら進めてまい

りたいというふうに考えております。

本年度の予定でございますが、八幡町・善郷地点につきましては一部工事を予定しております。予算額が約2,500万で、ちょうど一本木29号線の北側の部分、そちらの改良工事を予定しているところでございます。 以上であります。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) 羽鳥の沿線は全長で1,500メーターぐらいと認識しているんですが、一本木29号線から 北側が整備されると、残りはどのぐらいになりますか。どのぐらいのメーターで整備計画はいつ頃あるのか、 分かればご答弁をいただきたいと思うんですが。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

八幡町・善郷地点の一本木29号線から南側、矢吹大橋までの残りの残延長であったり、残事業費、完了年度 ということでございますが、大変申し訳ございません、手元資料がございませんので、改めて延長につきましては報告をしたいというふうに思います。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) リオン・ドール矢吹店西側の八幡町11号線、先ほどのご答弁ですと今年度舗装工事が実施完了しましたとなっているんですが、継続で路線があるんですが、その整備の考え方はどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

八幡町11号線、こちらにつきましては、先ほど答弁がありましたように本年度で全て完了いたします。三村 議員が今指摘をされた路線というのは、その路線から東側の路線ということでよろしいですか。

そちらにつきましては、また違う町道名、町道路線でございますが、今後の、現在 の整備につきましては、現時点では継続して実施する予定にはなっておりませんが、今後、新規路線の新たな選択の際には、その部分も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) 今言ったあそこの地域は非常に人口、住宅等も増えておりますし、それから3区の行政 区からも陳情が出されていると思いますので、ぜひ計画を早期にお願いしたいと思います。

続いて、長峰集会所の北側、曙町・長峰線なんですが、やっと改良工事を着手されたような状況なんですが、 継続して何年間ぐらいで完了する予定なのか。あまりかかるようならば、簡易舗装でも何でもいいからやった ほうがいいんじゃないのかなと私は思っておるんですが、その辺についての考え方をお尋ねしたいと思います。 〇議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長(福田和也君) それでは、三村議員の再質問にお答えいたします。

曙町・長峰線でございますが、こちらについては、ある程度用地買収はもうできております。圃場整備内ですとある程度幅員もあります。なかなかちょっと着手できなかったのは、県道の歩道整備がありまして、それのすりつけの関係でちょっと、町道の整備をちょっと待っていたという状況がございますので、今後は、用地も確保できているということですので、今ここで、じゃ何年後ということは申し上げられませんが、継続的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。

8番。

○8番(三村正一君) それでは、デジタル社会基本法関係で質問をしたいと思います。

ご答弁いただいた中で、今後、町でも、国のほうではデジタル庁ができます。それで、町でも自主的にというか、主体的に取り組んでいきますよというようなご答弁ございましたが、そういった中で、町でもデジタル庁に対応したデジタル課というものの設置、検討等は考えることがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 三村議員の再質問にお答えします。

デジタル庁設置に向けての動きに対して、先ほどのように大変重要な動きかと思っておりますので、デジタル庁設置に対してそういう、例えば課を設けるとか、それはまたちょっと別にして、しっかりした対応をしていかなくちゃいけないと思っておりますので、それに対応した、どういった体制を取るかについては検討していくということかと思っております。今はまだその段階かと。よろしくお願いします。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) ぜひ主体的に検討して、プロジェクト等で早めに取組をしていただきたいと思います。 それでもう一つ、ご答弁の中に、このマイナンバーカードとひもつきにしてスマートフォン1つでいろんな 手続ができるよというような、そういう社会が来るよというような形で進むことになるわけでございますが、 そういった中で、社会教育の分野から公民館事業でそういった取組を支援するような考え方があるのか、それ と、今やっているのかどうかについても併せてお尋ねしたいと思います。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 8番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今、社会教育の分野でというご質問でもありましたが、この社会教育の分野だけに限らず、当然、高齢者の 方など不慣れな方への支援、それが操作講習会なんだか、それとも実際にどのような入力の仕方とか、これか ら変わっていくことなのかなど、いろいろあるとは思いますが、そこら辺は、このデジタル化の推進の中でし っかり、不平等とならない、誰一人取り残さないというところの視点で考えていきますので、ご理解いただき たいと思います。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。8番。
- ○8番(三村正一君) いろいろご答弁ありがとうございました。 以上で質問を終わります。
- ○議長(角田秀明君) 以上で、三村君の一般質問は打ち切ります。 以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長(角田秀明君) 本日の会議はこれで閉じます。これにて散会いたします。 大変ご苦労さまでございました。

(午後 3時30分)

令和3年6月15日(火曜日)

(第 3 号)

令和3年第428回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和3年6月15日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 総括質疑

日程第 3 議案・請願・陳情の付託

議案第30号・第31号・第32号・第33号・第34号・第35号・第36号

請願第1号

陳情第2号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳	賀	慎	也	君	2番	関	根	貴	将	君
3番	髙	久	美	秋	君	4番	藤	井	源	喜	君
5番	堀	井	成	人	君	6番	鈴	木	浩	_	君
7番	富	永	創	造	君	8番	三	村	正	_	君
9番	加	藤	宏	樹	君	10番	鈴	木	隆	司	君
11番	青	Щ	英	樹	君	12番	熊	田		宏	君
13番	安	井	敬	博	君	14番	角	田	秀	明	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町		長	蛭	田	泰	昭	君	副	町	長	藤	田		豊	君
教	育	長	鈴	木	健	生	君	企画	総務	課長	佐	藤		豊	君
ます 推 :	っづく 進 課	り 長	山 野	辺	幸	徳	君	税:	務課	長	小	磯		剛	君
会計 総合	·管理者 ·窓口謂	兼長	小	針	良	光	君	保傾	福祉	課長	冏	部	正	人	君

農業振興課長

兼農業委員会 鈴 木 辰 美君 商工推進課長 佐 藤 浩 彦 君

事務局長

都市整備課長 福 和 也 君 上下水道課長 柏 村 秀 一 君 田

教育次長兼国 子育て支援・小 井 淳 一君 椋 課 長

教育振興課長

勲 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 副局長加藤晋一

◎開議の宣告

○議長(角田秀明君) 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長(角田秀明君) それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇安井敬博君

○議長(角田秀明君) 通告5番、13番、安井敬博君の一般質問を許します。 13番。

[13番 安井敬博君登壇]

○13番(安井敬博君) 議場にご参集の皆さん、おはようございます。

失礼いたしました、マスクを外させていただきます。

また、傍聴にお越しの皆さん、いつも大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きな項目で3点質問させていただきます。

まず、1番目といたしまして、交通弱者の支援拡充についてであります。

町では、移動手段を持たない高齢者の方々の日常生活の利便性の確保等のためにということで、これ75歳以上と記載しておりますけれども、大変申し訳ありません、これ利用幅が拡大されまして、今年度70歳以上となっております、70歳以上の方で運転免許証を持たないなどの条件を満たす方を対象に、民間のタクシーを活用してタクシー料金の500円を超える部分を町が助成する行き活きタクシー事業を、令和元年度の実証実験を経まして令和2年度より本格運用を開始し、利用者から大変喜ばれております。

交通弱者という方たちは、年齢で実は分けられるものではありません。例えば病気の方、病気やけがなどをして一時的に運転のできない方、こういった方も広くは交通弱者に含まれる。また、障害をお持ちの方、こういった方も運転免許をたとえお持ちであってもまた運転が困難だったりする、そういった方も含めて広く交通弱者という方たちおられます。そこで、こういった方々に対しても、高齢者の方々に対する行き活きタクシー制度、こういったものをもっと拡充する必要があるのではないか、また、行き活きタクシーのほかにも他の自治体でやっているような地域の巡回バスとかそういったものにも目を向ける必要があるのではないか、そういった観点で質問をさせていただきます。

まず、1番目、これまでの行き活きタクシー事業の居住地区、年代別等による利用者数、助成額の推移等の利用状況はどうなっているかお示しをいただきたいと思います。

2番目といたしましては、70歳未満の方でも、障害があって免許証を取得することができない方や、病気やけがによって私有車を運転できない方、70歳以上で免許証を持っていても私有車を所持しておらず移動手段を持たない方もいらっしゃいます。それら踏まえて年齢要件の引下げや、年齢にかかわらず障害等、またけが等、病気等で移動手段を持たない方へ対象を拡大する考えはないかお尋ねいたします。

3番目といたしまして、お年寄りも若者も、障害のある人もない人も、移動手段を持たない方、これ子供も含まれます、けがをしている方たち、そういった方たちが、買物や通院のために必要なときに移動できるようにするために、行く行くはこの行き活きタクシー、こういったものを拡大していって、町内を循環するバス、言い方としましてはコミュニティバスですとかデマンドバス、また町内巡回バス、そういった言い方もされておりますけれども、町内の主要な集落等を結んでいく循環バスを定期運行するお考えはないかお伺いいたします。

続きまして、大きな項目の2番目といたしまして、職員のメンタルヘルス対策、過労死予防についてであります。

この間、福島県沖地震やコロナ感染症対策等により通常業務以外の業務が発生し、通常業務は残業時間に行うなど職員の負担が増えていると伺っております。これまでの全員協議会等での説明や、また、昨日の同僚議員への答弁の中でも同じようなことが聞かれました。

こういった職員の負担が増えているという状況の中、総務省や厚生労働省等の地方公務員の公務災害に関する調査等でも、鬱による自殺や、過重労働による心疾患や脳疾患による死亡が上位を占めております。鬱というのは今、病名では正しくありませんけれども、一般にこういうふうに知られておりますので鬱という表現を使わせてもらいましたが、こういった自殺、そして働き過ぎによる心臓麻痺とか脳出血とかそういったものです、これが上位となっているのが実態であります。このことが単純に当町の状況と結びついているということではありませんが、一般的な事例としてこれは紹介させていただきました。

こういったことからいいますと、住民の暮らしと命を守るためにも、職員自身が健康に働ける環境は大変重要であると考えます。

そこで、質問をさせていただきます。

町では、職員のメンタルケアや、過労死予防に関してどのような対策を行っているのかお伺いいたします。

2番目といしたしまして、職員が健康を損ない長期休暇を取った場合に、その職員が行っている業務を停滞させないことは当然ではありますけれども、その休暇を取る職員が負い目を感じず、安心して治療に専念するために、町はどのような対策を行っているのかお伺いいたします。

3番目といたしまして、この近年の風水害や地震災害の増加への対応や、新型コロナ感染症対策のために、 今まさに職員の不足、また職員の、冒頭でもご紹介しましたように、コロナでいいますとワクチン接種等で職 員がそちらの対応に追われていて、ワクチン接種の業務が終わった後に残業等で通常業務に対応している、そ ういったこともあります。こういったことを考えますと、早急に職員数を増やしていくことが必要と思います が、町はどう考えておられるのかお伺いいたします。

続いて3番目、大きな項目で3番目の質問になります。常設の防災・災害対応部署の設置についてであります。

令和元年東日本豪雨災害や本年2月の福島県沖地震をはじめ、気候変動等の影響もあるのかもしれませんが、 大規模な自然災害が頻繁に発生する状況となっております。こういった災害が起こったときに、住民の命と財産を守るために、災害発生時に迅速な災害査定や支援金の給付等で住民の生活再建を迅速に行うことが求められております。また、それらこういった支援だけではなく、緊急に避難をする場合、そういったときの対応等、そういったことも求められております。そのためにも、これまでの災害時の対応事例等を基にして、これは当町だけのことではなく全国でも様々な災害ありますので、そういったところの事例なども基にして研究等をして、災害対応マニュアルや防災計画、事業継続計画、BCPといいますけれども、支援策の見直しを恒常的に行うことが必要であると考えます。

そこで質問ですが、1つ目は、地域防災計画の策定や見直し状況、当町でも策定しておりますが、この地域 防災計画策定や見直し状況はどうなっているのか、現状をお伺いいたしたいと思います。

2番目といたしまして、災害発生時の避難誘導や避難所の開設と運営、国や県、応援自治体、また災害ボランティアの方々等の連携、被災者の住居確保、最新の支援制度の把握等を迅速に行うために、防災・災害対策部署の設置が必要だと思いますが、町としてはどう考えるか、お考えを伺いたいと思います。

以上、質問となります。よろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

「町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 議場の皆さん、おはようございます。また、お忙しい中、傍聴に見えられました皆様、 本当にありがとうございます。私どもも大変励みとなります。

それでは、13番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、行き活きタクシー利用料金助成事業の利用状況についてのおただしでございます。

町では、移動手段を持たない高齢者の方の日常生活の利便性の確保のため、買物等の移動支援を行うことを 目的として、民間タクシーによる行き活きタクシー利用料金助成事業、これを平成31年2月から実証実験とし て開始し、令和2年4月より本格的に実施しております。

利用者の自己負担額の上限額につきましては、開始から令和元年7月までは800円、令和元年8月からは700円、そして令和3年4月から500円ということで、事業の検証を行いながら利用者の負担軽減となる引下げを行っております。また、一月の利用上限回数を4回から8回に引き上げ、対象年齢につきましては、75歳以上から70歳以上に引き下げまして、より多くの方々が利用できるよう見直しております。

令和3年5月末現在の登録者数は315名でございまして、昨年度の256名より59名増加してございます。

地区別内訳としましては、矢吹地区が245名で77.8%、中畑地区が34名で10.8%、三神地区が36名で11.4%であります。

年間利用件数は、昨年度の737件に対しまして、令和3年4月、今年4月から5月までの2か月間で既に442件を数えまして、これは年間ペースに直しますとほぼ昨年の3.6倍になりますか、また、助成額につきましては、昨年度の4月から5月の助成額の合計8万1,270円に対しまして、令和3年4月から5月までの2か月間で約3倍の25万3,820円と利活用が図られている状況でございます。

次に、年代別利用件数としましては、70歳台が118件で26.7%、そして80歳台、これが240件で54.3%と最も 多くなっております、90歳以上が84件で19.0%でありまして、目的別では、買物等が273件で61.8%、医療機 関等が121件で27.4%、公共施設が32件で7.2%、矢吹駅が16件で3.6%であります。

なお、矢吹地区では4月、5月の昨年の利用件数が56件に対し、今年の利用件数が329件と5倍に増加して おりまして、自己負担額の引下げや利用上限回数、この引上げによりまして、利用者の皆様の使いやすさを提 供できたものというふうに分析しております。

今後につきましても、より多くの方に便利な足として利用してもらえるよう、高齢者の方が多く集まること ぶき大学やいきいきサロン等において事業 P R や周知活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い いたします。

次に、行き活きタクシー利用料金助成事業の対象を拡大する考えについてのおただしでございます。

これまで、年齢要件や自己負担額の引下げによる利用者負担の軽減、また、利用上限回数を増やし、多くの 方が利用しやすい制度の拡充や要件緩和等の見直しを図り、高齢者の移動支援に努めているところであります。 現制度では、70歳以上で運転免許証を保有していない方を対象としております。

議員おただしのとおり、70歳未満の方で障害があり免許証を取得できない方や、病気やけがにより運転ができない方、また免許証を保有している70歳以上の方で車がない方が対象から外れております。

障害がある方については、行き活きタクシー利用料金助成事業とは別事業でありますが、重度心身障害者福祉タクシー料金助成事業により、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方に対しましては、年間1万4,400円を上限に支援を図っているところでございます。

議員おただしの現在の助成制度では対象とならない方々につきましては、利用者ニーズの把握を調査するとともに、行き活きタクシー利用料金助成事業がより幅広く、利用しやすくなるよう様々な視点から検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町内循環バスを定期運行する考えについてのおただしでございます。

第422回定例会での芳賀議員への答弁と重複いたしますが、本町では、町民の日常生活の利便性の増進を図るため、公共交通の検討組織として、矢吹町公共交通ネットワーク検討協議会を平成30年2月に立ち上げ、協議会として、70歳以上の町民3,596名から1,261名を抽出し、公共交通に関するアンケート調査を実施しております。

アンケート調査の回収率は56.2%と高いものでございまして、巡回バスがあったら利用しますかとの設問に対し、有料でも利用するが13%、無料なら利用するが11%、多分利用しないが21%、利用しないが19%、分からないが25%という結果になっております。

巡回バスの利用につきましては、利用しない、多分利用しないとの回答が合わせて40%であり、有料で利用、無料で利用の合わせて24%を大きく上回る結果となったことから、協議会で検討を重ねまして、高齢者をはじめとする交通弱者の方々の公共交通として、巡回バスの運行ではなく、民間タクシーを活用した行き活きタクシー利用料金助成事業をスタートした経緯がございます。

現在、議員おただしの巡回バス等の運行につきましては実施しておりませんが、今後におきましては様々な 公共交通について調査いたしまして、高齢者の皆様が地域の中で安心して元気に生活ができるよう努めてまい りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、職員のメンタルケアと働き方についてのおただしであります。職員についてのお気遣いについては大 変ありがたいことと感謝いたします。

初めに、メンタルケアについてでありますが、本町では職員のメンタルヘルスの不調を未然に防ぐため、主な取組として、労働安全衛生法に基づくストレスチェック、職員研修計画に基づくメンタルヘルス研修を実施しております。また、今年度より、24時間いつでも相談できる外部専門機関による相談体制を確保してきたところであります。

まず、ストレスチェックにつきましては、1つ目としてストレスの要因、2つ目として心身のストレス反応、3つ目として周囲のサポートについての各分類、計57のチェック項目に回答することで、現在のストレスの度合いが確認できるものであります。

個人に通知されるストレスチェックの結果につきましては、高ストレス、高いストレスと判定される場合は、 職員の希望により産業医の面談を受けることが可能であり、産業医の面談の結果は、開示できる範囲において 総務担当へ通知され、産業医の所見及び組織的改善策等の助言を受けまして改善に努めております。

また、本町では、矢吹町はたらきかた改革として、タイムレコーダー導入により7時間45分の勤務時間の中で集中して働く意識づけや、毎週火曜日、木曜日をノー残業デーと設定するなど、不要不急の時間外勤務を行わない組織づくりを徹底しまして、職員の健康保持、ワークライフバランスの実現に向けた取組を進めているところであります。

しかしながら、突発的な大規模な地震であるとか風水害などの自然災害やそれに伴う復旧業務、緊急出動ですね、あと現在実施している新型コロナワクチン接種業務、選挙事務対応等、緊急的かつ期限内に必ず実施しなければならない業務というものがございます。その際には、職員の健康を第一に考え、一部の職員に偏ることのないよう業務を分担し、休みにつきましては振替休日を活用するなど、労働基準法で定める1週間当たり1日の休暇取得について、ルール化して運用を図っております。

組織マネジメントの基本としまして、上司が部下職員に対し日頃から声がけを行い、適宜面談を行うなど、職員間のコミュニケーションを特に重視しております。仮に職員にメンタル不調の兆しがあった場合は、人事担当へつなぎ、人事担当が面談を行い、早めに医療機関を紹介するなど、早期発見、早期対応に努めております。

このように、メンタルヘルス及び働き方への対応といたしましては、上司のラインケア、個人のセルフケア、さらに外部専門機関への相談体制及びストレスチェックの分析等により、三位一体となった対策に努めております。職員自身の健康維持は町民から負託を受けた職員の義務であり、職員を預かる私は職員に対する安全配慮義務を担っております。ただし、最近のコロナ感染症拡大防止のため、様々な会合、それからいわゆる飲み会をはじめとして、コミュニケーションを取る機会が極めて限られたものになっております。これは町民の皆様に大変我慢をお願いしているのと同じでございまして、そこについて私は大変残念に、かつ心配しているところでありますが、ここは当面、ワクチンがきちっと行き渡るまで我慢していかなければならないのかなというふうに思っております。

町民の福祉の向上に努めていくためにも、職員を大切にし、特に心身の健康管理には万全を尽くす考えであ

りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、職員が長期休暇となった場合の対策についてのおただしでありますが、本町では、組織的に早期発見、早期対応に努めておりますが、医師の診断により長期休暇が必要と診断された場合、最大で90日間の病気休暇を取得できる制度がございます。この期間内に回復し復職する場合もありますが、回復までさらなる期間を要する場合につきましては、地方公務員法に基づき分限休職処分を行うこととなります。この処分は、公務能率の維持を図る観点から、その職に堪えないと判断される場合に、治療に専念させるため町として休職させる行政処分でありまして、休職となった場合には、その職場については人員を補充することになります。

地方公務員制度上、正職員と同等の職責としての臨時的任用職員を補充することが望まれますが、任用期間に限りがあるという中で、正職員同等のスキル、技術とか知識とか専門知識その他、そういったものと経験を有する人材を見つけることはなかなか現実的ではなく、会計年度任用職員での補充による対応を行っております。

しかし、育児休業取得に対する人員補充と同様に、補充職員の任用期間は休業者の休業期間に左右されるため、ハローワーク等への公募においても、常に必要な人材を必要な時期に採用できる状況にないことが大きな課題となっております。

したがって、今後は、国が進める男性職員の育児休業取得促進の動向も踏まえながら、短期的な休業の場合にも柔軟に対応できるよう、民間派遣社員による人員補充も視野に入れまして、調査、検討してまいりたいと考えております。

また、長期間休職することとなった職員が安心して治療に専念できる、こういった環境の創出の取組としまして、完全に職務復帰する前の試し出勤、こういった制度を導入しております。人事担当者が主治医の了解の下、求職者の希望に合わせ業務軽減するなどの復職支援プログラムを策定し、休職期間中から復職後にかけて徐々に職場及び業務に慣れさせるというものであります。これまでも複数名が利用しまして、円滑に職場復帰を果たしてございます。

今後も、休職者、病気休暇取得者が安心して治療に専念できるよう、引き続きサポート体制を充実させてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、職員数の増員についてのおただしでございます。

現在、本町では町部局、教育委員会部局、議会事務局を合わせ12の部署になる組織体制でございます。毎年度の組織編成、人事異動につきましては、当該年度の事業計画、業務量を見据えた人員配置に努めているところであります。

その一方で、近年、予見できない突発的な、さきの福島県沖地震のような自然災害や未知のウイルス感染症対策など、大規模かつ比較的長期にわたる業務におきましては、担当課だけでの対応では大変厳しい状況となっております。特に、新型コロナウイルスワクチン集団接種業務、2月に発生した福島県沖地震の被災者支援業務及び災害復旧におきましては、5月初旬から業務が重なったこともあり、所管課のみでの対応は困難なものでありました。

保健福祉課が所管する新型コロナウイルスワクチンの集団接種におきましては、各課より毎日1名から2名の応援職員を動員し、現在も業務を遂行しているところであります。

税務課における地震災害に係る住宅罹災調査業務、これにおきましては、迅速かつ適正な評価を行う必要があることから、各課に応援要請を行いまして、1次調査及び2次調査を通じ、延べ92名の応援職員を動員しましたが、一日も早い被災者支援を行うため、福島県への職員派遣協力要請を行いまして、3月の15日間、5月の12日間の計27日間、延べ65名の皆様の応援職員の派遣をいただいたところであります。

このように、現在、人員的な不足が見込まれる場合には、まずは課を超えた横断的な協力体制により職員一丸となって対応しておりますが、それでもなお人員が不足する場合には、県職員の派遣要請、それから周辺自治体、関係自治体との災害時相互応援協定を結んでいる自治体の皆様から基づく応援職員の派遣を依頼し対応しているところであります。

しかしながら、今後、自然災害や複雑、多様化する行政需要への対応、また、職員の健康面への配慮、さらには、男性、女性職員を問わず育児休業が取得しやすい職場づくり、これは女性が活躍できる環境づくりということで非常に社会的な要請の強いところでありますが、ただ、これによって大変、職員の仕事の分担その他については、なかなか厳しいものも出てくる状況であります。しかしこれは、ぜひ前に進めていかなくてはいけないことだというふうに考えております。

職場づくりという観点からも、会計年度任用職員が担う事務補助員の職を増加させるのではなく、任期の定めのない常勤職員を計画的に採用し、人材育成基本方針に基づき、ここが大切だと思いますが、しっかりとした人材育成を行い、質、量ともにゆとりのある柔軟で効果的な人員配置をすることで、技術と経験が蓄積され、伝承されていく、組織の中にきちんと技術と経験が人材とともに伝承されていく、これがまさにSDGsでありますけれども、持続可能な組織体制の基本だと思っておりますので、これが実現できるようということで認識してございます。

そのため、本年3月に策定しました第3次矢吹町職員定員適正化計画でお示しさせていただいたとおり、段階的に、職員定数の範囲内で増員を図っていく考えで取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域防災計画の策定や見直し状況についてのおただしでございます。

本町では、矢吹町地域防災計画を平成19年3月に策定し、その後、平成23年3月11日の東日本大震災の発生を受けまして、地震災害の見直しを中心に改定を行うとともに、国の防災基本計画や福島県地域防災計画の修正内容との整合性を図りながら、平成28年11月に修正しております。

平成29年4月には、住民の皆様に必要な情報をまとめた矢吹町地域防災計画概要版、これを全世帯に配布してございます。また、平成30年3月には防災に関する情報を掲載した矢吹町防災マップを作成し、住民の皆様にお配りしたところであります。なお、矢吹町防災マップにつきましては、令和元年東日本台風による浸水区域の見直しや、今年5月20日に避難勧告が廃止され避難指示というふうに、言葉ですけれども、定義に、一本化されたということで、警戒レベルの改定を反映した避難行動に関する情報を加え、新たな矢吹町防災マップを作成しておりまして、9月には全世帯に配布する予定となっております。

現在の矢吹町地域防災計画は、前回の修正後4年余りが経過しましたが、この間に、令和元年東日本台風など全国的に大規模な気象災害が頻発している状況にあります。このため、令和2年5月に国の防災基本計画が修正され、令和3年3月には福島県地域防災計画の修正がされたところであります。

福島県地域防災計画の修正内容としましては、避難情報の的確な発令や適切な避難行動など、迅速な避難行動に向けた取組、避難行動要支援者への支援強化、新型コロナウイルス感染症対策、早期に被災者生活再建支援を実施するための取組、災害時の受援体制の強化、物資の調達、輸送体制の強化、災害時の情報収集体制の強化、災害対策本部事務局体制の見直しが主なものとなっております。

本町といたしましても、国の防災基本計画、福島県地域防災計画の修正内容と整合性を図りながら、町民の安全・安心のため、早期に矢吹町地域防災計画の見直しを行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、防災・災害対策部署の必要性についてのおただしでございます。

現在、本町では、災害発生の際に、矢吹町災害対策本部設置条例に基づきまして町災害対策本部を速やかに 設置し、災害対策の基本計画である矢吹町地域防災計画に基づきまして、本部長である私の指揮の下、町職員 で組織した6部13班及び町消防団による消防班により迅速な対応に当たっております。

災害発生時の避難誘導につきましては、各行政区長及び町消防団に避難を必要とする方の迅速な誘導を担っていただいておりまして、避難所の開設、運営につきましては、地震等の広域災害の場合は、地区集会所が一時避難所となることから、集会所の管理者である行政区長に速やかな開設を依頼しております。また、台風などによる大きな災害が予想される場合、事前に町保健福祉センターや中畑、三神公民館を臨時避難所として開設し、町職員が運営に当たっております。

災害ボランティアとの連携につきましては、ボランティア活動を取りまとめております町社会福祉協議会に 災害対策本部会議へ同席していただくなど、被害状況を共有しながら、ボランティアのニーズを正確に把握し、 ボランティアセンターの設置やボランティアの派遣において的確に反映されております。

一方では、近年の突発的な風水害、頻発する地震等の自然災害を経験し、平成28年に策定した矢吹町地域防災計画につきましても、新たな防災、減災の観点から蓄積された経験をフィードバックし、さらに内容の充実や強化を図る必要があると認識しております。

議員おただしの防災・災害対策専門部署の設置につきましては、これまでの防災対策や災害対応の課題等を 踏まえた組織機能の強化を含め、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたし ます

以上で、13番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(角田秀明君) 13番、再質問ございますか。13番。
- ○13番(安井敬博君) ご答弁ありがとうございました。

それでは、再質問、まず1番目の交通弱者の支援策の拡充といった点で再質問をさせていただきます。

ただいま丁寧にご説明いただきましたように、行き活きタクシー事業、これ利用料金を500円ということ、 当初は実証段階では800円、そしてその後700円、今年度よりは500円に引き下げられたということで、これに よって利用者、利用金額等も助成額等も増加したということが分かりました。特に、この3年4月から5月ま での2か月間の間に、もう既に昨年までの同時期、こういったものの約3倍ということが示されておりまして、 本当に利用する方にとっては大変利用しやすい制度であるかなと思います。 ただ、これ見ますと、75歳という上限が70歳に引き下げられたことで、では、その70歳から75歳の間の方が増えたのかなといいますと、どうもこれを見ますとそうではないような気もいたします。やはりこれまでの金額が引き下げられたということが利用者が増えたということ、それから回数が引き上げられたということが大きな要因ではないかなと思いますが、その辺はどう分析していらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 安井議員の再質問にお答えいたします。

これまでの回数、あるいは利用金額での影響といいますか成果というところでは、以前、自己負担額が700 円だったということで、近距離移動の方についてはちょっとメリットがなかったのかなということで、自己負担額が500円になっております。そして中身を見ると、近距離の方の移動がしやすくなったのかなというふうに担当課のほうでは分析しております。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。13番。
- ○13番(安井敬博君) 近距離移動の方の利用が増えたということですけれども、私もそうかなとは思っておりました。そうやっていろんなニーズ等を把握しながらこの制度拡充していくことは大変大事だと思っております.

やはり、この制度なんですけれども、当初の目的は高齢者の方の移動手段確保ということで設けられたもの ということは承知しておりますけれども、この交通弱者という観点では高齢者だけではないと思います。町で は、そういう方たちから移動の手段がないので困っている、そういったことは聞いておられるのか、また、調 査等行っているのかお聞きしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 安井議員の再質問にお答えします。

交通弱者の意見反映というところでは、今まで従来行ってきましたのは70歳以上のアンケートということで 実施してございます。

今後、深くニーズを捉えるというところでは、アンケートの実施の年齢層を下げていくといったところも大 事かなというふうに認識してございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。13番
- ○13番(安井敬博君) これまでは、そういった方たちにはアンケートを行っていないということかなと思いました。

当然、高齢者の方を対象とした事業なので、当初のアンケートはそういったことかなと思っておりますけれ

ども、実はちょっとした事例を紹介させていただきますと、先ほど答弁の中でも重度心身障害者の方には助成制度ありますということで、これ当然、国の制度でありますからどこでもやっていることでありますけれども、そういったことで活用できる方たちはよろしいんですけれども、重度心身障害者であったりとか、例えば身体障害者の方、障害者手帳を発給されておりますけれども、そういった方たちというのはJR等の利用料金の減免や高速道路も減免されているということはご承知のとおりだと思いますけれども、そういったものが発給されないケースもあるわけですね。例えば難病指定というもの、様々な病気ありますけれども、そういった病気の指定を受けておりましても障害者には当たらないというケースもあるわけです。

その病気の内容によっては、年齢問わず若年層の方でも、その病気によっては車の免許等、たとえ取れたとしても運転が非常に困難だという話も、矢吹町にお住まいの方、あまり特定できないようにしないといけないんですけれども、例えば三神地区と広く言っておきますけれども、そういったところにお住まいの方で若い方もいらっしゃいますけれども、通院のために、当然歩いていくのは大変困難ではあるけれども、郡山の病院に通院するということで、そのためにどうしても朝早くにタクシー等を使って矢吹駅まで行かなくてはいけない。タクシーもなかなか収入等の関係で利用するのが困難だということで、水郡線の泉郷駅まで歩いて行かれるという方もいらっしゃいます。そのように、若い方であっても障害者の規定に当てはまらないということで、こういった助成も受けられない方もおりますので、そういった方にも当然この制度を拡充させていただけると、自己負担はありますけれども大変便利かなと思います。

具体的にアンケート調査という点では、ぜひやってはいただきたいと思いますけれども、保健福祉課さん 等々とも連携しながら、そういった方の情報を捉えてパッシブに、町のほうからこういった制度あったら利用 しますかというようなこと、また、病院等通う、またお買物行くのに困っていませんか、そういったことを早 急に実施していただきたいと思いますが、そういうお考えはないかをお聞きしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 安井議員の再質問にお答えします。

今お話しいただきましたように、交通弱者という中には今のような事例も多いんだろうなと、町のほうでは それをしっかりと実態調査をする必要があるんだろうなと思いますので、それについては前向きに対応してい くようにということで考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。13番。
- ○13番(安井敬博君) 大変前向きなご答弁いただいたと思っております。

このことは、本当に今、既に困っている方いらっしゃるということですので、できれば年度をまたがないで 年度内にもそういったことがあれば、拡充、また見直しを行っていくということ、必要ではないかなと思いま すので、ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

交通弱者対策といたしましては、冒頭にも申し上げましたとおり、けが等で車が運転できなくなる方もいらっしゃいます。そう頻繁にあることではないと思いますけれども。

またそれから、昨日も同僚議員の質問にもありましたようにヤングケアラーという方たち、そういった方たち、当然小学生や中学生の方ですから免許証を持っていなくて、家族の介護等で買物等、また病院の送り迎え等でも苦労している方も中にはいらっしゃるかと思いますので、そういった方、解決するためには、やはりいつでも乗れるような巡回バスといったものが必要ではないかと思いますが、これについては、これまでも議会の中でも、先輩議員、同僚議員の中からも何度もこういった質問をされておりますが、あゆり温泉の巡回バス等がありますよというところ、また、その停留所を拡大するなどということで一定の前進は見られておりますけれども、この辺ももうちょっと、地域交通協議会といったものも前にあって、それでこういったものもアンケート結果とか出てきたわけですけれども、もう一度これも考えるときに来ているのではないかなと思いますが、その辺、行く行くは循環バスを走らせるということについては、計画としてはどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 安井議員の再質問にお答えいたします。

巡回バスあるいはデマンドバスというようなことにつきましては、今、行き活きタクシーのほうが非常にニーズが高くなっていると、先ほどの。その中で制度が改めて本格的にスタートしたばかりですので、これについての調査をしっかりしたいと。それで、その中に先ほどのような巡回バスその他についての、一度は高齢者についていうとニーズが、行き活きタクシー等に比べるとニーズが低いような結果が出たのですが、改めてそういった調査を行いまして、そこの中で考えていきたいというふうに考えております。

この行き活きタクシーの制度自体、これからどんどん皆さんの声を拾い上げながら改善していくということですので、巡回バスのことについてそれをやらないということではありませんので、しっかりと実態調査を行って、それで対応していきたいと思っています。よろしくお願いします。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) それでは、ぜひ調査、これまでのように高齢者の方だけを対象とするのではなく、ぜ ひ全町民、あらゆる方たち対象に行っていって、よりよい制度にしていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

職員のメンタルヘルス、過労死予防ということで質問させていただきましたが、お答えいただいた中で、メンタルヘルス研修、また、ストレスチェックを実施しておりますというようなこともありました。メンタルヘルス研修というのは上司の方とかも含めて研修されていることだと思います。メンタルヘルスがどういったものか、今まであまり、5年前、10年前といいますと、こういった言葉、なじみなかったものでありますけれども、大分理解や認識はされてきているのかなと思っております。

もう一つのストレスチェックということでありますけれども、これは具体的にはどのような手法を取っておられるのか、どういう手順でやられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

[企画総務課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長(佐藤 豊君) 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ストレスチェックのどのようにやっているのかというおただしでございますけれども、これは日にちを、期間を決めまして、それで皆さんネットで、パソコンで各項目を選べるというようなそういったところで調査をしています。項目的には、あなたの仕事について伺いますという問いがあって、その中に、非常にたくさんの仕事をしなければいけないという問いで、区分が、そうだ、まあそうだ、やや違う、違うというようなこの4つの項目の中でご自身が選ぶというところで、そこの集計を分析した中身でストレスの度合いが分かるというそういったシステム化となっております。

また、最近1か月間のあなたの状態について伺いますとかという項目であったり、あなたの周りの方々について伺いますの中では、あなたが困ったとき次の人たちはどのくらい頼りになりますかとの項目があります。 その中では、上司であったり、職場の同僚、配偶者、家族、友人等というところで選ぶ項目がありますので、 そういったところでいろいろ専門家からの意見もいただきながら、このようなストレスチェックを毎年度行っているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。13番。
- ○13番(安井敬博君) 説明、ご丁寧にいただきまして大変ありがとうございます。 このストレスチェック、毎年度行っているということでありますけれども、つまり毎年度、一定の時期に一度だけ行うということでよろしいでしょうか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。 年に1回行っております。 以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) 年に1回ということでありましたけれども、これウェブを利用してやるということであれば、いつでもそれを利用できるのではないかなと思います。病気になるのは、例えば年度初め、よくいう5月頃になりますと、季節的なこととか環境の変化等でその時期に集中してくるというのがありますけれども、1年変わりなく、仕事がたまったりとか、今回のように新型コロナ対応等というのは年中通してあるわけですから、こういったストレスチェック、いつでもできるようにすることが大事じゃないかなと思いますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

いつでもできるようにというところでございますけれども、そこのストレスを感じる時期、それは各々の業務量だったり、その職員の環境によっても時期がいついいとかというところ、なかなか難しいところがあるかなと思っております。

ただ、このストレスチェックだけではなくて、当然それ以外の部分でも、答弁にもありましたけれども、上 司からのコミュニケーションであったりとか、あと、メンタルヘルスについては、いろいろ事あるごとに職員 の方の心身の健康というところは気をつけていただきたいということで、私のほうからも随時お話しさせてい ただいているところはありますので、そのようなところでチェックだけにかかわらず、いろいろ職員の体、大 事にしたいと思っておりますので、そういった取組を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。

13番。

○13番(安井敬博君) ストレスチェックだけではなく、ほかのこともされているということはご答弁ありましたとおりでして、産業医の方に面談できたりとか、上司の方から総務、人事の方へ連絡がいくような体制もあるということです。ただ、現実的にはこの間も、個人を特定できるようなことは避けたいので具体的なことは言いませんが、休んでいらっしゃる方もいるということを聞いております。なかなかストレスとかこういった問題に関しては、情報等も日々変わってきているところで、どういった対応が正しいのか、そういったものも難しいところであります。

産業医への面談等についても、役場を通して相談しながらやることが一番いいんでしょうけれども、どうしてもこういったメンタルの面になりますとあまり周りに知られたくないとかそういったこともあると思いますので、そういった案内を常日頃から、相談の窓口はここですよとか、ここに気軽に相談してくださいとかそういったことが必要であると思うんですが、例えば県のほうでもそういった部門があると思いますが、そういったご案内はされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 13番、安井議員の再質問にお答えいたします。

なかなか知られたくないというのはそのとおりだと思います。それで、今年度より24時間無料で相談できる というそういったサービスについて職員の皆さんにはお知らせしたところです。そこは、電話だったりメール とかで相談できる窓口がございまして、そちらはカウンセラーだったり看護師、栄養士また弁護士とかという ところの悩み事の専門家のほうにつながるところです。

そこで相談した中身、内容については、当然職場には伝わってこないし、家族だったり、当然外部には出ないようなそういった徹底した秘密厳守で行っているところがございますので、そちらについてご案内をさせて

いただいているところでございます。 以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) ぜひそういったご案内、新しくまたやられているということですので、職員入退室する1階の階段のところですとか、そういったところに大きく表示する、そういったことが、ふだんはやはり、こういう悩んでおられる方というのはそういったことも思い出すのが難しい状況もあるかと思いますので、ここに電話しましょうねとか、そういった体制も必要だと思いますので、そういったことも含めていろいろ今後やっていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、実際、今、コロナ禍で、特に保健福祉課の職員の皆さんが、今、ワクチン接種で対応に追われていて、通常業務を日中終わった後に、夜に残業をしているという状況は聞いておりますが、そこの辺の解決するためにやはり職員増員が必要かと思いますが、その辺は早急にやる必要があると思いますがどのようにお考えでしょうか。いつ頃できるんでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 安井議員の再質問にお答えします。

安井議員から、先ほどからメンタルヘルス、あるいはこういった職員が不足しているのではないかということで、さきの福島県沖地震であるとか、それからこういったコロナあるいはワクチン接種の、かなり非日常的な業務に相当程度忙殺されている状況がございますので、大変ご心配をいただいてありがたいことだと思っております。

職員の増員につきましては、先ほどお答えいたしましたが様々に工夫を現在しております。それにつきましては、課相互間のそれぞれのマンパワーのやり取りであるとか、それからあとは、県からの様々な職員の派遣をしていただくことであるとか、それから外部への職員をということでやっておりますが、最終的には、先ほど申しました職員についての様々な採用、それから定数についての計画の問題、そしてそれから、やはり中長期的には職員をしっかりと人材育成をしていかなくちゃならないという課題ですね、その問題とのバランスがあるかというふうに思っております。

それともう一つは、このワクチンの問題1つが、今、国そして県が、特に国のほうが、特に様々な方が様々な発言をしておられて、今、日程を設営しておりますが、昨日も保健福祉課長のほうからお話を、こんな形で前倒しでやっていきたい、その中には医療機関等との連携も含めて大変不透明な要素が多く、そしてまた国が、オリンピックのこともそうなんですが、非常にその不透明要素が多い中でどうやって組み立てて、特にオリンピック、そして変異ウイルス等が町の中に入ってくる、本格的に入ってくる前に、どれだけ多くの方々に高齢者あるいは、特に基礎疾患のある方であるとか、施設に入っていらっしゃる方々を中心にどれだけのワクチンが打てるかということがあって、ちょっと変数が幾つもある状態なんですね。ですから、簡単に要員を増員するということについては、ここでなかなかお答えするのはなかなか難しくて、先ほどお答えしたことが基本か

と思っています。

政府も毎日のようにいろんなことを言いますので、その中でどういった形で、まさに適切にとしか言いようがないんですが、要員をきちんと配置し、それから、かなりご支援いただけるところ、あるいは助けていただけるところからは要員の派遣をお願いして、そしてやはり基本は内部でしっかりと相互に連携、それからあとは相互に、お互いに、まさにヘルプしながらやるしかないのかなというふうに思っています。ただ、ある程度先が見えてきたら、必要なときは増員という形で踏み切りたいと思いますが、今は先ほどお答えしたような形で基本的には対応していきたいというふうに思っております。

今の時点ですとちょっと不透明要素が、繰り返しになりますが不透明要素がかなり多いものですから、その中でしっかりとワクチン接種を行う、それから昨日ちょっと申し上げました、例えば8月から始まります、非常に大きな、保健福祉課としても大きな健康診断であるとか、非常にマンパワーを要するのが控えておりますので、ちょっと取り留めのない回答になって失礼ですが、基本はお答えしたとおり、その中に先ほどの要素をいろいろ加えながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。13番。
- ○13番(安井敬博君) なかなか、いつというふうにお聞きいたしましたので、それにはお答えするのはもち ろん難しいのかなと思っております。

ただ、実際にもう、町長お答えになったように、今、ワクチン接種で各課からも応援をいただきながらやっている状況、そして保健福祉課の職員が日常業務は残業時間に対応している状況というのは発生しております。そして、今後また健康診断等でさらに業務が増えていくということもありますので、ちょっと難しいと思いますが、これはコロナ対策として特別交付金等も来ておりまして、その人員の増強のためには使えるはずですので、ぜひその辺を活用しながら、まずは一人でも二人でも増やしていただくことが大事かなと思いますので、その辺をぜひ考慮していただきたいと思います。その点についての質問はこれで終わりたいと思います。

それでは、次の質問、最後の質問になりましたけれども、常設の防災・災害対応部署の設置についてという ことであります。

部署とちょっと字が違っていますね、警察署の署と書いてありますけれども、役場の場合は所になるのかな とも思いますけれども、意味としてはそう酌んでいただきたいと思いますけれども。

これまで、地域防災計画を策定したものが、この間の東日本豪雨災害や福島県沖地震がありましたことで、またその対応、国のほうでもいろんな指針を見直しているので、改定等は行っているのかなということで気になったもので、最初に質問させていただきましたが、これはご答弁にもありましたように、福島県の地域防災計画や国の防災基本計画との整合性を図りながら、平成28年11月に修正したものをさらにその後修正を行っている、平成30年3月には矢吹町防災マップ等も作成したなど、いろいろな対策が取られているということで、ひとまずはこれは、大変対応としてはすばらしいことかなと思っております。

ただ、やはりこの間の災害の発生頻度というのは本当に異常かなと思うんです。ご承知のように、気象庁のほうでも新たな豪雨災害の目安として線状帯域、豪雨帯域というそういったものの警報も今度、発生を出して

いくというようなことも、つい先日の報道でもありました。やはりそういったものを迅速に捉えて計画に反映 していくことも必要ですけれども、これをふだんから研究する部署が必要かなという観点で、この大きな質問 をさせていただいているところであります。そういったところでいいますと、そういった変更があったところ とかそういったものは、では町民のほうにはどのように周知されているのかということをまずはお聞きしたい と思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 安井議員の再質問にお答えします。

防災関係の変更の周知というご質問だったかと思いますが、広報やぶきあるいは町のホームページ、さらに は浸水エリアということで、出水期の時期に三神行政区のほうにチラシをまいたという経過もございます。 以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) 今、広報やぶき等で知らせていらっしゃるということですけれども、これ、ご答弁の中でもありましたように、災害発生時の誘導等は消防団の方たち、また、行政区長に避難所の開設をお願いしたりとか、あとは災害ボランティアとの連携については、ボランティアを取りまとめる町社会福祉協議会といったこういった方たちにご協力いただいているということですけれども、具体的に、では例えば、区長に対してはそういった変更等は、直接お知らせする機会はあるんでしょうか。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

- ○まちづくり推進課長(山野辺幸徳君) 安井議員の再質問にお答えいたします。行政区長さんへの周知というところでは、行政区長さんの研修会、あるいは昨年ですと、個別に文書のほうで依頼のお願いというところでお願いしている状況でございます。
- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。 13番。
- ○13番(安井敬博君) これだけ様々な方たち関わっておられるということで、そういう周知の方法もいろいる大変かと思いますが、ぜひやっていただきたいと思います。

この質問の趣旨ではありますけれども、やはりこの災害の形態が多様化する中で、例えばこの間の地震もありましたけれども、避難される方、避難所開設しましたけれども、避難者の方一人もおられませんでしたということでしたが、実際には避難所に向かった方も聞いております。ただ、向かったところでちょっとなかなか、自分だけが誰もいないところに入れないような、ちゅうちょしてしまったというようなことも聞いております。そういったこともありますので、いろんな被災された方の状況を把握しながら避難所も継続していく、そういったことも必要かなと思っております。

そのためにも、これなかなか、税務課の方とかまちづくり推進課の方、ふだんの業務ありますので、この災害対策の部署を設けて、そういった対応をふだんから検討していく、発災時にはそこが中心となって各部署に指揮命令していくことが必要であるかなと思います。

そういったことは当然、このご答弁の中でいただいておりますので、質問はこれで終わりたいと思いますけれども、ぜひそこを、コロナの対応等も併せながらしっかりと推進していただいて、何よりも被災者の方の生活再建、それを大事に考えていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(角田秀明君) 以上で、13番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時25分からです。よろしくお願いします。

(午前11時15分)

○議長(角田秀明君) それでは、再開いたします。

(午前11時25分)

◇青山英樹君

○議長(角田秀明君) 通告6番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。 11番。

[11番 青山英樹君登壇]

○11番(青山英樹君) 議場の皆様、こんにちは。

傍聴席には先ほどおられましたが、今留守のようでございますが、荷物があるので戻ってくるものと思われます。粛々と進めさせていただく前に、傍聴に来られている方々におきましては、ありがたく思っておりますことを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問のほうに入りたいと思います。

大きくは2点ございまして、まず、情報公開等住民の知る権利についてお尋ねをしたいと思います。

情報公開は、行政機関の保有する情報の一層の公開を図ることを目的とし、また、保有する諸活動を住民に 説明する責務を果たすことができるようにするとともに、住民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な 行政の推進に資することを目的としております。町の評価のバロメーターでもありまして、公正の確保と透明 性の向上という点から考えると、地方自治体における情報公開は、いわゆる公文書公開(開示)制度、情報公 開法の趣旨に沿った条例などにおける請求等に基づく情報公開、開示といった分野と、情報公表とか情報提供 と表現されるような、請求等に基づくことなく自主的に情報を出していくものの2つに大別されると考えられ ます。

このような中で、3点ほど質問をしたいと思います。

まず、1点目は、町の情報公開制度の現状と課題は何かをお尋ねいたします。

2点目としましては、健康センターの選定経過に関する情報は公開されていないと思われます。私自身も開

示請求をしておりますが、開示できない、不開示の通知が来ております。今、申し上げました情報公開の目的 等に照らし合わせた場合、いわゆる公正の確保、透明性の向上につながらないのではとの町民の意見がある。 どのように捉えるのかをお伺いしたいと思います。

(3)番目として、町民から様々な質問状が寄せられた経緯があります。公開質問状という形で町民の皆様が不思議に思っていること等について町に寄せられておりますが、それらへの回答がなされていない、回答差し控えるというような回答でございましたが、見受けられますが、アクセス権を有する町民の権利行使への対応としては不適切ではないのかと思われますが、その事案の真偽を踏まえ、開かれた町政、町民の声を聞く町政の現状と課題、方策をお尋ねいたします。

大きい質問の2番目としましては、政策立案に関する考え方について、また手法についてお尋ねをいたします。

まちづくり総合計画などに示される自治体の政策立案は重要な事案であります。当町においても企業誘致促進や農業振興、各課題に対する解決策の策定、新田園都市構想の構築などが掲げられております。これらは、固定概念や先入観、エピソードや慣例などにとらわれるのではなく、データや科学的な証拠に基づいて政策決定が行われるべきと考えます。

また、単独事業や、短期、中期、長期の事業事案に対する政策立案に際して、過去の事案の検証が必要となっております。政策には、資源の投入、インプットから期待される最終的な成果結果、アウトカムが発現するまでの因果関係、政策の目的とその実現手段との関係、結果などを検証しなければなりません。

次に申し上げる事例に関し、検証の結果、新たな政策立案をどのように進めていかれるのかを伺います。

1つ目としまして、当町には指定管理者制度の下、多くの施設が運営されております。健康センターが最たる事例ですが、健康センター並びに大正ロマンの館、観光案内所、その他の施設、事業等に関して、資源の投入から最終的な成果に関して、どのように評価し、どのような課題があると認識され、どう解決していくのかをお尋ね申し上げます。

次に、自治体の政策はとりわけ公的サービスのアウトソーシング、民営化、産業化が唯一の選択肢とされてきた傾向があります。しかし今般、民間から公営に取り戻すインソーシングの事例が見られます。住民サービスの向上を第一義に作成される自治体政策ですが、これらの事例をどのように捉え、今後どのように対応されるのか伺います。

最後に、人口減少や高齢化が進む中、社会保障、福祉分野の比重は高まるばかりであります。あわせて、コロナ禍に見られる感染症は、変異株の連鎖も想定され予断を許さない状況下にあります。当然マンパワー不足は否めず、職員、人員計画は今までとは様相が異なってきます。このような社会情勢を捉え、どのような庁舎組織の構築を考えるのかお尋ねいたします。

以上、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(角田秀明君) 皆さんにお諮りしますけれども、町長の答弁をいただく前に、私からお願いを申し上げます。

青山君の一般質問が終わり次第、総括質疑、議案等の付託の関係を続けてやりますので、ちょっとお昼は遅くなりますが、終了まで我慢していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、町長に答弁いただきたいと思います。

答弁を求めます。

町長。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 議場の皆様、改めましてこんにちは。

それでは、答弁をさせていただきます。

11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、町の情報公開制度の現状と課題についてのおただしでございます。

議員おただしのとおり、知る権利は憲法第21条に規定する表現の自由の一つであり、情報を知ることのできる権利として、情報公開制度の基盤となるものであります。

町民が、町政などについての情報を十分に公開されることにより、一人一人がその情報を吟味した上で、適 正な意見を形成することができるようになることから、とりわけ情報公開制度は、町民による町政などの監視、 参加を充実させるものとして、大変重要であると認識しております。

さて、行政文書に関する情報公開・個人情報保護制度が整備されて以来、一般にその存在が広く認識されるようになり、制度として成熟されてきているとの見解が示されております。このことは、本町におきましても制度の利用件数が増加してきていることにも表れておりまして、直近の請求件数につきましては、平成29年度16件、平成30年度13件、令和元年度13件、そして令和2年度には86件という、大変多くの情報公開請求があったところでございます。このことは同時に、情報公開における幾つかの課題が生じることにつながっているかと思います。

一般に、情報公開・個人情報保護制度と言われますが、情報公開制度は、公開を原則としながらも、一方では、公にすることによって個人の権利、利益を害することがないように、十分な配慮をしながら、公正中立な情報公開の制度運営を行うことが求められておりまして、個人情報保護と表裏一体をなすものでございます。

したがって、行政文書は何人にも開示されることが原則でありますが、個人情報保護の観点から、部分開示や不開示など、希望される請求内容とは必ずしも一致しない場合もあるということが課題であるというふうに考えております。

また、情報公開請求の情報量が増加傾向にあり、内容も多岐にわたり、広範かつ複数年度に及ぶ請求もあることから、担当部署では規定されている15日以内の回答に努めておりますが、個人情報保護の観点から、細心の注意を払うと、様々なチェックを行うということ、そして審査に時間を要しているということも大きな課題であるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、町の諸活動をまず知ってもらうことが、町民の皆様と町が共に考え、共につくる まちづくりにつながっていくと認識しておりますので、今後も、広報やホームページを活用しながら積極的な 情報発信に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センター指定管理者の選定についてのおただしでございます。

矢吹町健康センター指定管理選定委員会の審査結果につきましては、町ホームページ等により公表がされて おります。その内容といたしましては、開催日時、場所、審査委員、審査件数及び選考結果となっておりまし て、選考結果において指定管理者候補者名と選定理由が記載してございます。

選考における審議、検討に関する事項につきましては、矢吹町情報公開条例第7条第1項第5号に「町の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」は不開示情報として規定されておりまして、選定経過に関する情報については当該規定に該当するものと判断したところでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、開かれた町政、町民の声を聞く町政の現状と課題、方策についてのおただしでございます。

町民の皆様からの問合せや質問等につきましては、内容を確認し、速やかな回答に努めているところであります。しかしながら、情報公開請求に基づく情報開示と同様に、個人情報を扱う行政機関として、公正中立な立場から、個人情報に関わる質問については慎重かつ適切に対応を行っております。

今後、町民の皆様から町政に対するご意見を数多くいただくためにも、町民の共有財産であります行政情報はオープンデータとして誰もが利活用できる環境整備を図り、情報を広く、速やかに町民の皆様へ発信するよう努めてまいります。

情報公開につきましては、町民の皆様の知る権利を十分に尊重し、町政への参加を促すとともに、他方、個人情報の保護につきましては厳正に取り扱うものとの認識をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、指定管理者制度導入施設の評価、課題についてのおただしでございます。

町では、平成18年度より矢吹町健康センターや各集会施設等において指定管理者制度を導入してきたところでございます。各施設の設置目的等の達成状況を把握するため、指定管理者制度導入施設の管理運営状況検証基準、これに基づきまして、指定期間の最終年度となる施設に対し、指定管理者による自己検証、施設所管課による一次検証、そして企画総務課による二次検証を実施しております。

検証の結果、安全な業務運営や適正な維持管理が行われており、民間のノウハウを活用することにより、休日営業や営業時間の延長等、町民サービスの向上が図られているものと認識しております。さらに、利用者のニーズに沿った各種イベント等の開催、企画立案から実施まで、民間ならではの迅速な対応等は、利用者の満足度の向上に一定の成果を上げているものと考えております。

課題につきましては、指定管理者の固定化に伴う業務運営の硬直化、また、予測できない要因等の経営リスクの問題、そして指定管理者が撤退してしまった場合、それまで培われた経験の継承や引継ぎに大変時間がかかるということがございます。さらに、施設運営や利用者の皆様へのサービス提供等に対して、現在、新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響も、これも大変大きな現在課題の一つでございます。

また、指定管理者からの意見及び検証結果により、見直すべき点は見直しを図り、一般的な指定管理者制度にはなじまないと判断された施設等につきましては管理形態の見直しを行っておりまして、令和3年度から第一区自治会館をはじめとする集会施設34か所及び中町ポケットパークにつきましては、業務委託へと変更をしております。

物価の上昇や施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減少等により、施設の運営経費等を単純に比較することは難しい状況にありますが、今後も検証を実施し、施

設利用者の視点により、町民サービスの向上が図られる施設運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力を お願いいたします。

次に、インソーシングの事例への捉えと対応についてのおただしでございます。

地方公共団体におきましては、人口減少、少子高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会経済状況の変化に一層適切に対応することが求められております。このような状況下におきましても、質の高い行政サービスを継続的かつ効率的、効果的に提供するため、国では地方行政サービス改革の推進といたしまして、民間委託の推進、指定管理者制度の活用、ICTを活用した業務の見直し、情報システムのクラウド化の拡大など、業務改革を推進しております。

このような中、本町では、国が示す地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針及び経済財政 運営と改革の基本方針等を踏まえまして、事務、事業の集中化と民間委託、指定管理者制度の活用など、矢吹 町行財政改革大綱の理念の下、一丸となって取り組んできたことにより、行財政の効率化、健全化など、行政 サービスの一定の成果とともに、持続可能な財政基盤の確立に鋭意取り組んでいるところでございます。

特に、アウトソーシングの取組につきましては、人件費の固定化を防ぎ、変化する行政課題にも柔軟に対応することが可能となるだけでなく、民間のノウハウによる行政サービスの向上や地域経済の活性化など、一定の効果を上げてまいりました。また、アウトソーシングにより捻出された人的資源を職員が本来対応すべき政策の企画立案などに専念することで、より質の高い行政サービスの実現を期待しております。

その一方で、指定管理者制度の導入状況につきましては、指定の取消し、業務の停止、指定期間の満了による取りやめが全国的に幾つか見られまして、行政サービスを直営に戻すインソーシングの事例も僅かに見受けられます。これらの事例につきましては、その経過や動向に引き続き注視していくとともに、制度の活用について、多角的な見地からの調査、評価、検証の重要性を認識しているところであります。

今後、ますます増大する行政課題に的確に対応するため、基本的な方針として、民間の知恵や資金等を活用し、より効率的で効果的な行政運営を行うアウトソーシングの検討を進めていくことに変わりはありませんが、これまでの実績や効果をしっかりと分析し検証するとともに、職員の業務遂行能力の維持や町内中小企業の育成なども念頭に、アウトソーシングあるいはインソーシングによるメリット、デメリット、特徴をよく理解し、どちらが適しているのかを多角的な視点から十分に検討していくことが重要であると考えております。

引き続き、これからの行政サービスの向上につきまして、各般にわたる不断の見直しを行いながら、持続可能で確かな行財政基盤の確立を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、現在の社会情勢を踏まえた組織構築についてのおただしでございます。

本年3月に策定しました第3次矢吹町職員定員適正化計画では、条例定数内において、段階的に正職員を中心とした効率的で効果的な組織としていくことをお示ししたところでございます。

安井議員への答弁と重複いたしますが、近年、予見できない突発的な自然災害や、未知のウイルス感染対策など、大規模かつ比較的長期にわたる業務においては、担当課だけでの対応は大変厳しい状況となってきております。特に、新型コロナウイルスワクチンの集団接種業務及び2月に発生した福島県沖地震の被災者支援業務におきましては、5月初旬から業務が重なったこともあり、所管課のみでの対応は困難なものとなりました。現在、本町では、人員的な不足が見込まれる場合には、まずは課を超えた横断的な協力体制を検討し、それ

でもなお人員が不足する場合には、県職員の派遣要請や関係自治体との災害時相互応援協定に基づく応援職員の派遣を依頼し対応しているところであります。

しかしながら、今後、自然災害への対応、複雑化、多様化する行政需要への対応、また、職員の健康面への配慮、さらには男性、女性職員を問わず育児休業が取得しやすい職場づくりという観点からも、従来のように会計年度任用職員が担う事務補助員の職を増加させるのではなく、任期の定めのない常勤職員を計画的に採用し、人材育成基本方針に基づきしっかりと育成する、質、量ともにゆとりのある柔軟で効果的な人員配置とすることで、技術と経験が蓄積されその組織に伝承されていくと、持続可能な組織体制が実現できるものと認識しております。

そのため、地方公務員法に基づく人事任用制度を適切かつ柔軟に活用しつつ、定員適正化計画を踏まえながら、段階的に職員定数の範囲内で増員を図る、効果的に増員を図るということで、こういった考えで取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(角田秀明君) 11番、再質問ございますか。

11番。

○11番(青山英樹君) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、知る権利、情報開示の件に関してでございます。

蛭田町長さん、もう1年を超えておりますけれども、去年2月27日が初回、初めての議会だったかと思います。所信表明におきまして、この情報公開につきまして積極的に推進するというようなお話があったかと思います。また、町民の声を聞くということが一つの所信表明として表明されていたかと思いますが、今回、いわゆる健康センターの指定管理制度の選定につきましては、情報開示請求が不開示というふうになっております。原則公開という中にあって矛盾するのではないかというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 青山議員の再質問にお答えします。

まさに青山議員おっしゃるとおり、私としては本当に、公約にもありましたし、また所信表明でもお話ししましたとおり、町民の皆様にできるだけ情報公開をすると、そしてまた、町民の皆様の声を聞くということが基本であります。ただ、先ほど健康センターのところでお話ししましたとおり、やはりその制度をしっかりと運営していくための、その審査制度の中での情報公開をどこまでするかということにつきましては、先ほどお話ししたとおり、やはりその制度をしっかりと維持していくために、個人情報の保護であるとか、それから、その中でも話し合われたことについての公開の限界ということについては、やはり配慮していかなくちゃいけないのかなというふうに思っております。

私の基本方針は本当に、情報公開は恐らく先ほど86件でしたか、情報開示請求がございました。多くの開示 請求が令和2年度ありましたが、それについても基本的には答えていっていると思います。多くの開示請求が あったのも、それについて、そういったことを私どもの姿勢を見ていただいたのかなというふうに思っております。

ただし、やはり制度的にどうしても、そこを開示してしまうとなかなか審査委員の方々が発言しにくかったり、後々、様々なことで審査委員の方々が困ったことになったり、あるいは審査委員に手を挙げていただくこと自体がなかなか大変だったり、様々な影響もございますので、そのあたりについてのことを慎重に考えながら運用していることでありまして、そういったことを考えながらも最大限に公開を、また皆様に開示をしていきたいとは思っておりますので、そこをご理解とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。11番。
- ○11番(青山英樹君) 続けてお尋ねいたしますが、この健康センターの選定に関しては開示されないという ことでしたが、ホームページでも一切、何ら選定結果については開示されているのかいないのか、お尋ねいた します。現在において。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど町長答弁しました内容のとおり、町のホームページにおきましては、開催日時、場所、審査委員、審査件数、選考結果において、指定管理者の候補者名と、あと選考理由についての記載がございます。 以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。11番。
- ○11番(青山英樹君) お尋ねいたしますが、個人情報等の安全性保護という観点から公表等、公開等はしていないというお話ですけれども、ほかの自治体におきましては、その選定する委員さんの各委員の評定、配点から全て公表しているんです。A委員、B委員、C委員、D委員、E委員、F委員、そして1次審査、2次審査の配点から会社名はA社というようなところ、またほかの会社B社という形でもって全てを、点数化とかを評定で出している、点数で出しているわけなんです。細かく、その内容も選定の評価基準というものを明確にされて、配点が書いてあって基準点があると。なぜ当町においてはそのような点数表等を開示できないのかということについて、この差異は一体何なのかということをお尋ねしたいと思います。同じ指定管理の制度での選定でございます。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 青山議員の再質問にお答えします。

そちらの自治体はどちらの自治体でしょうかね。もしよかったら後ほど聞かせていただきたいと思いますが。

- ○11番(青山英樹君) 東久留米市。
- ○町長(蛭田泰昭君) 東久留米市ですか。なるほど。その内容について、また調べて検討させていただきたい。 ただ、やはり矢吹町の1万7,000弱の人口の中で、先ほどのような、例えば指定管理についての審議会をやると、その中でA、B、C、Dといっても結構察しがつくようなところもありまして、東久留米市その他の、 人口の矢吹より相当大きいところについての単純な比較はできないかとは思っています。そういったような検証も含めて、検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。11番。
- ○11番(青山英樹君) 事例として、その自治体の規模の違いとかそういったものもあるのかもしれませんが、 原則開示であるという点においては同じではないかというふうに考えます。

そこで、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるということでございますが、具体的にどういったことがあるのか。おそれということでございますが、具体的にどういったことがあるのかを、ここでもってお示しいただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 青山議員の質問にお答えします。

先ほどのような、矢吹町の規模、そしてその中で例えば選定委員に選ばれるような方々となりますと、やは りある方々にとってはかなり推定できるところであったり、伝わるところなのかというふうに思っています。

答弁でお答えしましたが、これは選定委員が忌憚なき意見を言える、活発な議論ができるというところで、後日、実際には矢吹町の中で、これは例えばこの健康センターだけじゃなくて、区長さんであるとか主立った方々がいらっしゃる中で、恐らくどなたがなっているとかの推定もなされるし、そういう中で議論がされたと。Aさん、Bさんという形で出たとしても、例えば業者さんがいます、そして委員さんがいます、様々な関係性があると。その中でこういうことを言ったということについて、町のうわさとしても様々なことが出たりしますので、それについて後々非常にご迷惑をかけることも正直心配されます。

今回のように、健康センターという事業者の方、それからあとは選ばれるさっきの、これは必ずしもそうじゃないんですけれども、区長さんであったり、例えば民生委員の方であったり、そういったところの主立った方と、そういう中で非常に議論がされていることが出てきた場合に、こういう意見を言ったんだなということで知られることで、様々な派生的なことが起こるのではないのかと、起こり得るということを率直に言って心配しているところはあります。

また、後々そういう議論の中身が出されるということであれば、こういった町のまさに、外でそういった審議会、その他もろもろで入っていただく方、そして議論をしていただく、議論していただくだけではなく実際に今いろんなことを、役を頼んでも、率直に言って面倒くさいこともある。だけれども、後でそういう議論が開示されて、様々なことではっきり言ってプラスにならないこともいっぱいあります。そういう中でお願いす

る中で、これはなかなか私は難しいことかなというふうに思っております。

ですから、先ほどのように活発な議論、意見の聴取、これについて忌憚なき意見の聴取について、様々なことが難しいことが出てくるのかなというふうに思っております。そのおそれがあるというふうに考えているわけであります。そのことをお理解いただければというふうに思っております。よろしくお願いします。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。11番。
- ○11番(青山英樹君) 公にすることによって、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるということの意味を、今いろいろ懸念材料を申してくださいましたと思います。逆に、公にしないことによって懸念される中立、つまり中立性がなかったのではないかといったそういう疑念が湧き出てくる、そういったことも考えられるものと思います。そしてまた、憲法21条に知る権利というものがあるわけでありまして、そこでは表現の自由、審査委員等が自分なりに発言し判定する、そういったものも保障されているわけでございます。そういったものから根本的に公開が原則であるというような意味合いが醸し出されるわけでございます。

これに加えて、もう一点、いわゆるこの衡量、比較衡量ですね。つまりこれを開示するあるいは開示しないことによって、その受ける利益の優越というものを比較衡量した上で判断をしなければならないという、そういう要綱があります。今、申し上げておりました、開示することによって率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるというものに関しての適用の基準、判断として、これは福井県のほうで示しているものなんですけれども、そこでは、いわゆる衡量ですね、つまり2つの事案に対してどちらが利益をもたらすのかというのを衡量し、それ具体的に立証しなければならないという基準がございますが、それは行われたのかどうか、また、それは公表されていないのですけれども、そういう事実があるのかないのかお尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 青山議員の再質問にお答えします。

今、議員おっしゃった、言わば情報公開のメリット、デメリット、そしてまた個人情報であるとか、先ほどの例えば委員の方が何をおっしゃった、そのことをどこまで開示するかについては、物事は全てそうですがメリット、デメリットあります。それをどういうふうに判断するかというのは、それぞれの状況に応じて発生することでありますけれども、全て開示してということであれば、先ほどのように委員の方々が、例えばある業者さんがいる、そしてこちらに委員の皆さんがいると、そして町の中でいろんな関係性が実はあると。その方が、どなたかがある程度推定されるような方の場合が多いです、正直言って。やっぱり区長さんであるとか、民生委員の会の会長さんであったりいろんな方いらっしゃいます。A、B、Cの業者さんに評価したときに、この人はこういう評価をした、あるいはこの人に、ここにバッテンをつけたと、そういうことが後々様々な影響を及ぼさないかということについては、私は大変心配します。その方に迷惑をかけないかどうかと。

これについては恐らく、確定的な評価とかそういったことについて、ある自治体はこうやっている、この自 治体はこうやっている、それから、ここの例えば法律家の方はこういう見解持っていらっしゃる。しかし、 我々執行部としては実際に町が成り立つように運営しなくてはいけないので、その中で、これから町を運営するに当たって非常に大きな障害になったり足かせになったりするようなことについては、かなり慎重に対応しなくちゃいけないというふうにも思っております。

ここで結論が出る話では私はないと思いますし、このことは基本的には情報開示を積極的に進めていく、しかし、その中でその制度自体が成り立つあるいは指定管理として本当にこの健康センターが成り立つかどうか、今回、危機にありましたので、そういうことも含めてしっかりと町民のために、健康センターの要望は大変多うございました、町民の利益になるようにどうするか、だから目をつぶっていいということではないですよ。そういうことで総合的に判断していく、執行部としての判断としてしっかりした方を選んで、それでこの程度までだったら情報公開できるし、この程度までだったら先ほどのメリット、デメリットからいうといけるのではないかと、そういう総合判断かというふうに思っております。

そういう判断の中で、メリット、デメリットを執行部サイドとして判断して、かつ町民の皆さんにも相談し、議員の皆さんにも相談しながらやっていくことかと思いますが、今回の件に関してはしっかりした方々に、町の中でもしっかりしたと考えられている方々にそういう評価を委ね、そして、その中身について知らせるかどうかということについては議論があるところだと思いますが、私どもでは、これのメリット、デメリットでいったら最終的に健康センターで業者さんをああいう形で選定し、そして健康センターを再開し運営していくというトータルの中で見れば、私は十分に納得のいただけることでなかったかなというふうに思っております。

ただ、やり方については、おっしゃったようなかなり見解がございますので、各自治体のやり方についてさらにちょっと研究をしていきたいというふうに思っております。先ほどのように、自治体の規模であるとか、その自治体の性格づけ、あるいはどういうところの、どういう経済的な環境であったりと様々な違いがございますので、そのことも考えながら比較して検討してまいりたいと思っております。

よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。

11番。

- ○11番(青山英樹君) 矢吹町情報公開条例第7条第5号に該当するというその内容、公にすることによって 率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるということに関しての、私は運用に関 していわゆる比較衡量というものが行われたのかどうか、それは立証されるかどうかということをしなければ ならないというような運用基準がありますけれども、そういった事実があったかないかをちょっとお聞きした かったものですから、改めてお尋ねいたします。
- ○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 青山議員の追加質問にお答えします。

青山議員が今おっしゃったような形での比較衡量というようなことでいえば、そこまでのことはやっていないかなというふうに思います。

以上であります。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。11番。
- ○11番(青山英樹君) 不開示のもう一つの理由としまして、指導、選考、診断、その他の個人に対する評価 または判断を伴う事務事業に関する情報であって、開示することにより当該事務事業の適正な執行に著しい支 障が生ずるおそれがあるということが挙げられておりますが、この内容に関しまして、これはこの不開示に関 する判例というもの、たくさんございます。

栃木県の公文書の開示に関する東京高裁、平成3年1月、それから大阪府でも平成2年5月にありますが、 同様の理由に対しての不開示に関して、これを不開示を不当とする判決が出ております。その理由というのは、 立証する責任を負うべきであるということなんです、その理由に対して。それだけ情報公開の原則というもの を重んじているということになるんです。

この判例を読みますと、具体的に存在するという、今申し上げました内容を、適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるというものに対して、具体的に存在すると言えるのかという点について立証する責任を負うべきであるという観点から、不開示請求が適正でないという判例が幾つかございます。私も、どのような評価、どのような判断であって、それが著しい支障を来すという、何を支障があるのかというのが全く具体的に分からないんです。ですから、そこに対しては立証しなければならないという判例等がございますので、その点についても、どういった著しい支障が生ずるおそれがあるということなのかをお示し願いたいと思います。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 青山議員の再質問にお答えします。

今回の一連の対応につきましては、基本的に弁護士との協議等もしてございます。そしてまた、今お話のあったところは、やはりどこまで公開するかという話と個人情報の問題であったり、開示の問題あるいは執行権についてどこまでという話も含めていろいろ課題がございますので、これについてはまた検討したいというふうに思ってございます。なかなかすぐに結論が出るようなお話ではちょっとないかというふうに私は思っております。この場では、一応弁護士との協議の上で行ってきたということと、それから、今の論点につきましては今後検討させていただきたいということで思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。
 - 11番。
- ○11番(青山英樹君) 確認を込めてお尋ねしたいんですが、大阪府の公文書公開等でもって、平成元年3月 14日の判決におきまして明確に判例として挙げられているところでございますが、著しい支障を生ずる危険性 が具体的に存在し、それが客観的に明白であるということを要求しているという点について、これを立証すべ きであるというのがこの趣旨でございます。その辺を踏まえてご検討いただきたいというふうに思います。

そして次に、ご質問をしたいと思いますが、今、大きくは2点ほどの非開示の理由としてそれに対する質問等行いました。原則公開という観点から申し上げまして、やっぱり透明性というものが非常に大事であると。 また、公正性というものも大事であり、非開示がゆえに逆に皆さんの不信、不安を買うということもございま す。今申し上げた内容からいきますと、部分開示とかそういったものというのも可能だったのではないのかというふうに、可能ではないのかというふうに思うんですけれども、その辺の検討というのはされたんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長(佐藤 豊君) 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

部分開示について検討したのかとのおただしでございましたけれども、弁護士先生のほうに相談に行く際に、 この部分については開示できますかというところで、部分開示についても協議しております。その結果、そこ について開示できないだろうというところのご意見をいただいた中で判断したところでございます。

以上です。

○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。11番。

○11番(青山英樹君) 弁護士さんのほうと相談されたということで、それが全てかどうか分からないんですが、原則公開だということで、いわゆるその公開条例、この矢吹町情報公開条例の第一義はあくまでも情報公開なんです。ですから、そもそものその目的というものがあって、そしてそれが、不開示とかそこが目的ではないはずなので、そこは改めて弁護士さんのお話というよりも、先ほど申し上げた、私が申し上げ、また町長から答弁いただいたような件について、改めてご検討いただければというふうに思っております。

その部分開示あるいは黒塗りとかそういう部分でもってもある程度個人名が特定されない、保護法は個人ですから。そこのところを限定的にいけば、ある程度の開示はできるんではないのかと。例えば意見としてはこういうものがありましたよとか、やり方もあるかと思うんです。そういったものを全て鍋蓋でもって塞いでしまうのは、全く情報公開を推し進めようという町としての姿勢としては透明性が足りないんじゃないかというふうに思うんです。

そこについてご検討いただけるかどうか、改めてお尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 青山議員の再質問にお答えします。

もとより情報公開についてはできるだけということで考えておりますし、町民との対話等も含めて、コロナ 等様々な制約化された状況ではありますが、思っています。今回の件につきましても、弁護士等と相談しなが らやったことでありますし、今後については、青山議員ご指摘のとおり様々な事例があると。その事例がどの 程度の事例か私は分かりません。しかし、その事例も参考にしながら、これからも情報公開についてはできる 限り努めていきたいというふうに私としては考えてございます。

以上であります。

○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。

11番。

○11番(青山英樹君) それでは、次の質問に移らせていただきます。

政策立案に関してなんですが、いわゆる今回ご答弁いただいた中にもございますけれども、立案をすることがいわゆる行政の目的となるのかどうかという点についてです。つまり、資源投資をしながら最終的な成果というもの、そこが目的になってくるわけであって、いわゆる手段、手法が目的ではないという点について、ちょっと質問させていただきたいと思います。

例えば、指定管理に関しても、健康センターであれば町民の健康の増進とかあるいは福祉の増進というのが 目的でございまして、指定管理者を選定することが目的ではない、それは手段であるということなんです。大 方、道の駅の事業とかそういったものもひっくるめても、いわゆる政策立案等をする、事業等を実施するとい うことが目的で終わってしまって、その後の振り返りとかあるいは結果からの検証とか、そういったものとい うものがなされているのかどうかということで、確認をしたいんです。

例えば、健康センターに関しましても、過去十数年においてわたってやってきているんですが、今回、また 指定管理として新たな方がなったわけですけれども、過去におけるそういったいわゆるエビデンス、科学的な 根拠を基に政策立案がされたんですけれども、その検証というものがされているのかどうか。健康センターに ついても、今申し上げましたが、例えば大正ロマンの館に関しても、いわゆる矢吹駅周辺でもっていわゆるK PI、人の流れが216名から44名増えて260名になると。複合施設が今オープンしてまだ半年足らずですけれど も、そういったものについてというものが改めて検証されているのかどうか、そしてそれが次に生かされてき ているのかどうかという点についてのお考えをお尋ねしたいと思います。検証されてきて、次に生かされているのかどうか、そこをお尋ねします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

企画総務課長、佐藤豊君。

[企画総務課長 佐藤 豊君登壇]

○企画総務課長(佐藤 豊君) 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

検証作業、どのようなことをやって、どのようなところで反映したかというところでございますが、指定管理については、必ず最終年度にその指定管理者による自己検証をやって、その後、施設所管課による一次検証、また、町長答弁したとおりでございますけれども、企画総務課による二次検証というものは実施しております。その中で、公募にするか非公募にするか、また、この次に公募する中での要領についてどのように改善していくかというところの検証作業については実施しているところでございます。

以上です。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。
 - 11番。
- ○11番(青山英樹君) 政策立案というものに関しましてよく言われる、行政と民間の違いということでよく言われます。蛭田町長も民間の出身で、しかも一流企業の一つで、様々な政策立案あるいは運営をされてきたかと思います。行政と民間企業との違いといいますと、よく行政は適正な予算配分、それを事前に査定して議会の承認を得る事前統制の要素が強い。民間企業さんの場合には、成果を評価することで効果的な戦略にして

いくという、その事後統制的な要素が強い。この違いが主にその行政と民間の違いというふうに言われて、民間の活力、そういった手法を取り入れていくというようなことで、民営化なりアウトソーシングが行われてきているという経緯がございます。

民間出身で様々な経験を積まれてきた蛭田町長としまして、この政策立案、1年ほどこの町に着任されまして、やはり民間との違いとかもあろうかと思いますが、どのようなことでやっていけばもっとこの町はよくなるんじゃないかというような、そういう方針等があればお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 〇議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長(蛭田泰昭君) 青山議員の質問にお答えします。

予算を中心にして議会のチェックを受けながらの民間の話ということですが、ご質問がちょっと抽象的で、 ちょっとお答えしにくいので、もう少し詳しく言っていただけますか。

- ○議長(角田秀明君) 再質問、11番。
- ○11番(青山英樹君) 要するに、結論から申し上げますと、行政と民間の違いでいくとやっぱり成果、結果にコミットしているかどうかという部分なんです。その違いは大きくありまして、そこを民間に委ねる、期待するという行政も多くあります。兵庫県の豊岡市ですと、副市長さんを公募しまして1,371人の中から選ばれた方、京セラの方が副市長になりまして、城崎とか地方創生でもかなり成功事例を上げている。結果から申し上げますと、その成果、結果にコミットしているかどうかという部分が大きな差だと思います。

そういったところから、蛭田町長自身の経験からこういったことをすれば矢吹町はもっと政策立案的によくなるんじゃないかとか、そういう提言なり方向性がおありでしたらば、お話しいただけないかなと思ったところでございます。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

- ○町長(蛭田泰昭君) 青山議員の質問にお答えします。
- ○11番(青山英樹君) 大丈夫ですか、抽象的過ぎましたか。
- ○町長(蛭田泰昭君) 抽象的、申し訳ない、こういうやり取り私好きなんですけれども、ちょっと抽象的でなかなか難しいなと。

言わば民間だと、これはもう完全にどういうところに資源を投資して、そしてその投資から上がってきた回収分でもって次の計画を立てると、これが基本です。やっぱり役場の場合、私は戸惑うのは、最初に予算があって、それについての前々からのもうとにかく継続案件が山ほどあって、ほとんどそれに縛られているのと、それから、矢吹町は自主財源が23%しかないので、継続案件がぎっちりと詰まっていく中で、じゃどうやって新しい政策をやるかということは、この間の例えばコロナの交付金でああいったのが新しく入れていただいたということで、今まで赤字だったのを少し黒字にできて、それで例の総合運動公園用地の借金をお返しして、それでできた毎年のこれまで7年間返済する予定だった3,500万円で給食費を半分無料化できたと、こういう

ことはできると。だけれども、民間であれば当然、自分のところで稼いで、それを自分のところで予算にして、 そしてどんどんアグレッシブな政策を打っていくんだが、それができない。そのことは今回非常に痛切に感じ ました。その中で、じゃ限られた手段の中で何をやっていくかということで、今、一生懸命考えているところ であります。

そういう、あとはやっぱり徹底的な成果主義ではないので、民間のほうはもうほとんど成果主義になっていますので、どういうプロジェクトあるいはどういうことをそれぞれの各個人に期待する、あるいは割り振って、それでやれた人、やれない人にとっては次の昇進では決定的に差をつけるということをやってきましたが、なかなか役場ではそういうわけにはいかないので、どういうふうにして行うかと。それはそれぞれ、まず資源配分ということでいうと、さっきの金の限界、それから人の問題でいうと、やっぱりやれた人に対しては、特にリスクを取って苦労して頑張ってやっていただいた方には決定的な評価をして、次には2階級特進もやると、当たり前です、こんなことは。しかしここではできないと。ということで、人、物、金でいうと、物は物で箱物をいっぱい造られちゃってすごい大変な状況にありますし、その中でどうやって私は絵を描いていったらいいかということで、大変苦慮しているところであります。

議会でやる話ではないかもしれないんだけれども、こういう話は好きですので、また場を変えて行っていただければありがたいかなというふうに思っておりますが、ただ、ちょっとさっきの人事の話みたいにきついことも言いましたが、私は、役場の風土はそこは尊重したい。役場のいい点は、もう去年、おととしの新年会で申し上げたとおり、いい点についてはぜひ守っていきたい、役場の職員の皆様を守っていきたい。しかし、この例の自治体DXとか言われている中、そしてコロナで一気に、ワクチンのことも含めて、ワクチンを打って落ち着いた後も大きく変わります。その中で、今までのやり方でいいのかというのは非常に疑問に思っている。だから、そのことについて皆さんの理解を得ながら、相談しながらやっていきたいというふうに思っております。

答えになっているかどうか、ただいきなりの質問だったんですね。また場を変えてでもこういうお話ができれば、私は大変ありがたいというふうに思っております。

雑駁でございましたが、以上でございます。

○議長(角田秀明君) 私から申し上げておきますが、町長と青山君の内容は、今、こういうことは町長は好き だと言うんですけれども、質問の内容と大分ずれてきていますので、私からちょっと注意をしておきますので、 よろしくお願いしたいと思います。

質問ありますか。

11番。

○11番(青山英樹君) 民間と行政の違いという点でお話をさせていただいたんですが、多少オルタナティブ、 対案的なことを申し上げたいんですが、今お話を聞いて思いましたが、そのEBPMという手法、政策立案で ご存じかと思います。10年ぐらい前からなされてきて、それを行政のほうでも取り入れていってはいかがかと いうようなところでもって、実践しているところが多くなってきております。

ぜひ、優秀な職員さんもおられますし、そういったものを取り入れていくという点で、いわゆる科学的根拠 に基づいた政策立案というような手法について、ぜひ職員の皆さん方の研修とか、あるいは町長ご自身がシン クタンクを持つとかそういうことをされていってはいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。そういうことで進められてはいかがということについて、いかがですかということをお聞きします。

○議長(角田秀明君) 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長(蛭田泰昭君) 青山議員の質問にお答えします。

先ほどは若干話が走りましたが、ただ、やはりとにかく矢吹町をよく新しい風ということで言いましたが、いい方向に変えていく、可能性を広げる、とにかくそのために大転換期に入ってきていますので、その中で変えていくためにどうしたらいいかということ、そして第一は当然町民のことであります。町民の生活がよくなるための、どういったやり方があるのかということを中心にしながら考えていきますが、そのときにシンクタンク的なところが必要だということであれば、それも含めて検討していきたいというふうに思っております、ほかの力も借りながらでしょうけれども。

そのような方向で頑張っていきたいと思いますので、皆様のまたお力添えをよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(角田秀明君) 再質問ございますか。
- ○11番(青山英樹君) 以上、終了します。ありがとうございました。
- ○議長(角田秀明君) 以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

続けて、総括質疑、議案等の付託を行いたいと思います。

◎総括質疑

○議長(角田秀明君) 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。 質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願・陳情の付託

○議長(角田秀明君) 日程第3、これより議案・請願・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第36号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第35号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。 ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。 これにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をいたします。

これから配付しますので、よろしくお願いしたいと思います。

ただいま配付しました第428回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名をしたいと思います。 お諮りをいたします。議案第30号、第31号、第32号、第33号、第34号につきましては、お手元に配付の議案 付託表のとおり、所管の常任員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、6月2日までに受理した請願及び陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願及び陳 情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長(角田秀明君) これで、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

遅くまでご苦労さまでございました。

(午後 零時47分)

令和3年6月21日(月曜日)

(第 4 号)

令和3年第428回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和3年6月21日(月曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第30号・第31号・第33号・第34号

請願第 1号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第32号

陳情第 2号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第36号

審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第35号

審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 5 選挙第 1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日程追加の議決

日程第 6 同意第 1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 8 発議第 6号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援 を求める意見書(案)

日程第 9 閉会中の継続調査の申出について

日程第10 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1

1番	芳	賀	慎	也	君	2番	関	根	貴	将	君
3番	髙	久	美	秋	君	4番	藤	井	源	喜	君
5番	堀	井	成	人	君	6番	鈴	木	浩	_	君
7番	富	永	創	造	君	8番	三	村	正	_	君
9番	加	藤	宏	樹	君	10番	鈴	木	隆	司	君
1番	青	Щ	英	樹	君	12番	熊	田		宏	君

13番 安 井 敬 博 君 14番 角 田 秀 明 君 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	蛭	田	泰	昭	君	副	町	長	藤	田		豊	君
教 育 長	鈴	木	健	生	君	企画	i総務訓	果長	佐	藤		豊	君
まちづくり 推 進 課 長	山野	·辺	幸	徳	君	税	務課	長	小	磯		岡川	君
会計管理者兼 総合窓口課長	/1\	針	良	光	君	保健	福祉部	果長	冏	部	正	人	君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴	木	辰	美	君	商工	推進調	果長	佐	藤	浩	彦	君
都市整備課長	福	田	和	也	君	上下	水道調	果長	柏	村	秀	_	君
教 育 次 長 兼 教育振興課長	141	井	淳	_	君	子育課	育て支	援長	小	椋		勲	君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長(角田秀明君) 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午前10時00分)

◎町長答弁の訂正について

○議長(角田秀明君) 日程に入る前に、過日行いました一般質問において、町長より答弁の誤りがあり、お手元に配付のとおり訂正したい旨の申出がありました。議長において申出内容を確認し、会議規則第64条の規定に基づき訂正を許可することといたしました。

なお、訂正箇所について町長より発言の申出がありましたので、これを許します。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) 皆さん、おはようございます。

6月11日から開会いたしました定例会におきまして、議員の皆様には本会議並びに委員会を通じまして慎重 審議をいただきましたご労苦に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

第428回矢吹町議会定例会第5日目の青山議員の一般質問において、私が答弁申し上げました内容について 一部誤りがあり、最終日の日程に入る前に発言の機会をいただき、感謝申し上げます。

それでは、ご説明させていただきます。

訂正箇所につきましては、青山議員の再質問に対し、自主財源が23%と答弁いたしましたが、誤認による答 弁内容でございまして、自主財源が令和元年度決算、これでは約30%ということで、発言の訂正をお願いする ものでございます。

なお、今後、簡潔で明瞭な答弁に努めるとともに、町民本位のまちづくりを進めてまいります。議員の皆様には、引き続きのご支援とご教示を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長(角田秀明君) それでは、去る6月15日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託いたしました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第30号、第31号、第33号、第34号、請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採 決

○議長(角田秀明君) 日程第1、これより議案第30号、第31号、第33号、第34号及び請願第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、4番、藤井源喜君。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番(藤井源喜君) 議場の皆さん、おはようございます。

総務教育常任委員会について、審査結果の報告をいたします。

第428回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢 吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審查結果。

当委員会に付託されました議案第30号、第31号、第33号、第34号及び請願第1号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第30号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民 健康保険税の減免の措置を令和3年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置を延長するため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第33号 矢吹町図書館設置条例等の一部を改正する条例。

本案は、矢吹町図書館、矢吹町文化センター、矢吹町ふるさとの森芸術村、矢吹町体育施設、矢吹町勤労者体育施設、矢吹町健康センター、矢吹町ふれあい農園の7施設の管理について、設置条例等に規定されております指定管理者による管理等について、一括して条文中の文言を改めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更について。

本案は、同規約第3条に定める、広域市町村圏整備組合としての共同処理事務である情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理について、所要の改正を行うとともに、組合の事務所を白河市表郷金山へ移転し、白河市立石山にある現庁舎を消防専用庁舎とする改正内容であり、地方自治法第286条第1項の規定により、白河地方広域市町村圏整備組合の規約の変更について、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書。

本件は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学保障のため、来年度以降も全額 国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金に必要な予算確保について意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。 以上のとおり報告いたします。

○議長(角田秀明君) ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第30号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に 関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 矢吹町図書館設置条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 白河地方広域市町村圏整備組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第32号、陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第2、これより議案第32号及び陳情第2号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、8番、三村正一君。

[8番 三村正一君登壇]

○8番(三村正一君) 議場の皆さん、おはようございます。

産業民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

第428回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、 矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第32号及び陳情第2号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第32号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたため、関連する4つの条例について、一括して所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第2号 町道前田2号線の舗装に関する陳情。

本件は、町道前田2号線の舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長(角田秀明君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第32号 矢吹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第2号 町道前田2号線の舗装に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第36号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第3、これより議案第36号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、7番、冨永創造君。

〔7番 冨永創造君登壇〕

○7番(冨永創造君) 議場の皆さん、改めておはようございます。

それでは、第一予算特別委員会審査結果について。

第428回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢 吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審查結果。

当委員会に付託されました議案第36号の審査結果は次のとおりです。

議案第36号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算(第1号)。

本案は、収益的収入につきましては、既定の額に400万円を追加し、収入予算総額4億823万8,000円とし、

収益的支出につきましては、既定の額に400万円を追加し、支出予算総額4億2,914万円とするものであります。 収入の内容は、営業収益400万円を増額するものであります。

支出の内容は、営業費用400万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上のとおり報告いたします。

○議長(角田秀明君) ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。 質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第36号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第4、これより議案第35号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、8番、三村正一君。

[8番 三村正一君登壇]

○8番(三村正一君) それでは、第二予算特別委員会審査結果の報告をいたします。

第428回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢 吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第35号の審査結果は、次のとおりです。

議案第35号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第3号)。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,796万3,000円を追加し、総額を77億297万円とするとともに、地 方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、国庫支出金3,410万5,000円、県支出金1,079万円、財産収入77万円、繰入金2,889万8,000円、

町債2,340万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を窓口業務委託料等により819万8,000円の増額、民生費を放課後児童クラブ委託料により3,237万円の増額、教育費を学校支援員委託料等により998万5,000円の増額、災害復旧費を福島県沖地震に係る災害復旧工事等により5,161万3,000円の増額、予備費を420万3,000円減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長(角田秀明君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

9番。

[9番 加藤宏樹君登壇]

○9番(加藤宏樹君) それでは、私は議案第35号 令和3年度一般会計補正予算に対して、反対の立場で討論 をいたします。

本補正予算には、業務委託料として5,000万余りの委託料が計上されております。この一般社団法人まちづくり矢吹の設立のプロセス、経緯について大いに疑義がございます。町が積極的に関与、関係して設立されたにもかかわらず、結果は町の支配権の及ばない、監視、監督の行き届かない外部団体、外部企業となっていることです。

次に、議会においても数々の虚偽答弁がございました。業務委託料が出資金に当たるであるとか、社員には 矢吹町はなれないので、野崎吉郎氏、当時の町長が充て職としてならざるを得なかったなどと答弁しておりま す。

さらに、充て職として町長がなるんであれば、現町長は、その充て職の町長は社員となっておりません。さらに、矢吹町で社員になれるという理解をしているにもかかわらず、いまだ矢吹町は社員となっておりません。よって、矢吹町の支配権の及ばないそういった会社になっているというのが実態でございます。

次に、業務委託契約でございますが、こちらは随意契約によって行われております。会社の設立経緯などから考えますと、官製談合の疑いがございます。

さらに、設立した法人が町益、いわゆる町民の、町の利益に資する法人と言えるか、非常に不透明ではございます。

また、転籍した臨時職員と会計年度任用職員との待遇に格差が生じている疑義がございます。このことは、 町が提出しています試算表などでも明白でございます。

また、学校支援員や児童クラブ職員などの一部の職員に対しては、意向調査の段階において会計年度任用職員への希望さえできなかったという実態もございます。半ば半強制的にまちづくり矢吹に転籍させられた、転籍を強いられたという疑義がございます。

これらを総合的に勘案すると、外部委託することが本当に町のメリットになっているのか、到底言い難い状態にあると考えられます。当議会においても、たびたび公益的法人である一般社団法人まちづくり矢吹などと発言したり、議会においても度重なる不適切な発言がございました。

過去においては、複雑骨折などとの表現がございましたが、これは削除、訂正された経緯もございますので、ここでは私は寝違えている状態、いわゆる寝違えた状態で運営していては、いずれ首が回らなくなるのではないかというおそれがございます。傷は浅いうちに手当をしたほうが回復は早いです。手後れになる前に適切な手だて、処置をすべきと考えております。

以上のことから、本議案に反対するものであります。特に業務委託の5,000万余りに関して反対するものであります。

議員各位の賢明なるご判断と良識あるご判断を切に希望しまして、反対討論といたします。

○議長(角田秀明君) ただいま反対討論がありましたので、賛成討論のある方は発言を許します。 12番。

[12番 熊田 宏君登壇]

○12番(熊田 宏君) 議場の皆さん、おはようございます。

私は、議案第35号に賛成の立場で討論させていただきます。

本補正予算は、町民福祉の充実のために適正に組まれた予算であるというふうに認めますので、賛同するわけであります。

また、今、討論の中でもまちづくり矢吹について言及がありました。私は、まちづくり矢吹は、蛭田町長も おっしゃっておられますが、これから雇用の創出が見込まれる大変期待できる組織であるというふうに認める ものであります。

皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○議長(角田秀明君) そのほか、反対の討論がある方があれば討論を許します。なければ打ち切ります。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○議長(角田秀明君) それでは討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。 お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。 本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(角田秀明君) 起立多数であります。着席してください。 よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

◎選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長(角田秀明君) 日程第5、これより選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。 お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選にした いと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは指名をいたしたいと思います。

選挙管理委員に、矢吹町中町168番地、深谷壽夫氏、矢吹町花咲135番11、石原ヨシ子氏、矢吹町文京町132番の1、佐藤彰氏、矢吹町中野目東30番地、円谷由明氏、また、選挙管理委員補充員に、矢吹町八幡町579番の3、星保一氏、矢吹町曙町52番地、国島正典氏、矢吹町根宿500番地、小針安子氏、矢吹町東堤210番地、吉田秀一氏、以上の方々を指名したいと思います。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方々を選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました深谷壽夫氏、石原ヨシ子氏、佐藤彰氏、円谷由明氏は選挙管理委員に、 星保一氏、国島正典氏、小針安子氏、吉田秀一氏は選挙管理委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。ただいま当選されました補充員の補充順序は、星保一氏を1位、吉田秀一氏を2位、小 針安子氏を3位、国島正典氏を4位といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、1位、星保一氏、2位、吉田秀一氏、3位、小針安子氏、4位、国島正典氏と決 定いたしました。

以上のとおり、選挙管理委員補充員の補充順序が決定されました。

以上で、選挙管理委員及び同補充員の選挙は終結いたしたいと思います。

以上で全ての審議は終了いたしましたが、ここで、会期中に町長から追加議案及び議員発議がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を、そして引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議したいと思います。

(午前1	0時3	6分)
------	-----	-----

○議長(角田秀明君) それでは、再開いたします。

(午前11時07分)

○議長(角田秀明君) 初めに、私のほうからお願いをしたいと思います。

先ほど加藤議員のほうから反対討論の中身について、議会運営委員会を開きたいと思いますので、暫時休議 して議会運営委員会を開いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(午前11時07分)

○議長(角田秀明君) それでは、再開いたします。

(午後 零時08分)

◎発言の訂正

○議長(角田秀明君) 先ほど審議され、可決されました議案第35号の討論における加藤宏樹議員の発言について、議会運営委員会を開催し、加藤議員からその発言内容の聞き取りを行い、その取扱いが協議されました。 青山委員長より、加藤議員の討論の中の「虚偽の答弁」を「間違った答弁」に訂正することに決定した旨の報告がありましたので、会議規則第64条の規定に基づき、議長においてその発言の訂正を許可しましたので、報告をいたします。

◎日程の追加

○議長(角田秀明君) それでは、本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、11番、青山英樹君。

[11番 青山英樹君登壇]

○11番(青山英樹君) 議場の皆さん、改めましてこんにちは。

議会運営委員会からご報告いたします。

今般会期中に町長から提出のありました同意2件、また、議員から発議1件、各委員会委員長より提出のありました閉会中の継続調査の申出、議員の派遣について、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆さんのご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長(角田秀明君) お諮りをいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議 題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程につきましては、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長(角田秀明君) 日程第6、これより同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案につきましては、除斥の対象ではございませんが、出席されている教育長の人事案件でありますので、 教育長、鈴木健生君には、一時退席をしていただきたいと思います。

〔教育長 鈴木健生君退場〕

○議長(角田秀明君) 提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長(蛭田泰昭君) それでは説明いたします。

日程第6、同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでありますが、本案は、 令和3年7月14日をもって教育長の任期が満了となることから、現教育長である岩瀬郡鏡石町中町271番地の 1、鈴木健生氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づ き議会の同意を求めるものであります。

鈴木氏は、既にご承知のとおり、明朗快活で高潔な人格を有する方であり、昨年4月1日の就任以来、新型コロナウイルス感染症の流行下においても、矢吹町の児童生徒の安全・安心の確保を第一に、教育行政の振興発展にご尽力をいただいております。今後も引き続き、教育長として豊富な識見と卓越した手腕により、町教育行政の進展に寄与していただきたく、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(角田秀明君) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(角田秀明君) 起立全員であります。

よって、同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました鈴木健生様を紹介するため、暫時休議いたします。

(午後	零時1	4分)

○議長(角田秀明君) 再開いたします。

(午後 零時16分)

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長(角田秀明君) 日程第7、これより同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長(蛭田泰昭君) それでは、説明いたします。

日程第7、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでありますが、本案は令和2年7月から固定資産評価審査委員会委員に就任していただき、この6月30日をもって任期が満了となります矢吹町中畑176番地、岡崎長一郎氏を再度、同委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

岡崎氏は、卓越した識見と誠実さをもって職務にご尽力いただいており、今後も引き続き同委員会の職務に ご尽力いただきたく、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいた します。

○議長(角田秀明君) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

この採決は起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(角田秀明君) 起立全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました岡崎長一郎様を紹介するため、暫時休議をいたします。

(午後 零時18分)

○議長(角田秀明君) それでは、再開いたします。

(午後 零時19分)

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(角田秀明君) 日程第8、これより発議第6号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災 児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4番、藤井源喜君。

[4番 藤井源喜君登壇]

○4番(藤井源喜君) 発議第6号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就

学支援を求める意見書(案)について説明いたします。

東日本大震災を受け創設された被災児童生徒就学支援等事業は、被災した子供たちにとり、学校で学ぶため の極めて有効な支援事業として機能しています。

しかし、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就 学支援に格差が生じることも危惧されます。このような理由から、令和4年度においても、全額国庫で支援す る被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うことの実現について、地方自 治法第99条に基づき意見書を提出しようとするものであります。

以上で趣旨説明とさせていただきます。

○議長(角田秀明君) これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

お諮りいたします。発議第6号 国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就 学支援を求める意見書(案)は、これを提出することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号の意見書は、提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長(角田秀明君) 日程第9、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長(角田秀明君) 日程第10、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(角田秀明君) 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、昼食後1時30分より、議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力お願いしたいと思います。

これにて第428回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午後 零時24分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 9 月 16 日

議 長 角田秀明

署 名 議 員 冨永創造

署 名 議 員 三村正一